



中津市

子ども計画

令和7年3月
中津市

はじめに



令和5年4月1日、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。我が国で初めて「こども」が権利の主体として位置づけられるとともに、その権利の擁護が図られる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進するものとされています。

近年、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は、かつてないスピードで変化しています。核家族化の進行や地域社会との関わりの希薄化に加え、スマートフォンの普及や児童生徒1人1台タブレット端末の整備等に象徴される、社会の急速なデジタル化が、ライフスタイルやコミュニケーションの仕方にも大きな変化をもたらしています。

このような状況を踏まえつつ、令和7年4月からの計画を策定するにあたり、これまで以上に中津の宝であるこども・若者にスポットを当てるとともに、関係団体や市民の皆様方と行政が共に力を合わせ、社会全体でこどもの成長を後押しするべく、こども・子育て施策の総合指針となる「中津市こども計画」を策定しました。

中津で育って良かった、中津で子育てして良かったと実感していただけるよう、今後も切れ目や漏れの無いこども・子育て施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた中津市子ども・子育て会議の委員各位をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

中津市長

奥 塚 正 典

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格.....	3
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	4
5 策定体制.....	4

第 2 章 中津市の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況.....	5
2 就業の状況.....	12
3 少子化の状況.....	15
4 母子保健に関する状況.....	21
5 アンケート調査結果概要.....	24
6 前期計画の実績及び進捗状況.....	37
7 現状・課題の整理.....	57

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	59
2 基本目標.....	61
3 施策体系.....	62

第 4 章 施策の展開

基本目標① こども・若者の社会参画・意見反映.....	63
基本施策 1 こども・若者が権利の主体であることの 社会全体での共有及び意見反映.....	63
施策 No. 1-1 こども・若者が権利の主体であることの 社会全体での共有及び意見反映.....	64
基本目標② ライフステージを通じた重要な支援施策.....	66
基本施策 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	66
施策 No. 2-1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着.....	67
施策 No. 2-2 こども・若者が活躍できる機会づくり.....	69
基本施策 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	71
施策 No. 3-1 こどもの貧困対策の推進.....	72
基本施策 4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	75
施策 No. 4-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	76
基本施策 5 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援 を含めた社会的養育の確立.....	75
施策 No. 5-1 児童虐待防止対策等の更なる強化及び社会的養育の確立.....	79

施策 No. 5-2 ヤングケアラーへの支援	81
基本施策 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ..	82
施策 No. 6-1 こども・若者の自殺対策	83
施策 No. 6-2 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備...	84
施策 No. 6-3 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 (「こども・若者の性犯罪・性暴力対策」を含む)	85
基本目標③ ライフステージ別の重要な支援施策	87
基本施策 7 こどもの誕生前から幼児期まで	87
施策 No. 7-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの 切れ目ない保健・医療の確保	88
施策 No. 7-2 こどもの誕生前から幼児期までの こどもの成長の保障と遊びの充実	90
基本施策 8 学童期・思春期	93
施策 No. 8-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる 質の高い公教育の再生等	94
施策 No. 8-2 居場所づくり	96
施策 No. 8-3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育...	98
施策 No. 8-4 いじめ防止	99
施策 No. 8-5 不登校のこどもへの支援	100
基本施策 9 青年期	101
施策 No. 9-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	102
施策 No. 9-2 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する 相談体制の充実や情報提供	103
基本目標④ 子育て当事者への支援に関する重要な施策	104
基本施策 10 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	104
施策 No. 10-1 妊娠期から中等教育段階まで切れ目のない負担軽減	105
基本施策 11 地域子育て支援、家庭教育支援	107
施策 No. 11-1 ICT を活用したプッシュ型の情報提供や 申請手続き等の簡素化	108
施策 No. 11-2 一時預かり等の利用の促進	109
施策 No. 11-3 家庭教育支援及び地域子育て支援の推進	110
基本施策 12 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの 主体的な参画促進・拡大	111
施策 No. 12-1 働き方改革の推進、男性の育児休業が 当たり前になる社会の実現	112
基本施策 13 ひとり親家庭への支援	114
施策 No. 13-1 経済的支援	115
施策 No. 13-2 相談支援	116
指標一覧	117

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 区域の設定	118
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	119
3 地域子ども子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	125
4 人口減少時代における教育・保育の在り方について	139
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進等	139
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	139

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制及び進行管理	140
2 当事者からの意見聴取	141

第7章 参考資料

1 中津市子ども・子育て会議委員名簿	142
2 会議の設置根拠・所掌事務	143
3 用語解説	144

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境が大きく変化する中、国においては、2012（平成 24）年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、中津市では「第1期なかつ子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年3月策定）に基づき、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

こうした中、国は、2016（平成 28）年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、待機児童解消に向けた取組を加速化させました。

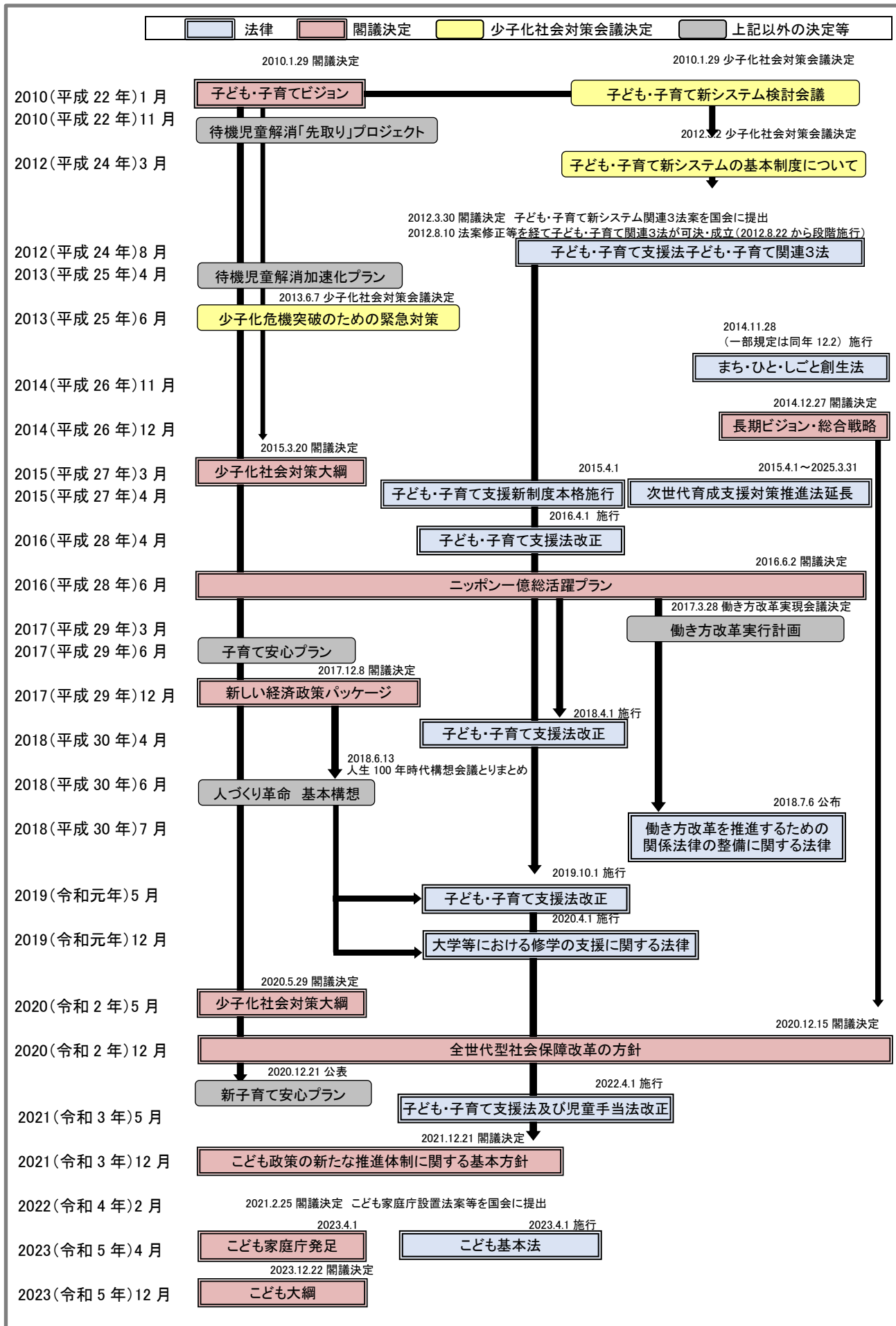
また、放課後児童対策として令和元年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担軽減として、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

中津市においては、令和2年3月に「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」を策定し、チャイルド・ファーストの視点を第一に、こどもを産み育てやすい「みんなが子育てしたくなるまちづくり」をこれまで推進してきました。

さらに国では、令和5年4月に、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設するとともに、「こども基本法」が新たに施行され、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずることや、「市町村こども計画」の策定が求められているところです。

今回、第2期計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、国の動向や中津市の実情を踏まえ、「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」に「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者計画」を包含した「中津市こども計画」を策定します。

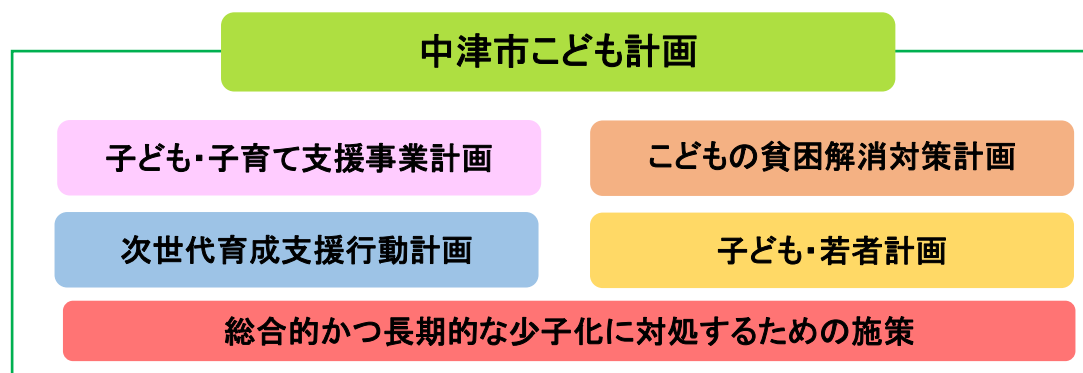
これまでの少子化対策



2 計画の性格

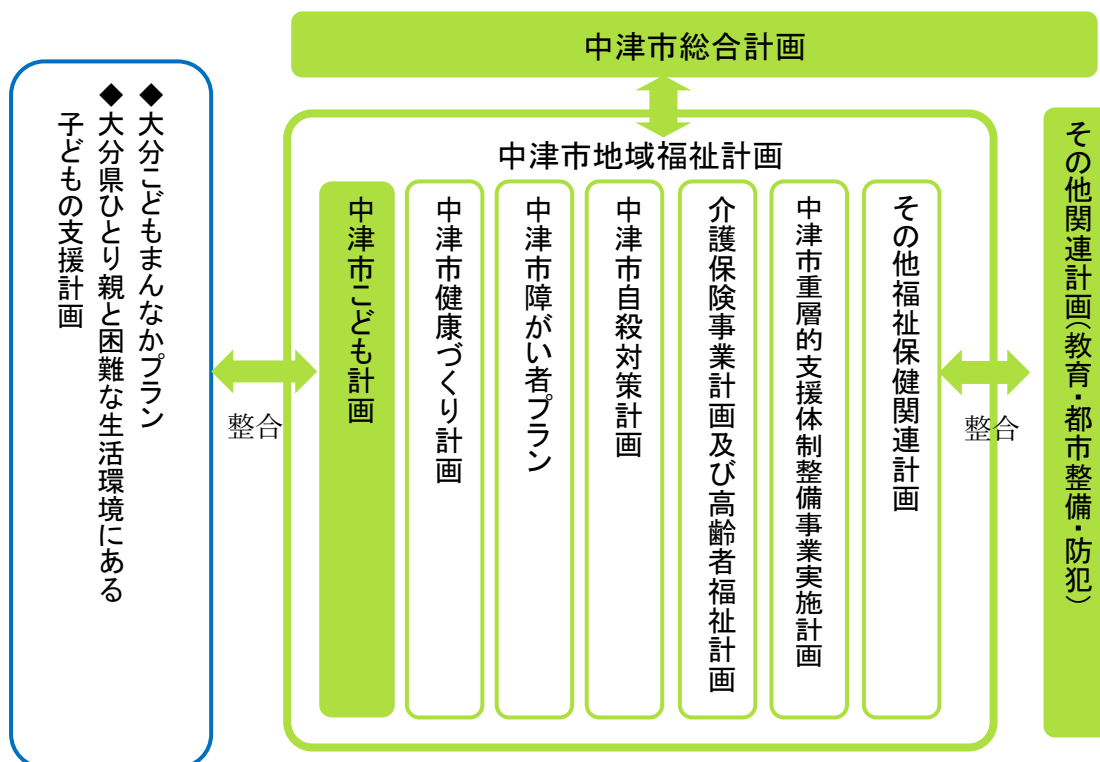
市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることから、中津市子ども計画は次の子育て関連計画を一体的に策定するものとします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困解消対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策



3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「中津市重層的支援体制整備事業実施計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



4 計画期間

本計画の期間については、令和 7 年度を開始初年度とし、令和 11 年度までの5年間とします。
制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行ない、令和 11 年度に計画の見直しを行うものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画と実績の乖離の状況等を注視しながら、必要に応じて、中間年度（令和 9 年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第 2 期中津市子ども・子育て支援事業計画									
					第 1 期中津市こども計画				
							中間 見直し		計画 見直し

5 策定体制

(1) 中津市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「中津市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識、こども本人の意見等を盛り込む必要があります。そのため、中津市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯及び小学校児童（小学1年生～5年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施するとともに、中学校2年生の生徒本人に対し、生活実態等のアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和 5 年 11 月 24 日～令和 5 年 12 月 15 日

◆調査方法：オンライン調査にて実施

◆調査対象

対象者	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	2,787	1,071	38.4%
就学児童保護者	2,956	1,684	57.0%
中学2年生	770	549	71.3%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和 7 年 ● 月 ● ● 日～令和 ● 年 ● ● 月 ● ● 日

第2章 中津市の子育てを取り巻く環境



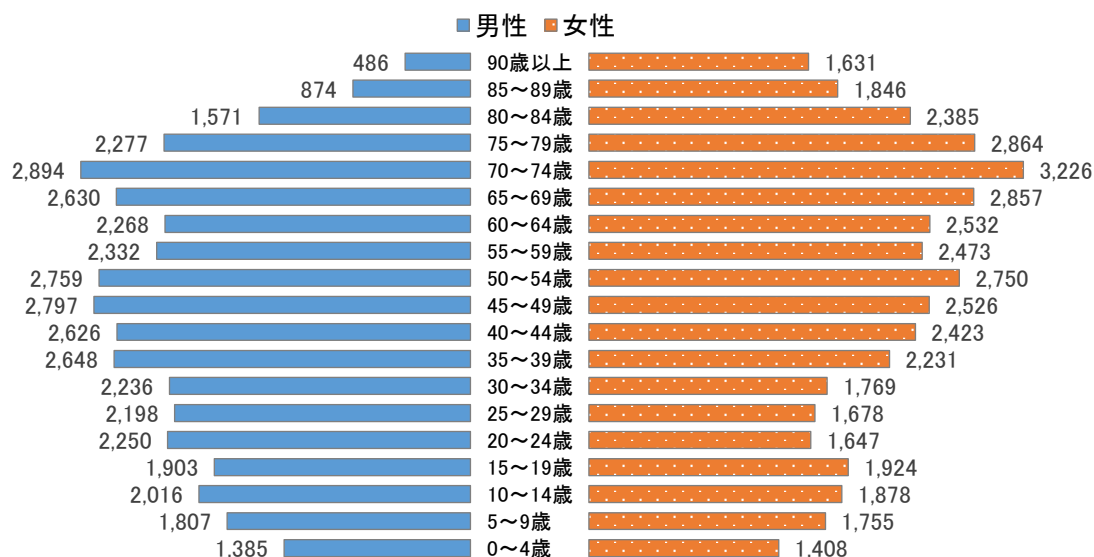
第2章 中津市の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口と人口構造

中津市の令和6年4月1日現在の総人口は、81,760人（男性 39,957人、女性 41,803人）です。年代別でみると、70代が最も多く、次いで40代が多くなっており、30代以下が少ない状況です。

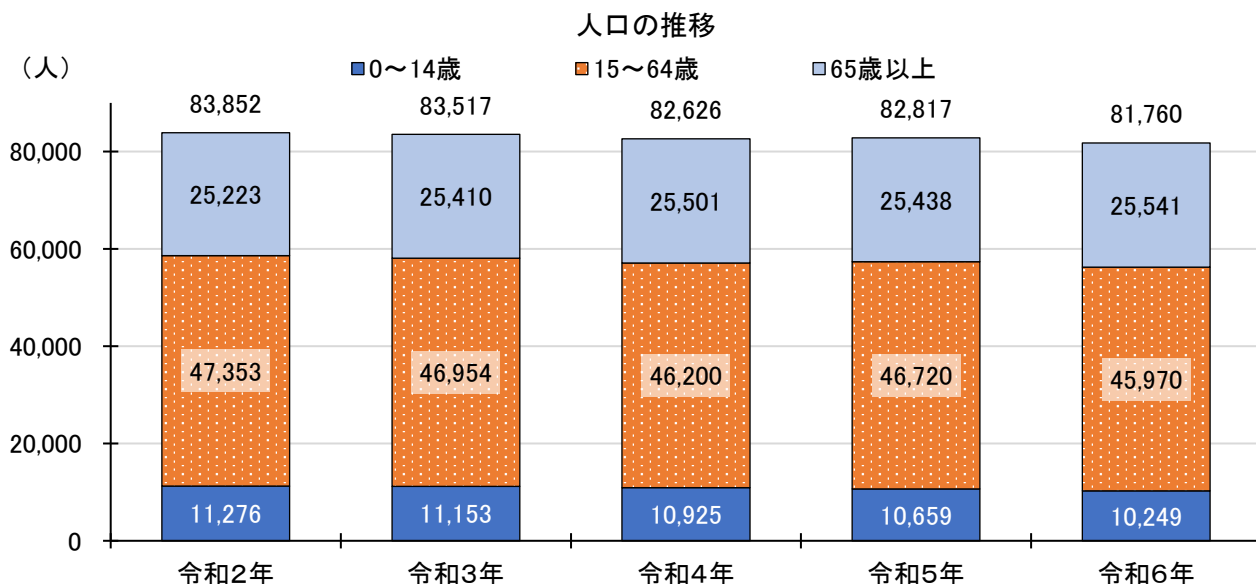
年齢階級別人口（令和6年4月1日時点）



資料：中津市住民基本台帳

(2) 総人口の推移

中津市の総人口は、令和2年の83,852人から減少傾向で推移し、令和6年には81,760人と、2,092人減少しています。

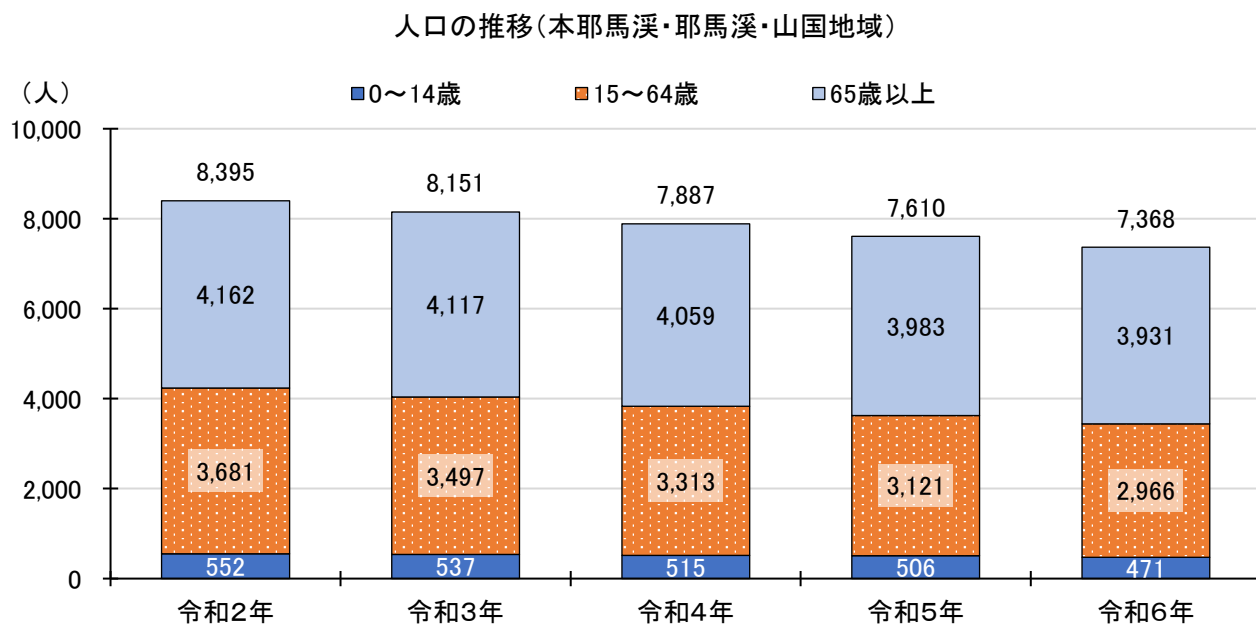
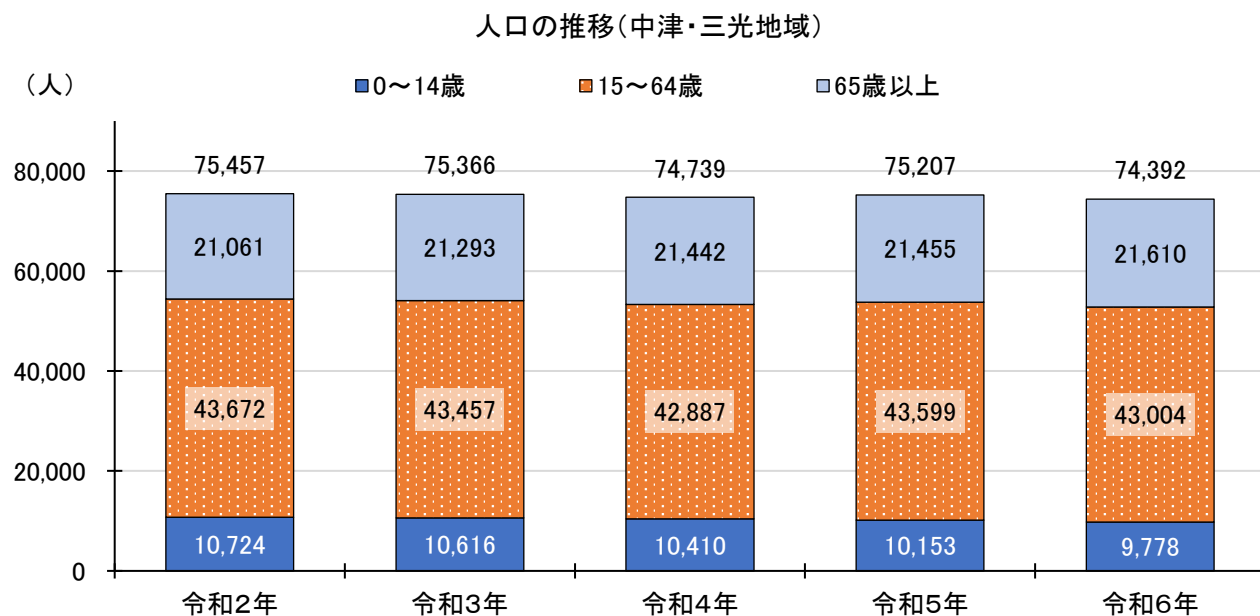


資料：中津市住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 地域別人口の推移

中津・三光地域の人口は、令和2年の 75,457 人から減少傾向で推移し、令和6年には 74,392 人と、1,065 人減少しています。

本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の人口は、令和2年の 8,395 人から年々減少し、令和6年には 7,368 人と、1,027 人減少しています。



資料：中津市住民基本台帳(各年4月1日時点)

(4) 地域別児童人口の推移

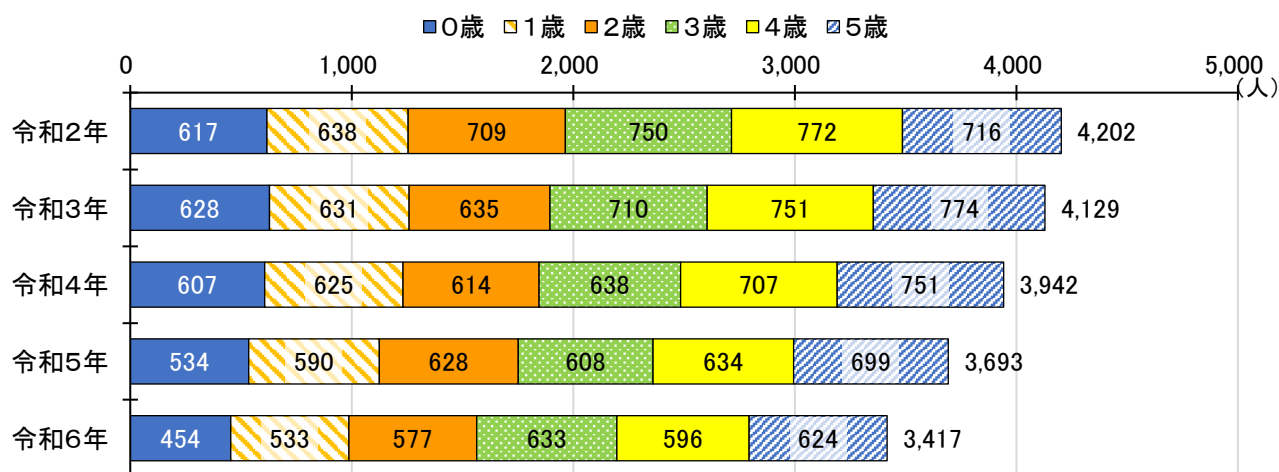
中津市全体の0歳から11歳の児童人口は、令和2年の8,945人から令和6年には7,912人と、1,033人減少しており、減少率は11.5%となっています。

中津・三光地域の児童人口は、令和2年の8,516人から令和6年には7,559人と、957人減少しており、減少率は11.2%となっています。本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の児童人口は、令和2年の429人から令和6年には353人と、76人減少しており、減少率は17.7%となっています。

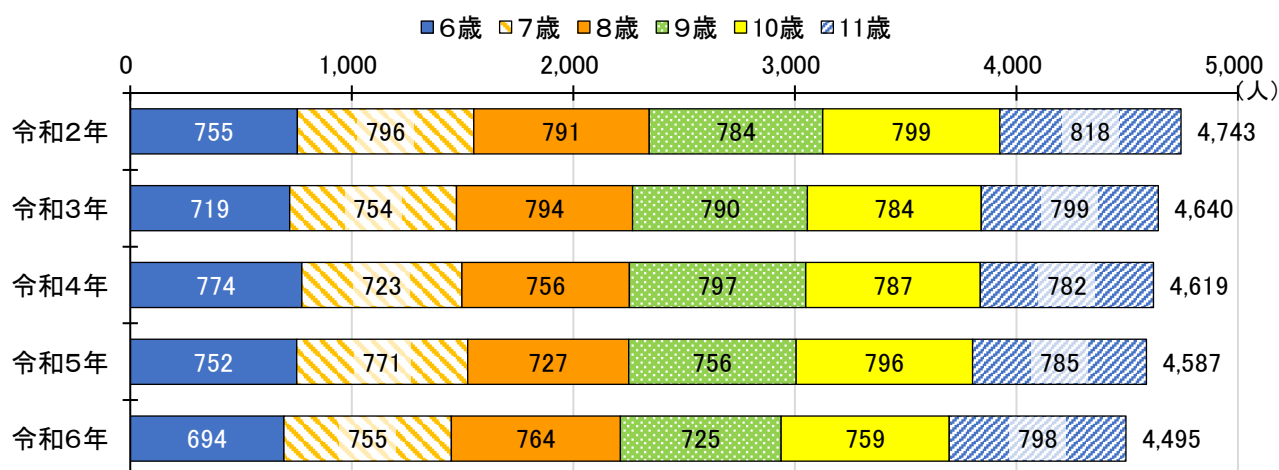
就学児童(6～11歳)の経年による減少の様子と、就学前児童(0～5歳)の経年による減少の様子が違うことから、近年特に出生するこどもの数の減少が進んでいることがうかがえます。

児童人口の推移(中津市全体)

【就学前児童(0～5歳)】



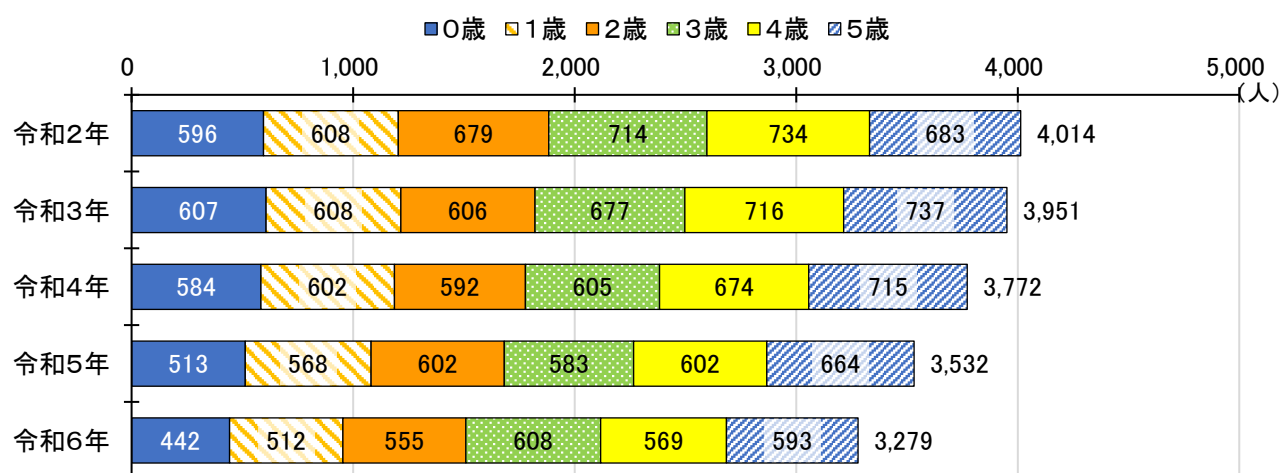
【就学児童(6～11歳)】



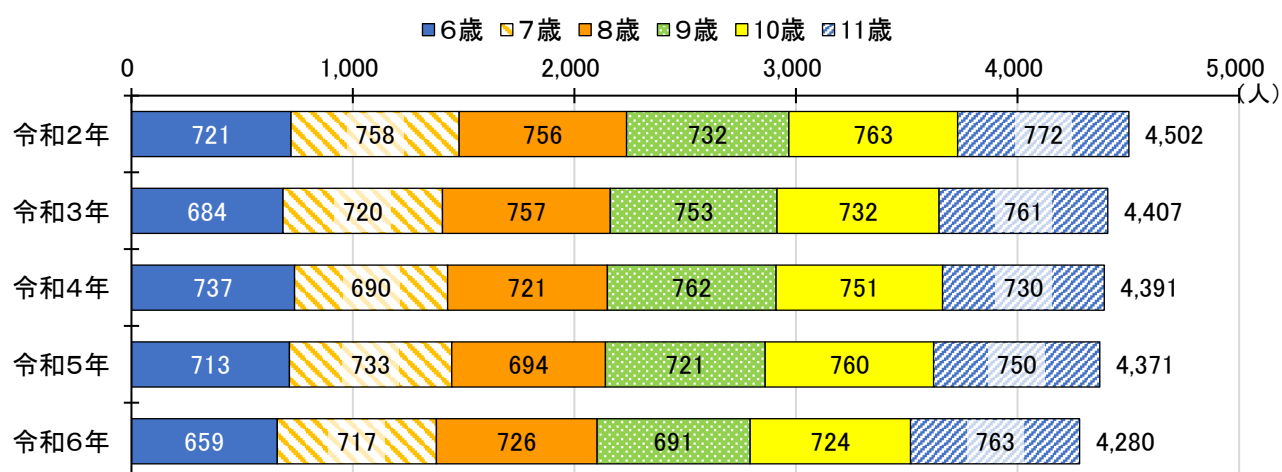
資料: 中津市住民基本台帳(各年4月1日時点)

児童人口の推移(中津・三光地域)

【就学前児童(0～5歳)】



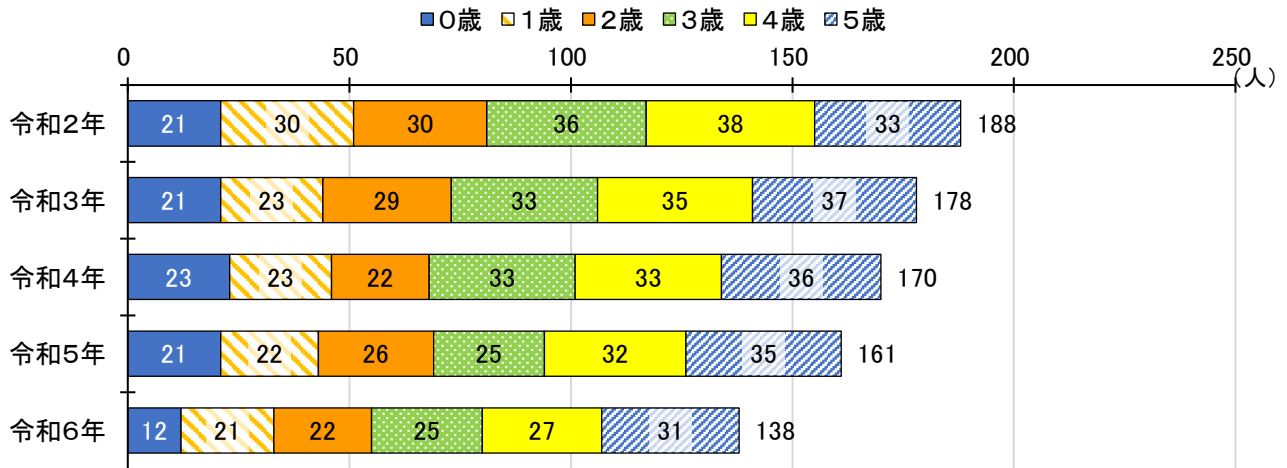
【就学児童(6～11歳)】



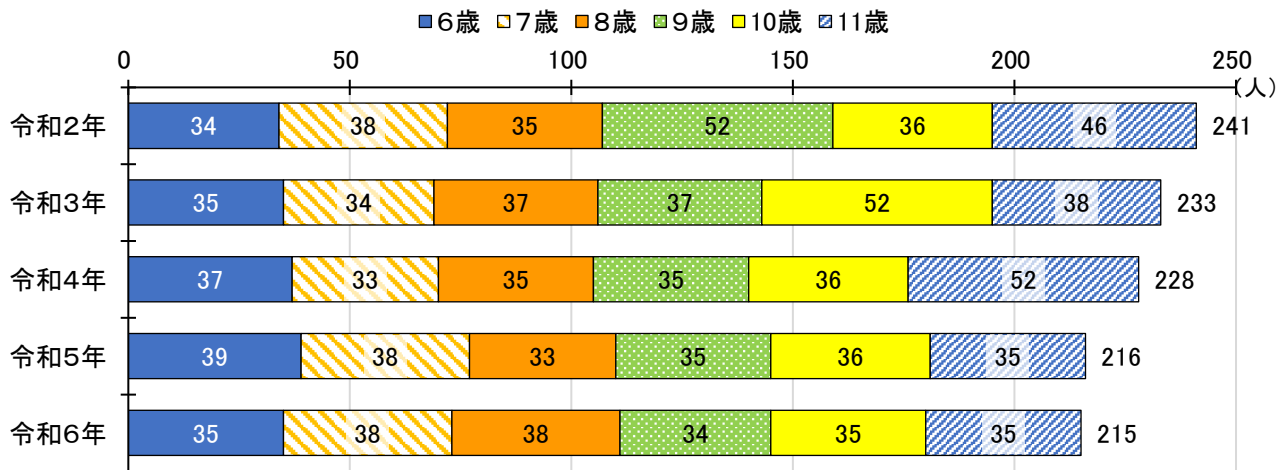
資料: 中津市住民基本台帳(各年4月1日時点)

児童人口の推移(本耶馬溪・耶馬溪・山国地域)

【就学前児童(0～5歳)】



【就学児童(6～11歳)】

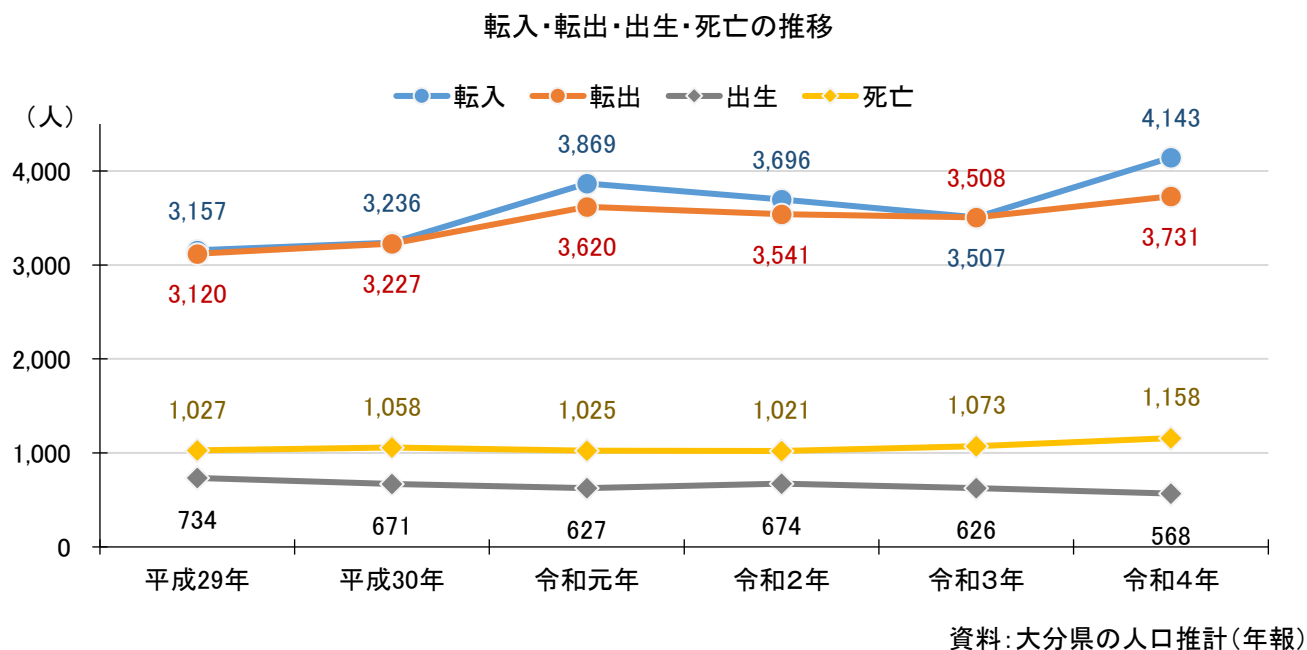


資料: 中津市住民基本台帳(各年4月1日時点)

(5) 転入・転出・出生・死亡の推移

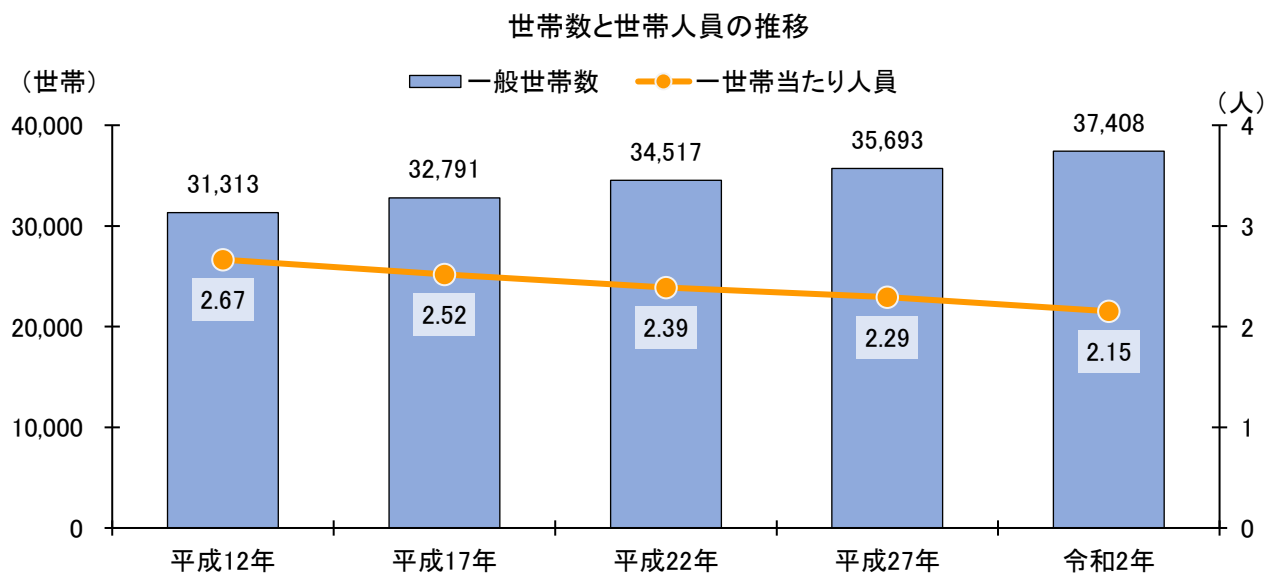
転入・転出に伴う社会動態は、社会経済情勢の影響を受けやすい面があり、年によって増減はあるものの、近年では転入・転出ともに増加傾向で推移している状況です。

出生・死亡に伴う自然動態をみると、出生数が減少傾向にあるのに対し、死亡数は微増傾向にあるため、自然減少の幅が年々大きくなっています。



(6) 世帯数の推移

中津市の一般世帯数は、平成12年の31,313世帯から増加傾向で推移しており、令和2年には37,408世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は、令和12年の2.67人から令和2年には2.15人と減少傾向で推移しており、核家族化が進んでいると思われます。



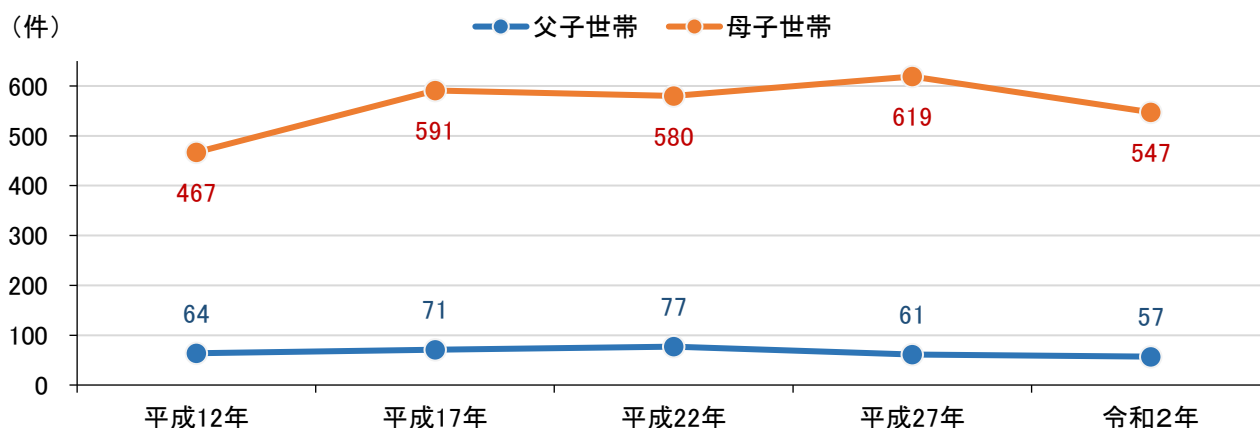
(7) ひとり親世帯の状況

中津市のひとり親世帯の状況は、父子世帯数は平成 22 年から減少傾向にあり、母子世帯数は平成 27 年までは増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。

令和2年の中津市のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる一般世帯では 3.5%、12歳未満世帯員のいる一般世帯では 6.2%となっています。

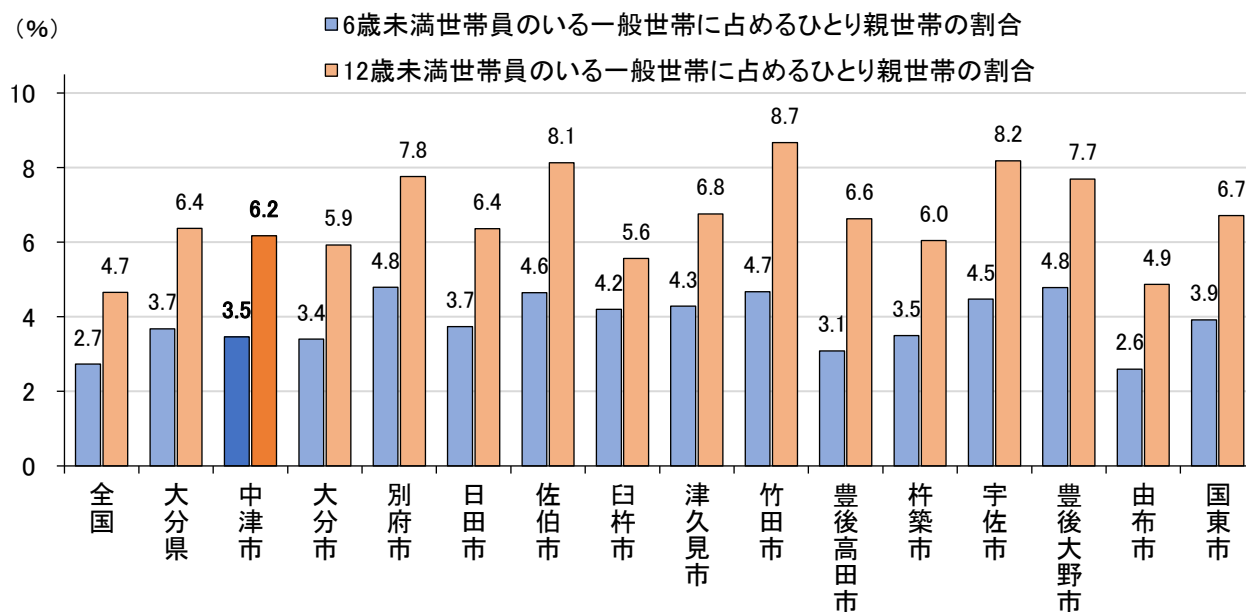
中津市のひとり親世帯の割合は、国より高く、県よりやや低い状況で、県内の他市と比較すると、やや低い水準となっています。

ひとり親世帯数の推移



※ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

ひとり親世帯の割合(令和2年 10 月 1 日現在)

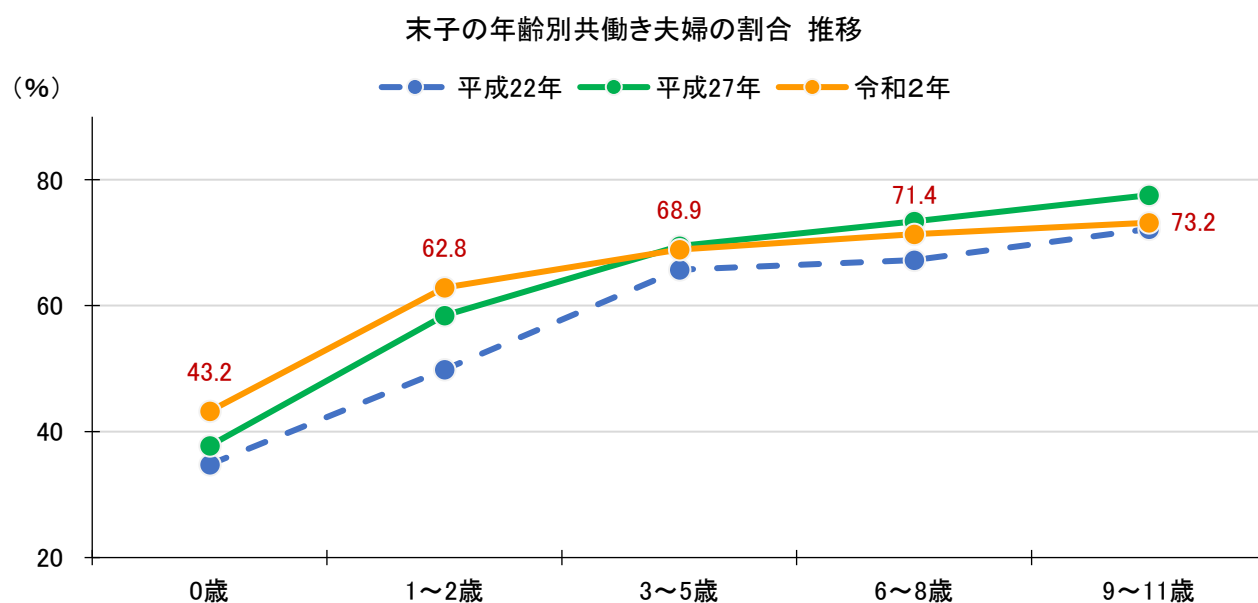


資料: 国勢調査

2 就業の状況

(1) 共働き夫婦の割合

令和2年の中津市の共働き夫婦の割合は、末子の年齢が上がるにつれて高くなっています。また、平成22年からの共働き夫婦の割合の推移をみると、末子の年齢0歳から2歳までは、経年により上昇しています。



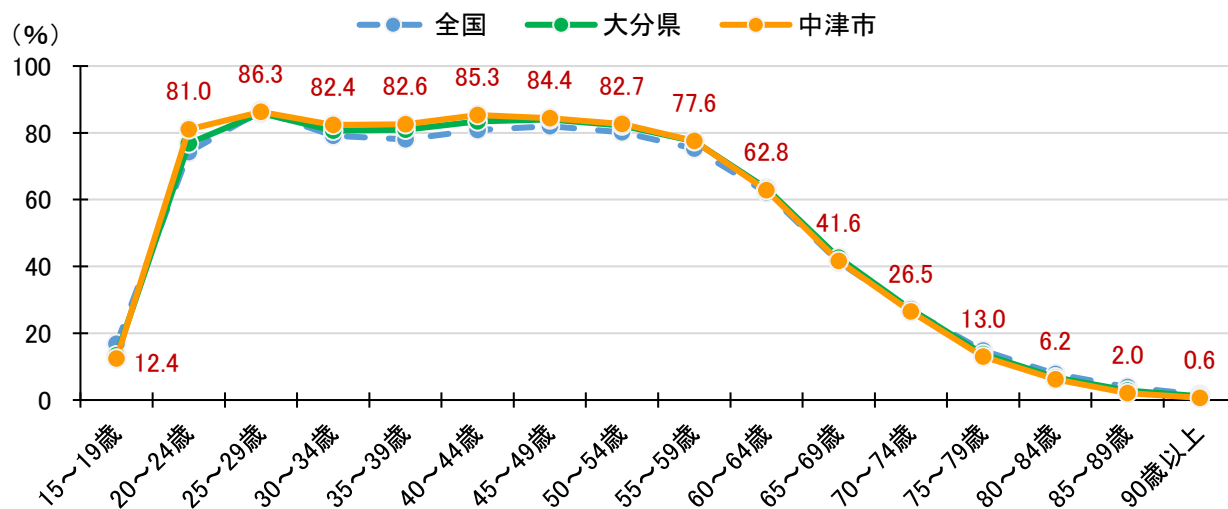
資料：国勢調査



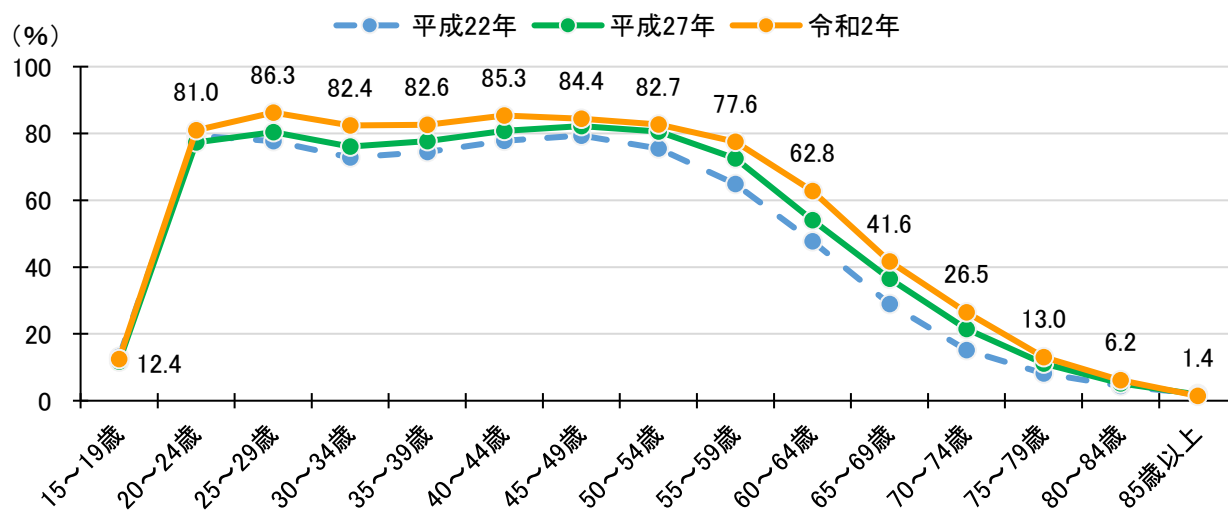
(2) 女性の労働力率

令和2年の中津市の女性の年齢階級別労働力率をみると、20～24歳、30～44歳において、国や県より高い状況にあります。また、中津市の女性の労働力率の推移をみると、経年により、ほとんどの年齢階級において上昇しています。

女性の年齢階級別労働力率（令和2年 国・県との比較）



女性の年齢階級別労働力率 推移

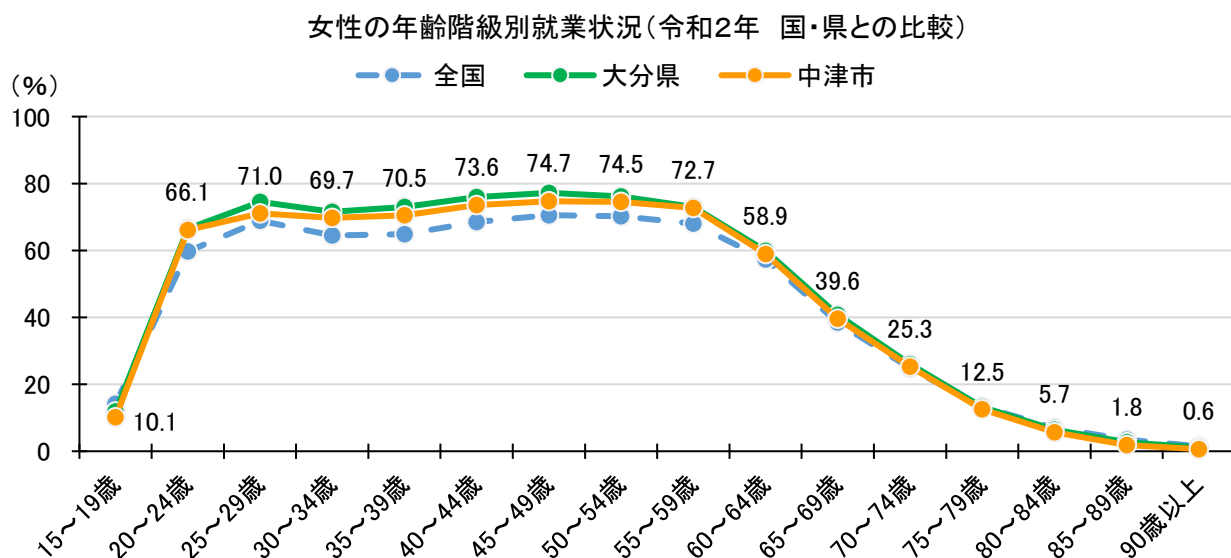
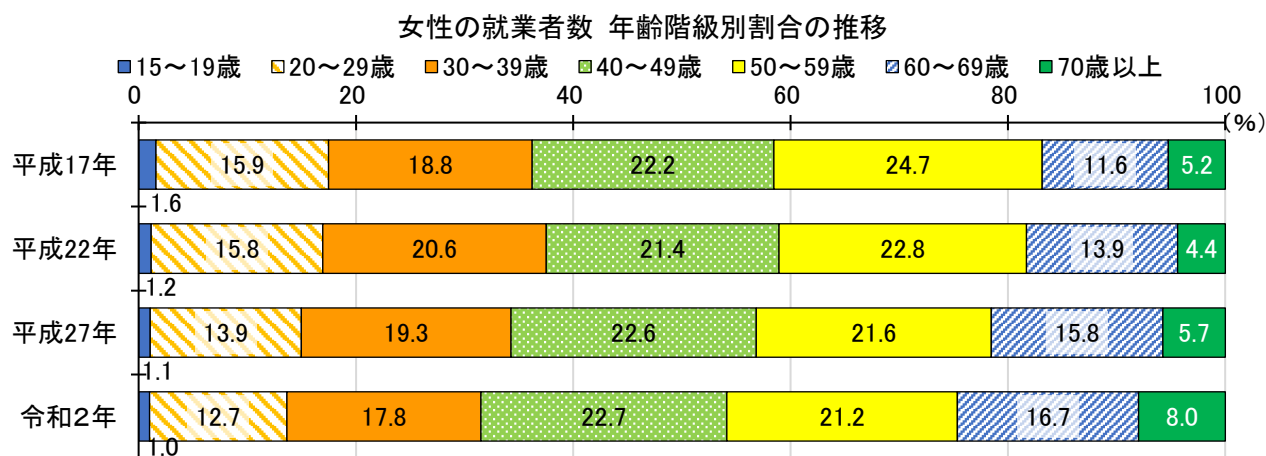
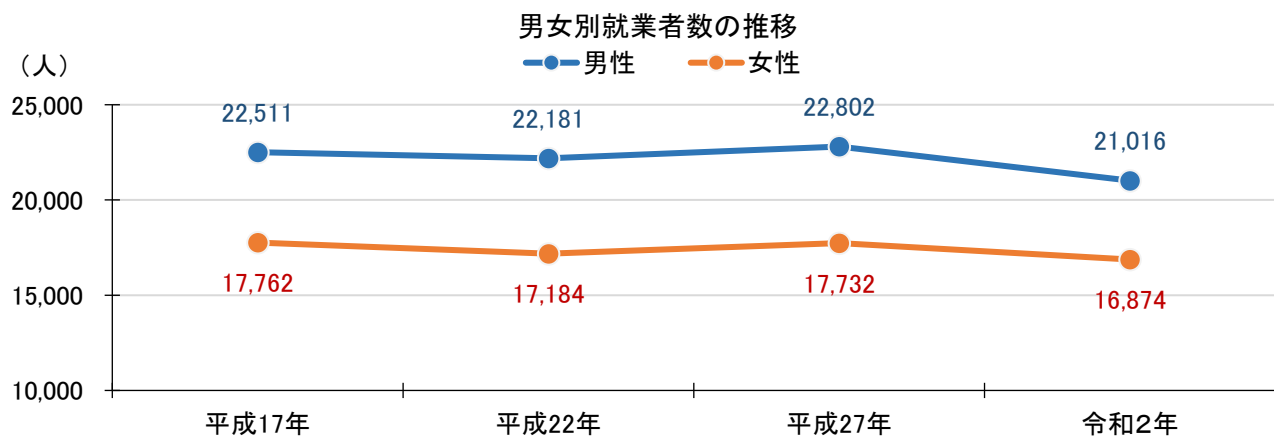


資料：国勢調査

(3) 就業者の状況

中津市の就業者数の推移をみると、平成 27 年調査まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年調査では男女ともに減少しています。また、女性の就業者数の年齢階級別割合の推移をみると、経年により、39 歳以下の割合が下がり、60 歳以上の割合が高くなっていることがわかります。

令和2年の女性の年齢階級別就業状況をみると、国より高く県より低い水準となっています。



資料：国勢調査

3 少子化の状況

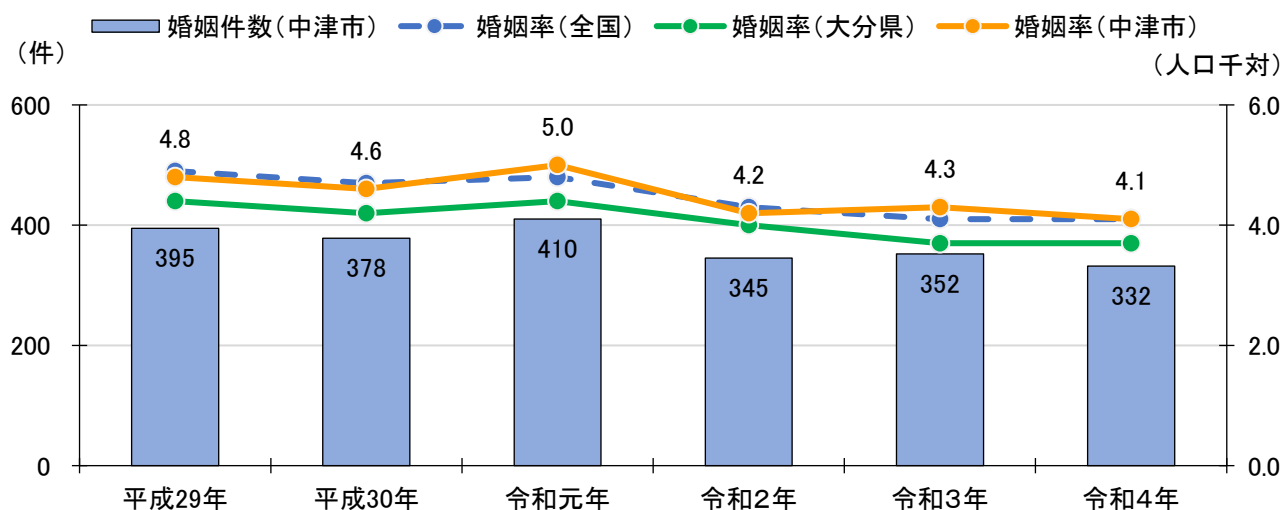
(1) 婚姻・離婚件数の推移

中津市の婚姻件数は、令和元年の410件から減少傾向で推移しており、令和4年には332件となっています。離婚件数は、平成29年の148件から増減し、令和4年には144件となっています。

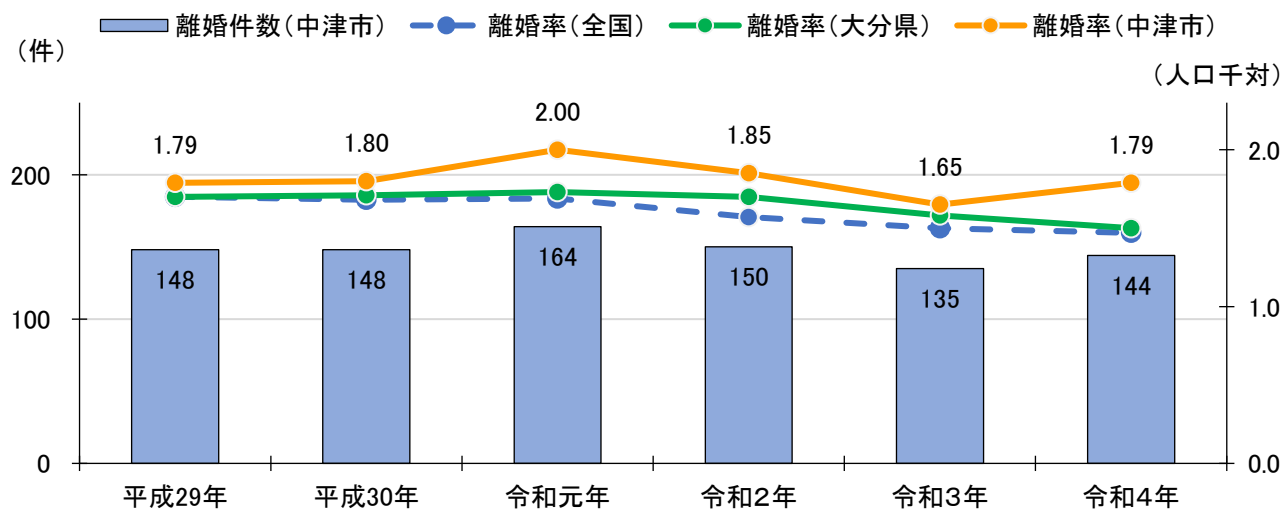
婚姻率と離婚率を国や県と比較すると、婚姻率は県より高く国とほぼ同等、離婚率は国や県より高い水準で推移しています。

平均初婚年齢は、男性は令和元年以降、県平均より高くなっており、女性は令和3年まで県平均より低く推移していましたが、令和4年には県平均より高くなっています。

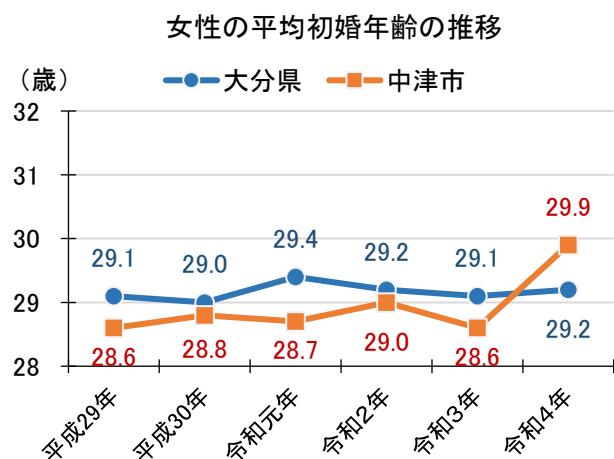
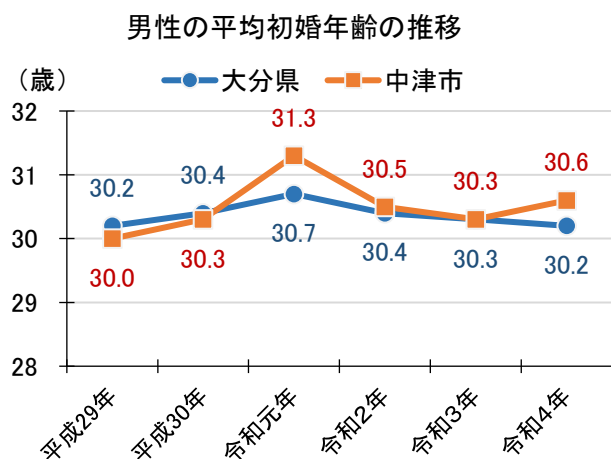
婚姻件数・婚姻率の推移



離婚件数・離婚率の推移



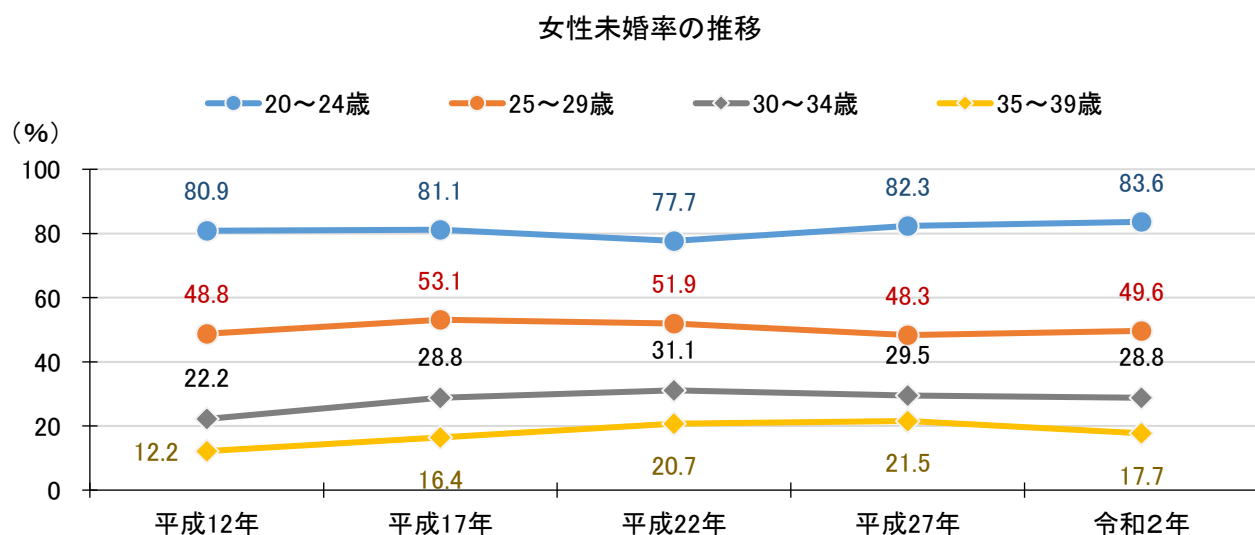
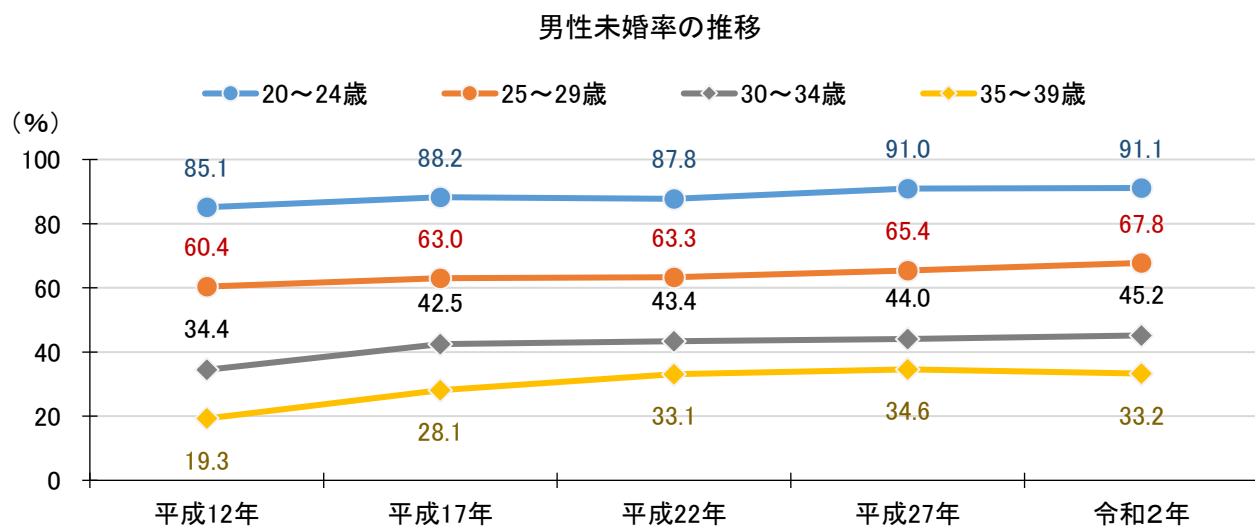
資料: 大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計



資料: 大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計

(2) 未婚率の推移

中津市の20～39歳の未婚率の経年変化については、男性はほとんどの年齢階級において上昇傾向にあり、女性はほぼ横ばいで推移しています。

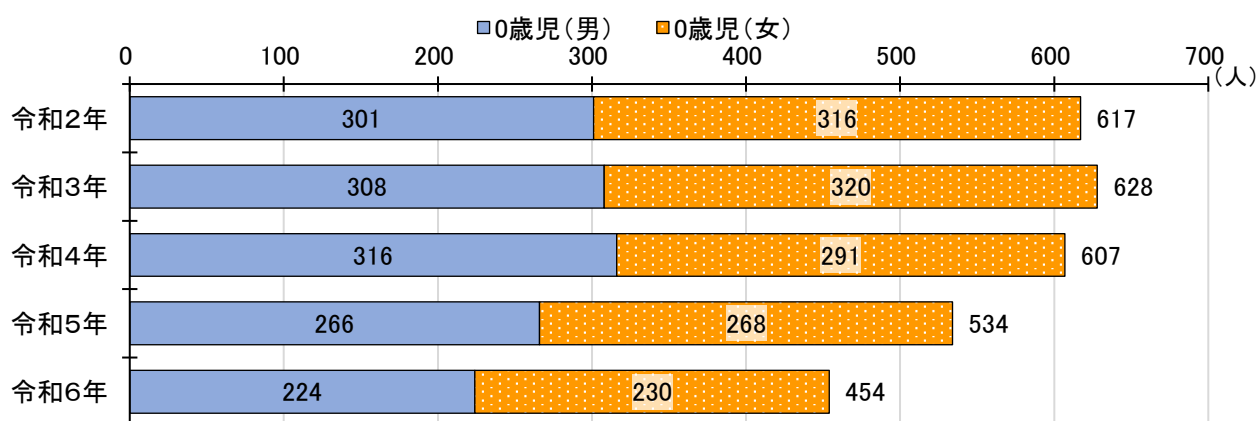


資料: 国勢調査

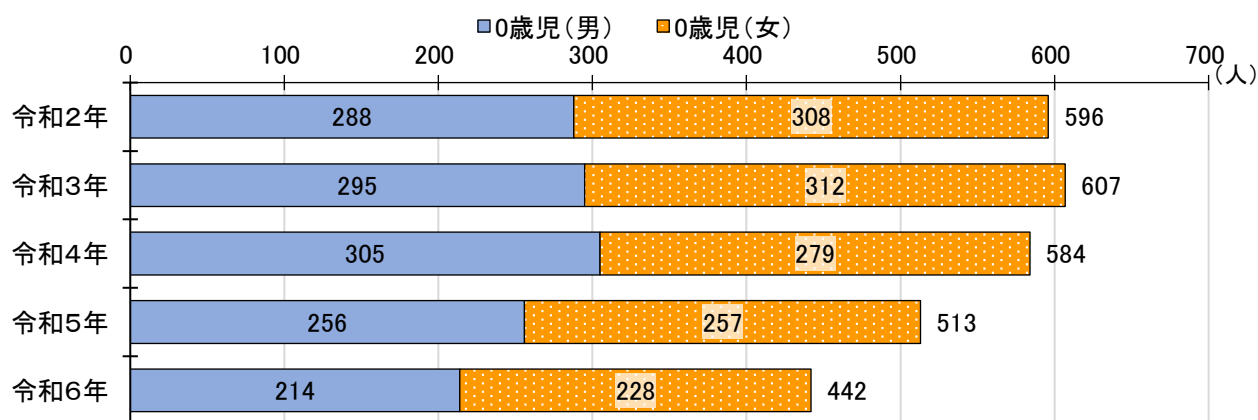
(3) 地域別 出生数(0歳人口)の推移

中津市の出生数(0歳人口)は、令和3年以降減少が続いており、令和6年には 454 人となっています。

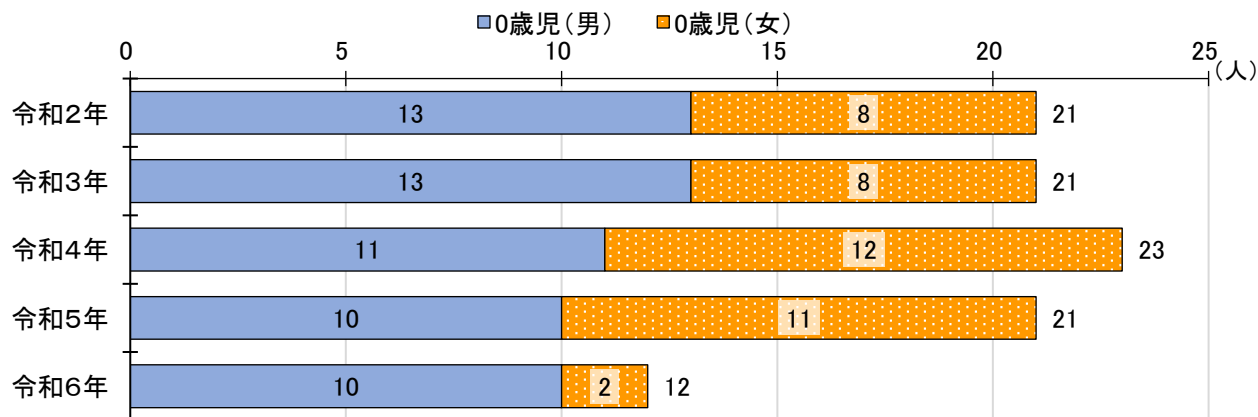
0歳人口の推移(中津市全体)



0歳人口の推移(中津・三光地域)



0歳人口の推移(本耶馬溪・耶馬溪・山国地域)



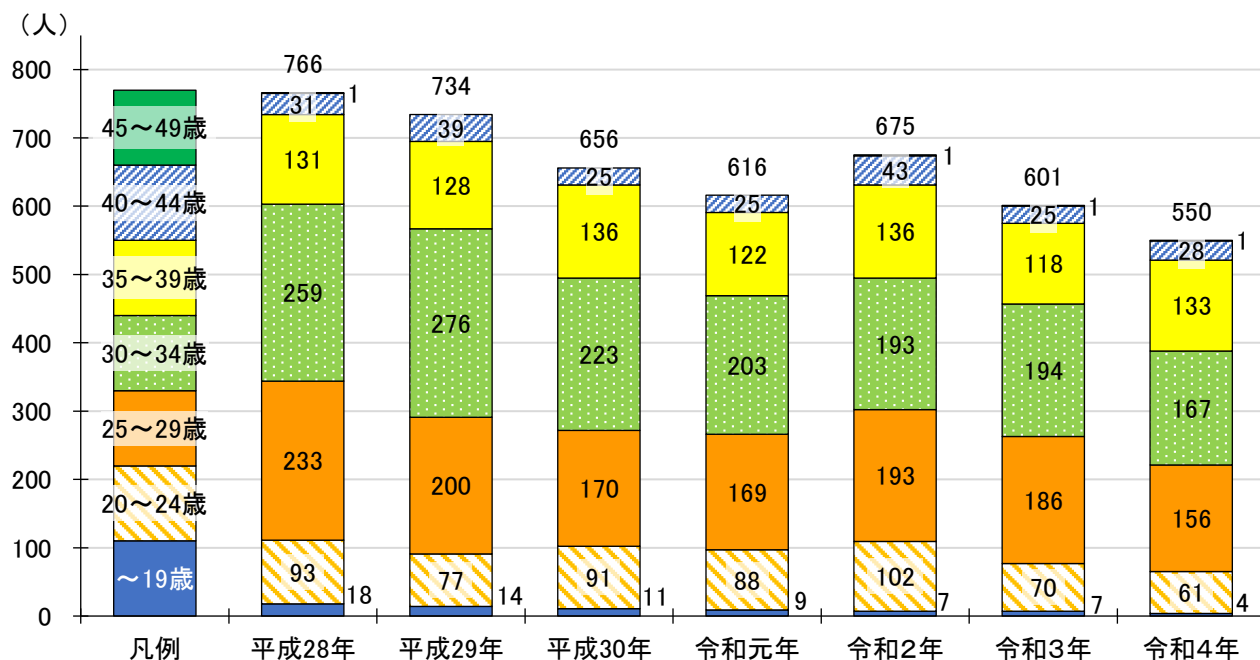
資料: 中津市住民基本台帳(各年4月1日時点)

(4) 母親の年齢階級別出生数

令和4年の中津市の母親の年齢階級別出生数をみると、出生数全体のうち「30～34 歳」の母親の出産する割合が高く、令和4年では全体の 30.4%を占めています。

母親の年齢階級別出生数の推移をみると、「25～29 歳」「30～34 歳」の母親の出産する数が大きく減少しています。

母親の年齢階級別出生数の推移



資料：厚生労働省人口動態統計

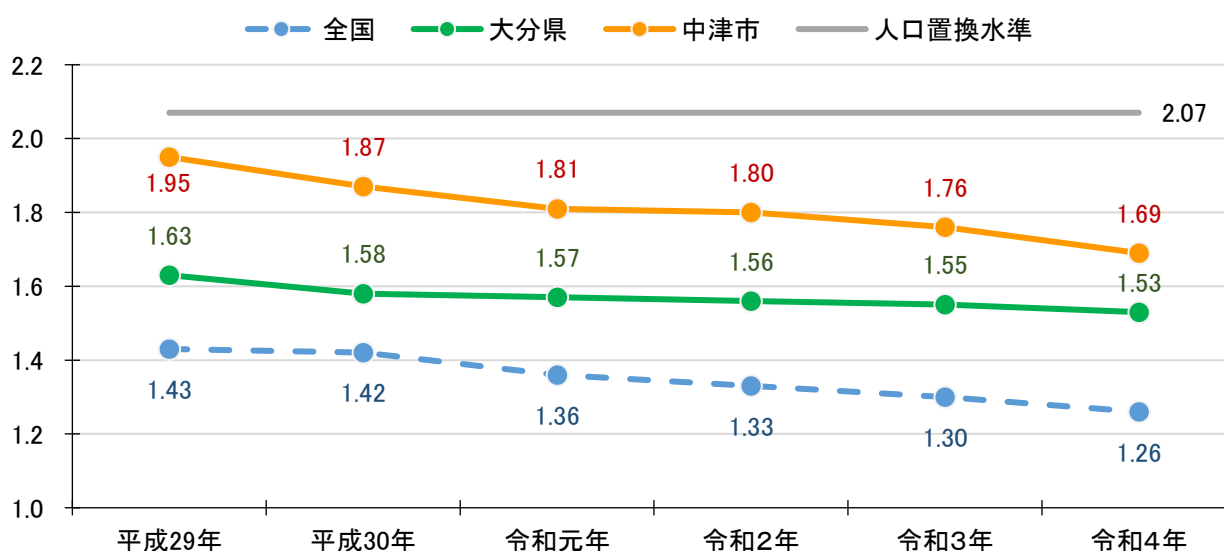


(5) 合計特殊出生率

中津市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する）は、平成 29 年以降、年々低下している状況です。人口置換水準（現在の人口を維持するために必要な出生の水準）の 2.07 には達していませんが、国・県より高い水準で推移しています。

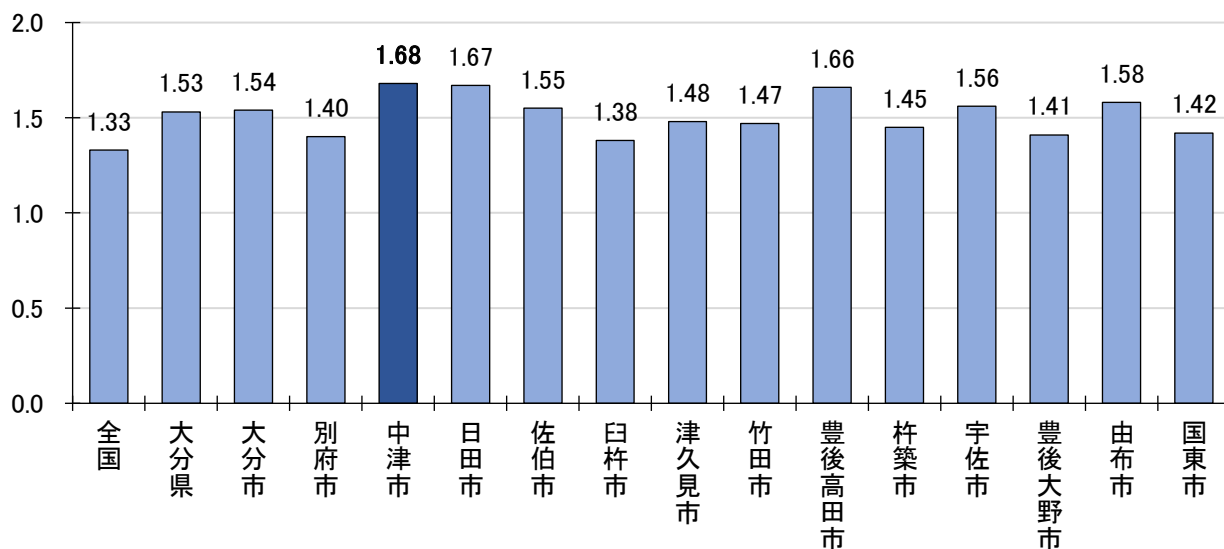
合計特殊出生率は、市町村単位では、数値が大幅に上下することにより不安定な動きをすることがあるため、ベイズ推定値（当該市町村を含む広い地域の状況に当該市町村の観測データを加えた、より安定した推定値）で、他市と比較しました。中津市の合計特殊出生率は 1.68 となっており、国や県より高く、県内他市と比較しても最も高い値となっています。

合計特殊出生率の推移(国・県との比較)



資料：大分県人口動態総覧、厚生労働省人口動態統計

合計特殊出生率 比較(平成 30 年～令和4年)

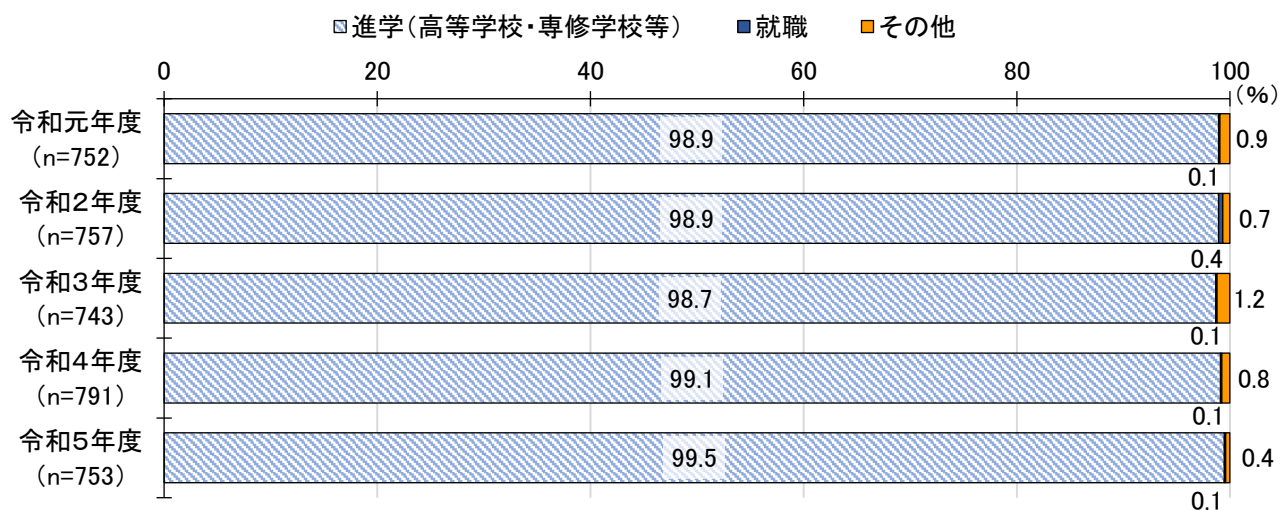


資料：人口動態統計特殊報告(ベイズ推定値)

(6) 中学卒業後の進路

中津市の中学生の卒業後の進路をみると、令和元年度卒業から令和5年度卒業まで、進学率は98%以上となっています。就職率は、0.1～0.4%で、進学でも就職でもない「その他」の割合は、0.4～1.2%となっています。

中学卒業後の進路の推移



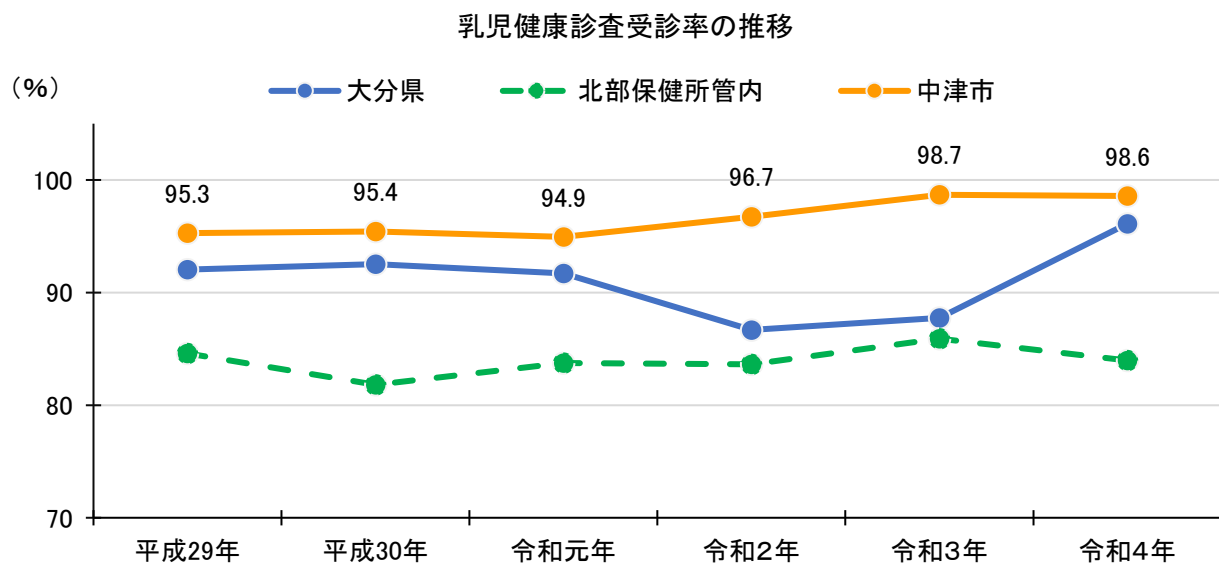
資料: 学校基本調査



4 母子保健に関する状況

(1) 乳児(3～5か月児)健康診査受診率

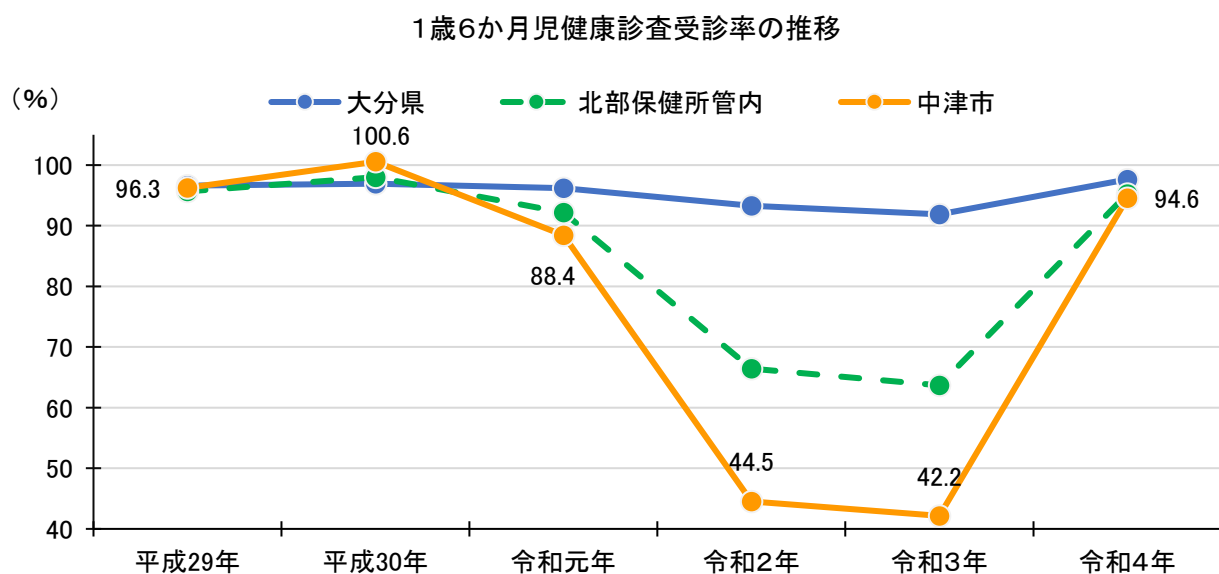
中津市における乳児(3～5か月児)健康診査受診率は、平成29年の95.3%からやや上昇傾向で推移しており、令和4年には98.6%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

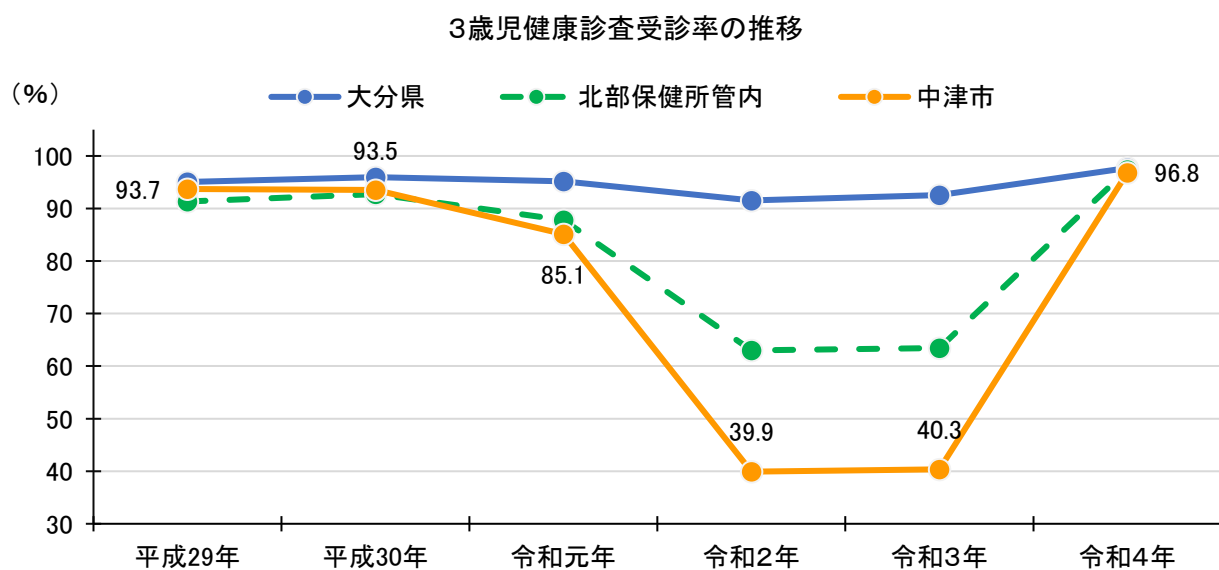
中津市における1歳6か月児健康診査受診率は、令和元年の88.4%から大きく低下し、令和2年と令和3年は40%台となっていました。令和4年に上昇し、94.6%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(3) 3歳児健康診査受診率

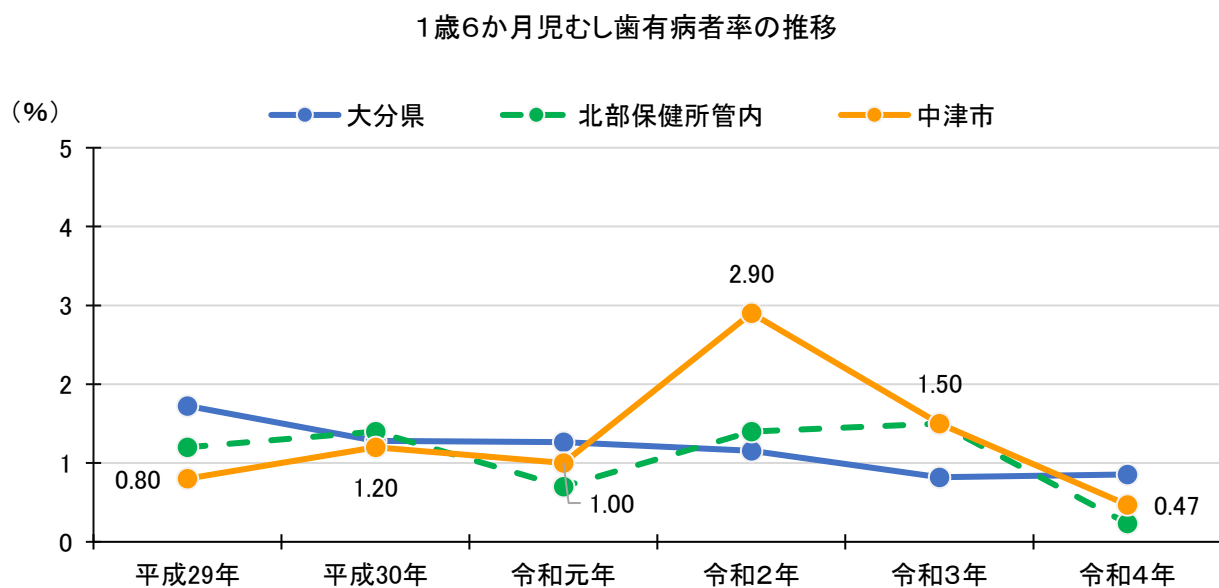
中津市における3歳児健康診査受診率は、令和元年の85.1%から大きく低下し、令和2年と令和3年は約40%となっていたましたが、令和4年に上昇し、96.8%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

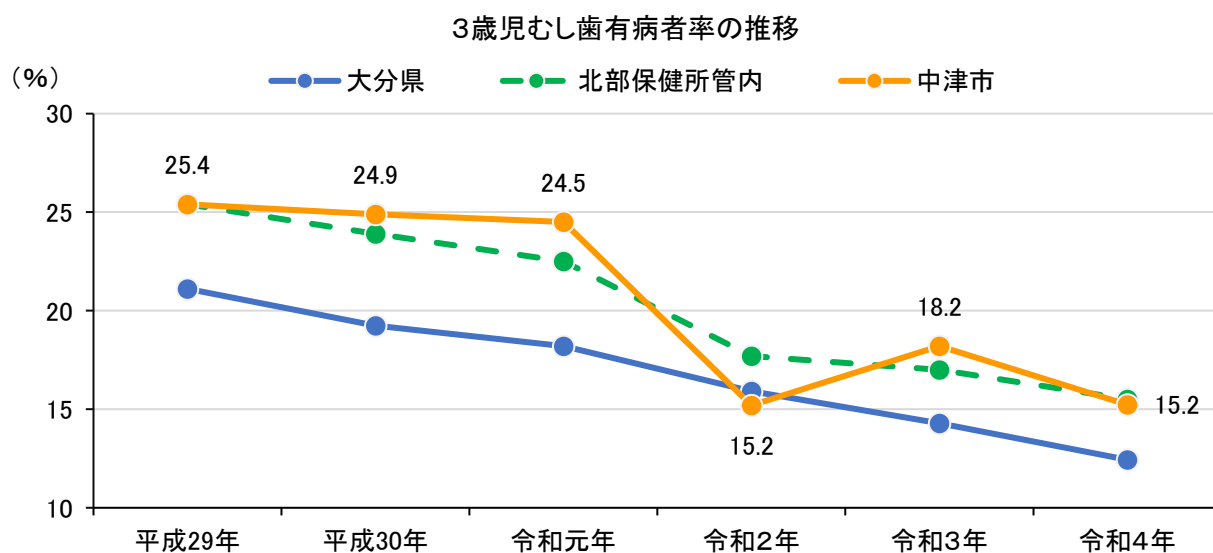
中津市における1歳6か月児むし歯有病者率は、令和元年の1.00%から令和2年には2.90%に大きく上がりましたが、その後低下し、令和4年には0.47%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(5) 3歳児むし歯有病者率

中津市における3歳児むし歯有病者率は、平成 29 年は 25.4%でしたが、その後下降傾向で推移し、令和4年には 15.2%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告



5 アンケート調査結果概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和7年度から5年間を計画期間とする『中津市こども計画』は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の内容を網羅する計画です。市民の子育て支援に関する意向をうかがい、その結果を踏まえて中津市の現状と課題を整理し計画に反映させるため、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするために実施しました。

②実施概要

アンケート調査の概要

	就学前児童保護者用調査	就学児童保護者用調査	中学2年生用調査
調査対象者	0～5歳児の保護者	小学1～6年生の保護者	中学2年生
調査方法	オンライン調査フォーム(株式会社トラストバンク提供「LoGo フォーム」)		
対象者数	2,787 世帯	2,956 世帯	770 人
有効回収数 (有効回収率)	1,071 世帯 (38.4%)	1,684 世帯 (57.0%)	549 人 (71.3%)
調査期間	令和5年 11 月 24 日～令和5年 12 月 15 日		

(2) 調査結果概要

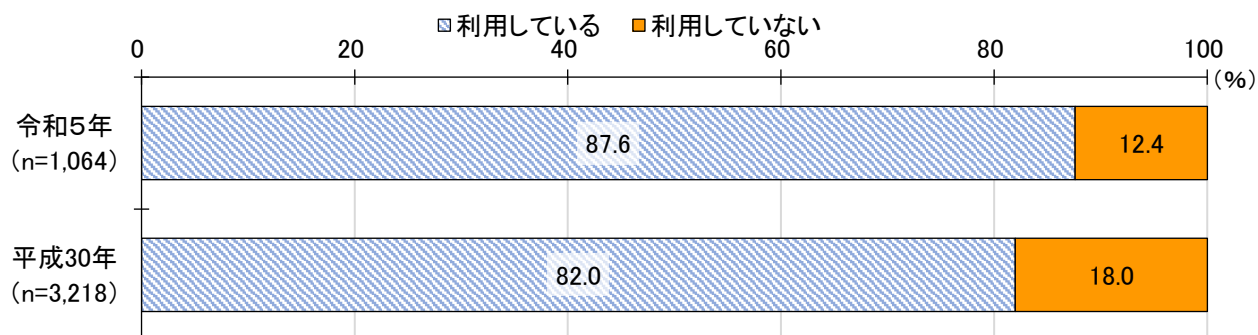
①子ども・子育て支援事業計画関連調査

α 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

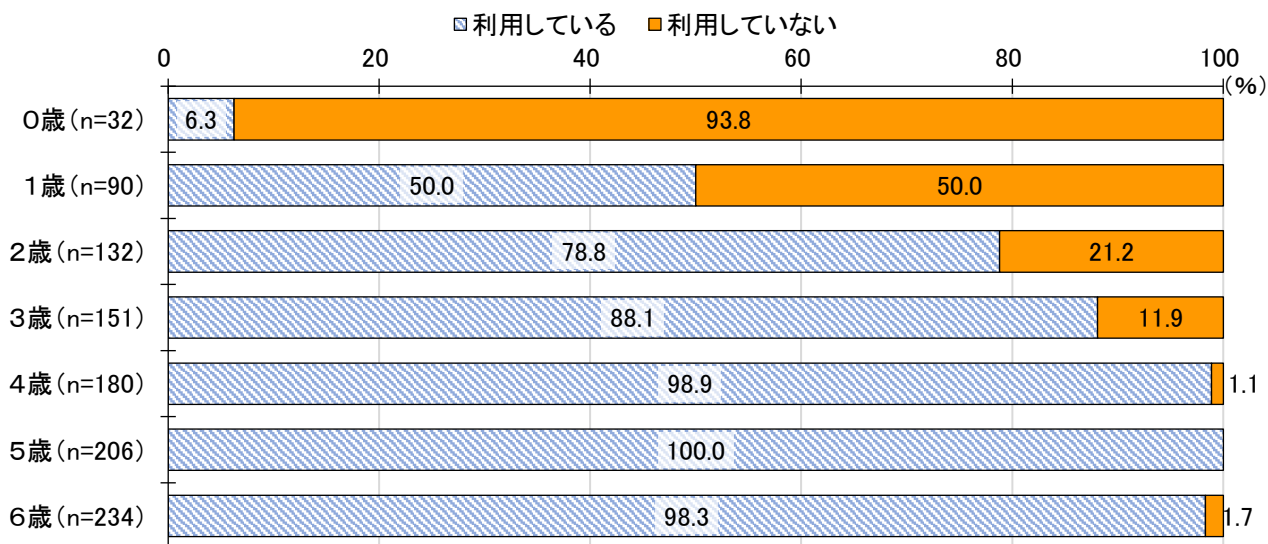
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が87.6%となっており、前回調査と比較すると5.6ポイント増えています。

年齢別の利用状況をみると、1歳児で5割、2歳児で約8割、3歳児で約9割、4歳以上ではほとんどの児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

就学前児童：定期的な教育・保育事業の利用状況



就学前児童：定期的な教育・保育事業の利用状況（年齢別）

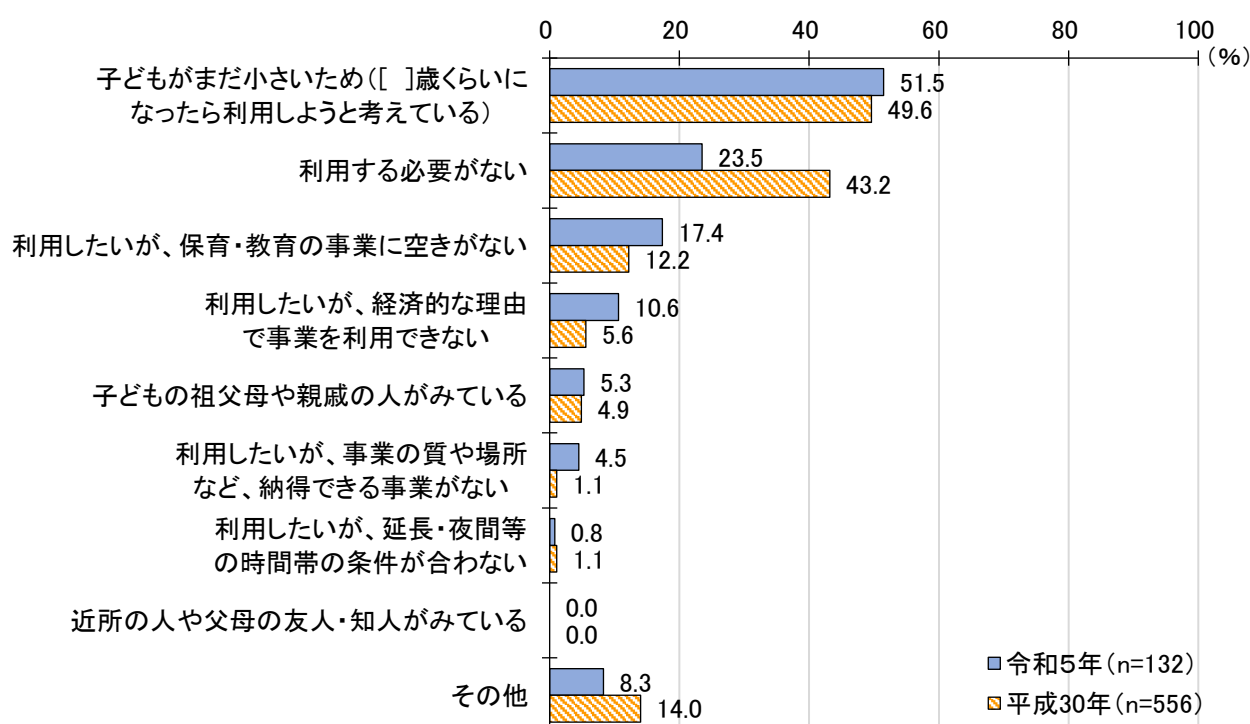


b 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〔 〕歳くらいになったら利用しようと考えている）」が 51.5%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が 23.5%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が 17.4%となっています。前回調査と比較すると、「利用する必要がない」は 19.7 ポイント減少しています。

利用ニーズがあるものの利用できないとの回答（事業に空きがない、経済的理由）も一定数あり、前回調査より高くなっています。

就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由



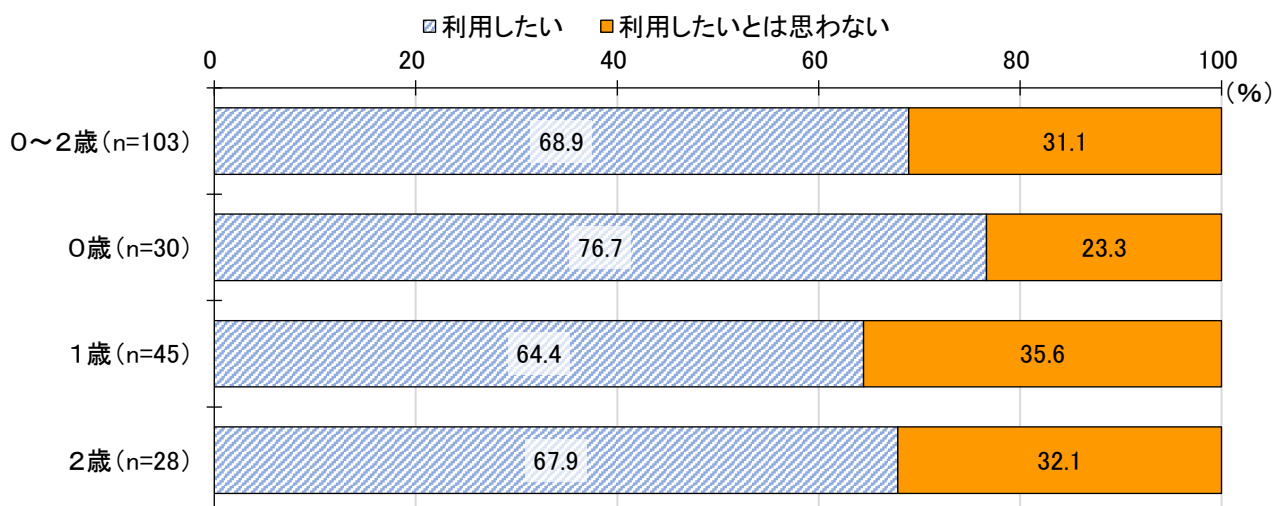
就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（年齢別）

	利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、保育・教育の事業に空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	利用したいが、まだ小さいため（1歳くらいになったら利用しようと考えている）	その他
0歳児(n=30)	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%	13.3%	0.0%	0.0%	66.7%	3.3%
1歳児(n=45)	24.4%	4.4%	0.0%	22.2%	8.9%	0.0%	2.2%	55.6%	2.2%
2歳児(n=28)	25.0%	3.6%	0.0%	21.4%	10.7%	3.6%	3.6%	42.9%	21.4%
3歳児(n=18)	33.3%	16.7%	0.0%	11.1%	5.6%	0.0%	5.6%	44.4%	11.1%
4歳児(n=2)	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5歳児(n=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6歳児(n=4)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%
全体(n=132)	23.5%	5.3%	0.0%	17.4%	10.6%	0.8%	4.5%	51.5%	8.3%

c 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設された場合の利用希望

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設された場合の利用希望について、0～2歳の全体では「利用したい」が 68.9%となっており、年齢別でみると「0歳児」の利用希望が 76.7%と最も高くなっています。

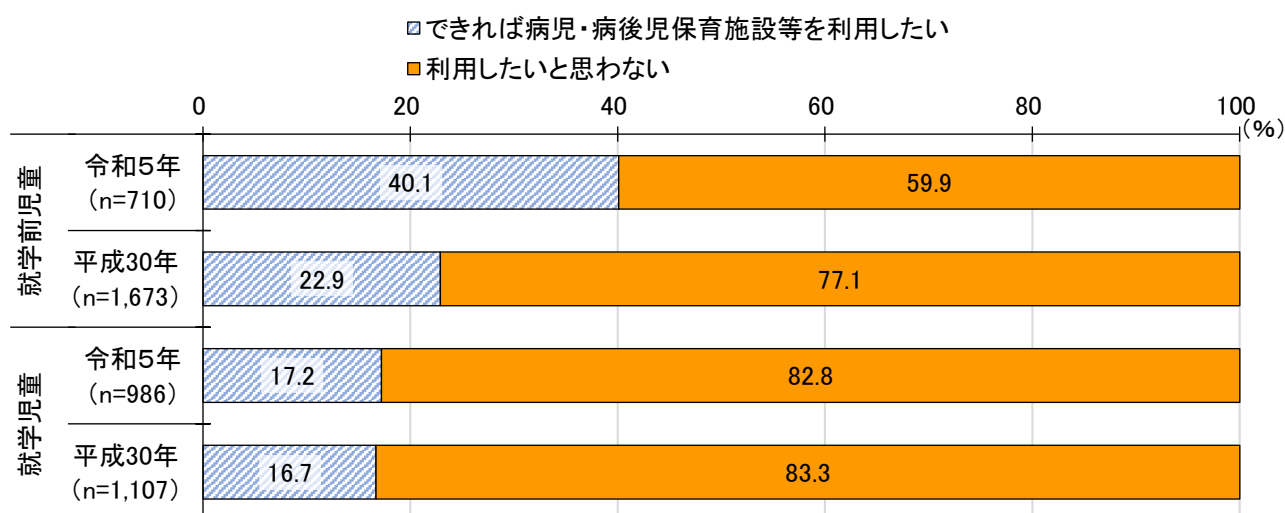
就学前児童：「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用希望（年齢別）
【平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人のみ】



d 病児・病後児保育について

病児・病後児保育について、就学前児童では、利用希望が 40.1%で、前回調査の 22.9%より 17.2 ポイント増加しています。就学児童では、利用希望が 17.2%で、前回調査と大きな差はありません。

病児・病後児保育の利用希望

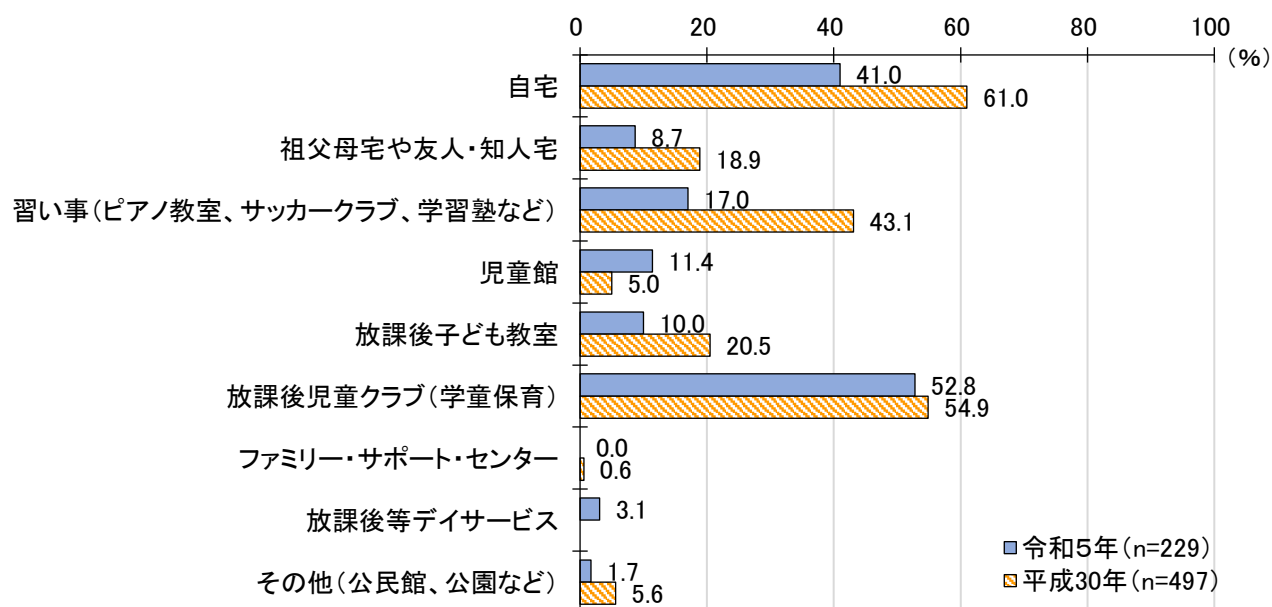


e 放課後の過ごし方について

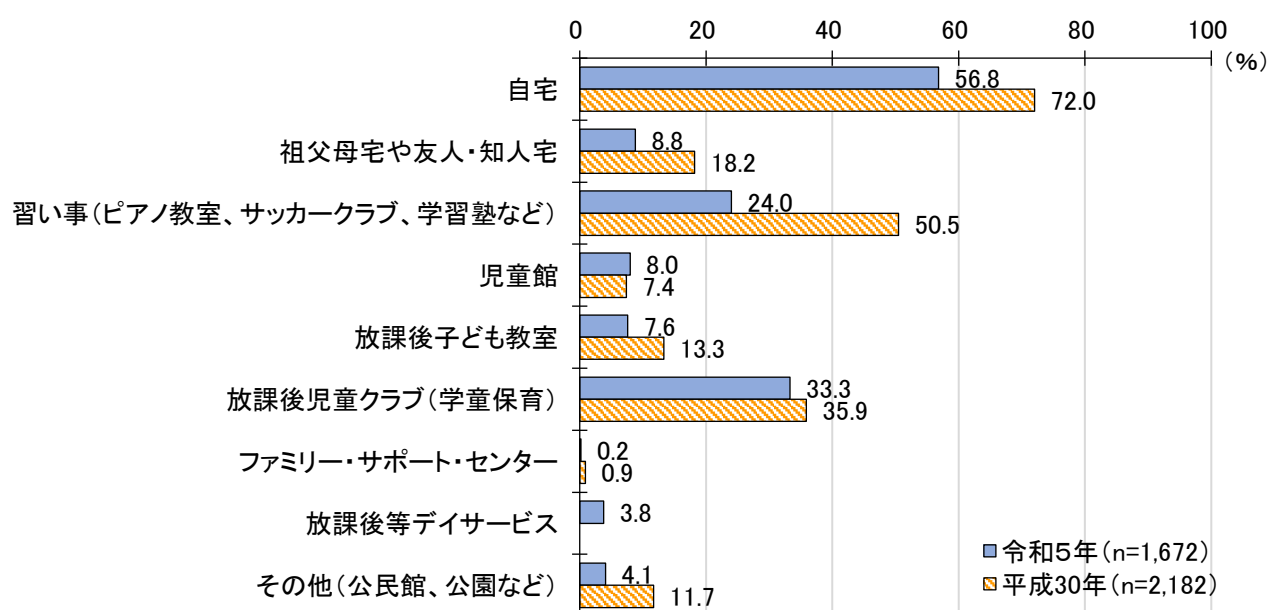
就学前児童が就学した際に、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについて、「放課後児童クラブ」が 52.8%と最も高く、次いで「自宅」の 41.0%となっています。前回調査と比較すると、「習い事」が 26.1 ポイント減、「自宅」が 20 ポイント減となっています。

就学児童については、「自宅」が 56.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の 33.3%となっています。前回調査と比較すると、「習い事」が 26.5 ポイント減、「自宅」が 15.2 ポイント減となっています。

就学前児童：放課後の過ごし方についての希望



就学児童：放課後の過ごし方についての希望

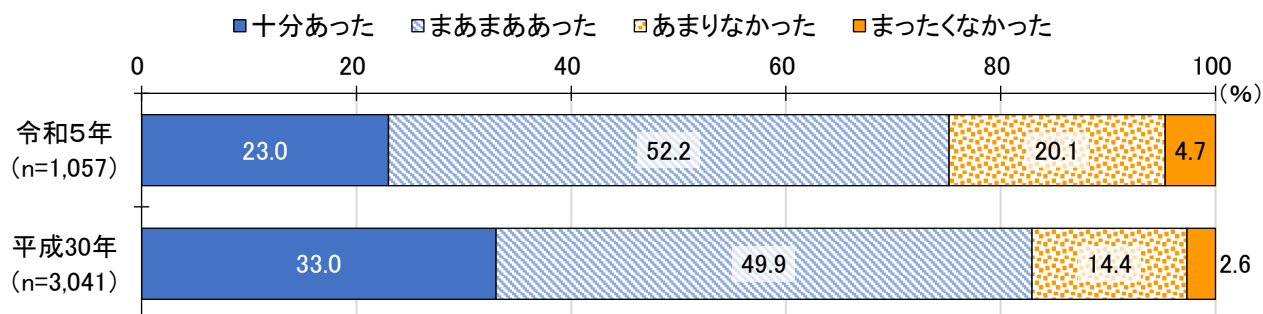


②次世代育成支援行動計画関連調査

α 妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感

満足感・充実感が『あった(「十分あった」と「まあまああった」の合計)』は 75.2%となっていますが、前回調査と比較すると 7.7 ポイント減少しています。

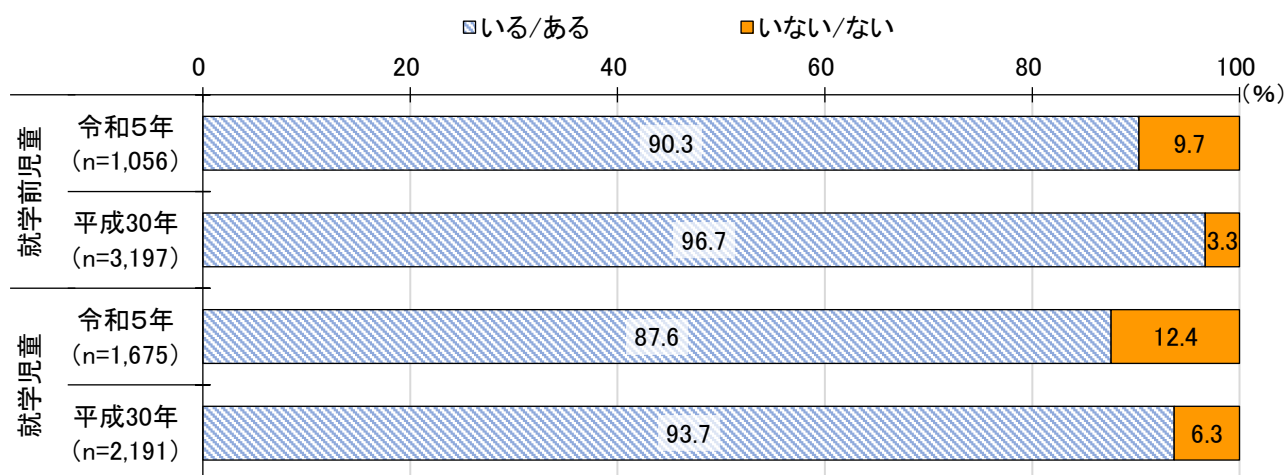
就学前児童：妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感



β 子育てに関する相談先の有無

子育てに関する相談相手や相談場所があるかについて、「いる/ある」は就学前児童が 90.3%、就学児童が 87.6%となっており、ともに前回調査と比較すると低くなっています。

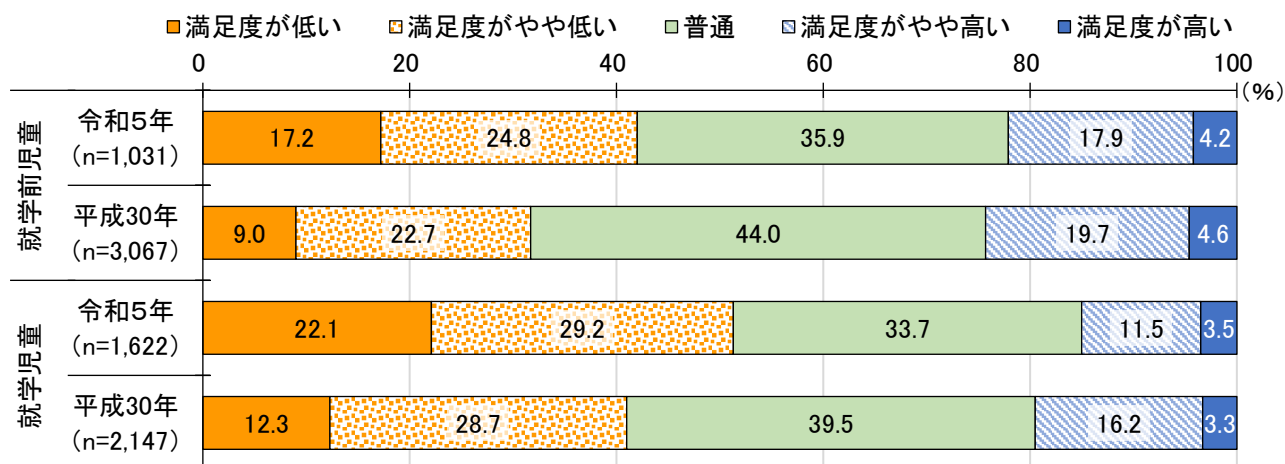
子育てに関する相談先の有無



c 地域における子育ての環境や支援への満足度

満足度が『低い（「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計）』は就学前児童が42.0%、就学児童が51.3%となっており、ともに前回調査と比較すると高くなっています。特に就学児童については、過半数が何らかの不安を抱いていることが分かります。

子育ての環境や支援への満足度



③こどもの貧困の解消に向けた対策計画関連調査

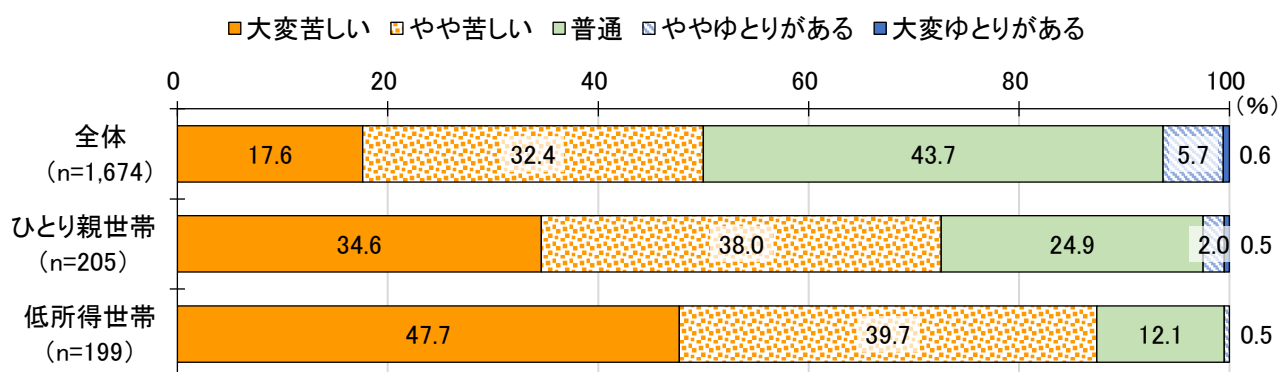
α 就学児童調査結果

◆暮らしの状況

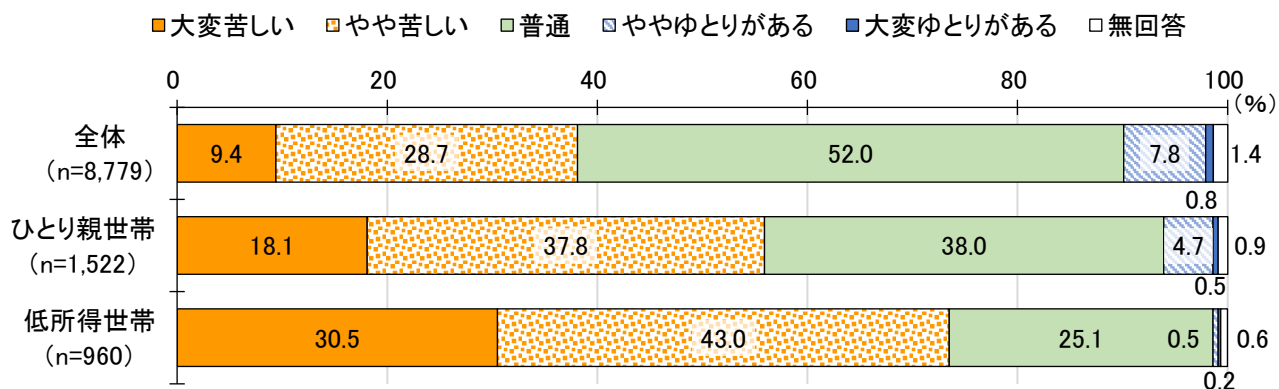
全体でみると、『苦しい(「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計)』は 50.0%となっており、世帯状況別でみると、ひとり親世帯では 72.6%、低所得世帯では 87.4%となっています。

大分県子どもの生活実態調査結果と比較すると、『苦しい』は、全体・ひとり親世帯・低所得世帯のいずれにおいても、中津市が県より高い状況です。

就学児童：暮らしの状況(世帯状況別)



【参考：大分県 令和元年調査】
小学5年生保護者：暮らしの状況(世帯状況別)



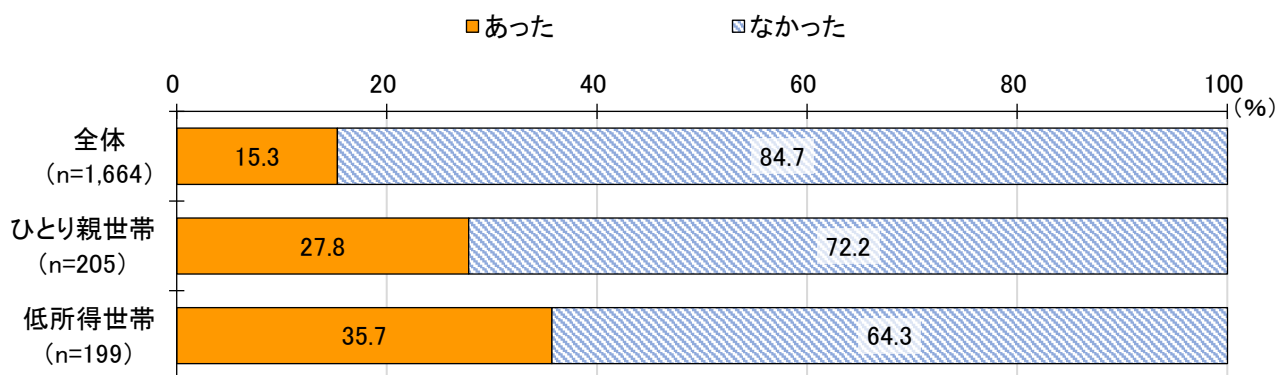
資料：大分県子どもの生活実態調査結果報告書より抜粋

◆過去1年間に、必要な食料品が買えなかったことの有無

全体でみると、「あった」は15.3%となっており、世帯状況別でみると、ひとり親世帯では27.8%、低所得世帯では35.7%となっています。

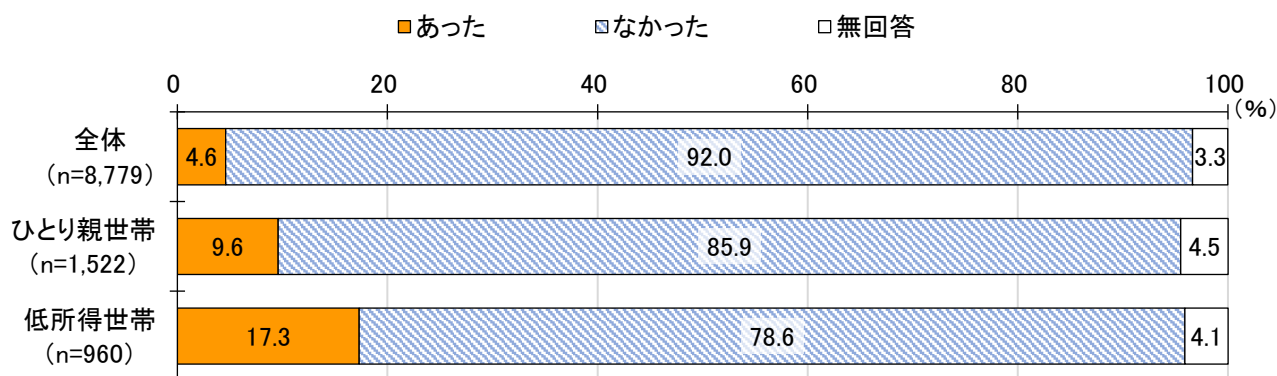
大分県子どもの生活実態調査結果と比較すると、「あった」は、全体・ひとり親世帯・低所得世帯のいずれにおいても、中津市が県より高い状況です。

就学児童：必要な食料品が買えなかったことの有無（世帯状況別）



【参考：大分県 令和元年調査】

小学5年生保護者：必要な食料品が買えなかったことの有無（世帯状況別）



資料：大分県子どもの生活実態調査結果報告書より抜粋

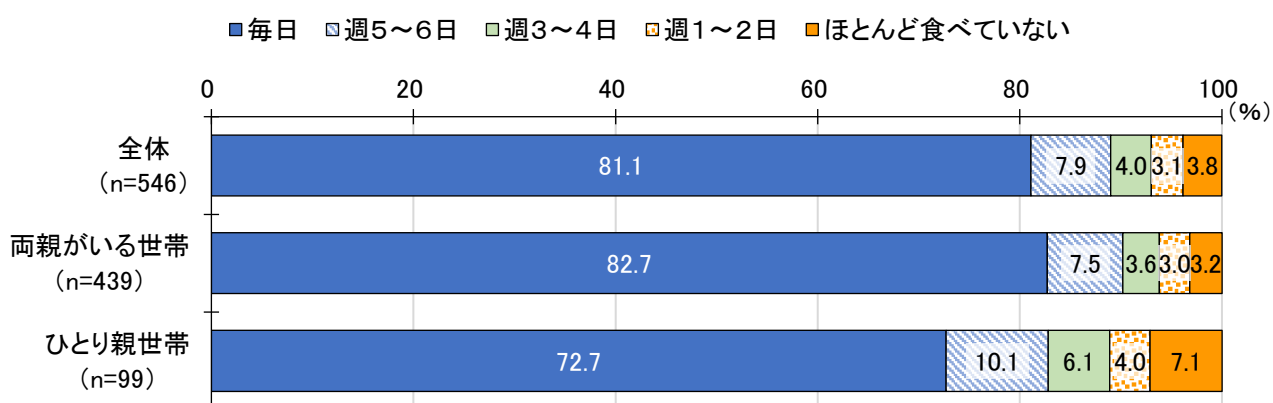
b 中学2年生生徒調査結果

◆朝ごはんを週にどれくらい食べているか

全体でみると、「毎日」は81.1%となっています。

世帯状況別でみると、「毎日」は両親がいる世帯で82.7%、ひとり親世帯で72.7%と、ひとり親世帯が10ポイント低くなっています。同様に、「ほとんど食べていない」は、両親がいる世帯で3.2%、ひとり親世帯で7.1%と、ひとり親世帯が3.9ポイント高くなっています。

中学2年生：朝ごはんを週にどのくらい食べていますか(世帯状況別)

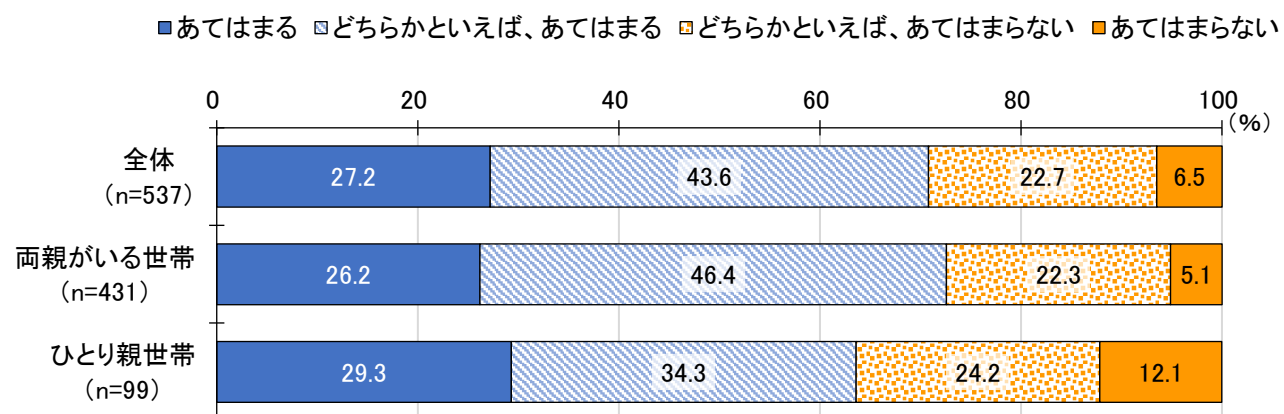


b. 自己肯定感について

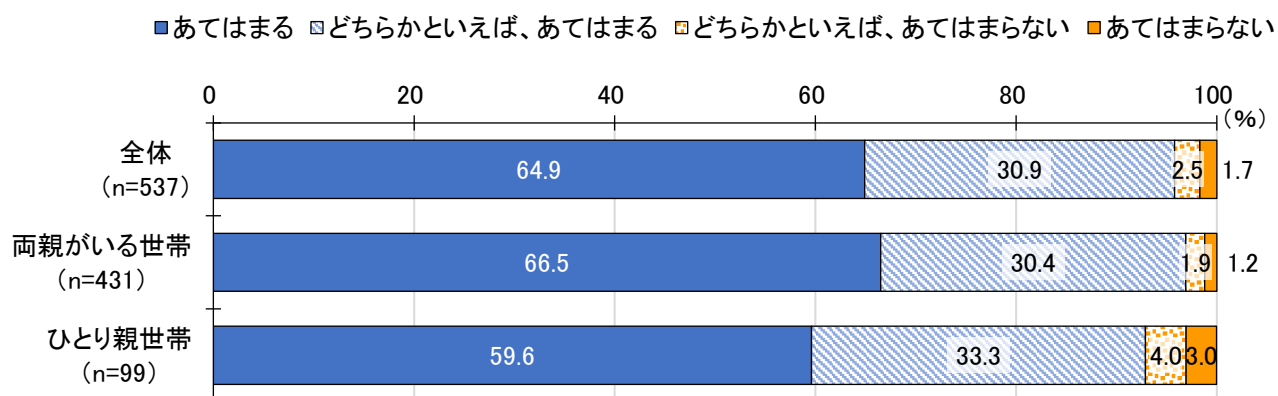
全体でみると、「自分は役に立たないと強く感じる」について、44.3%が『あてはまる（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）』と回答しています。

世帯状況別でみると、「今の自分が好きだ」「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」「自分は役に立たないと強く感じる」において、両親がいる世帯とひとり親世帯の生徒の回答に差が見られます。

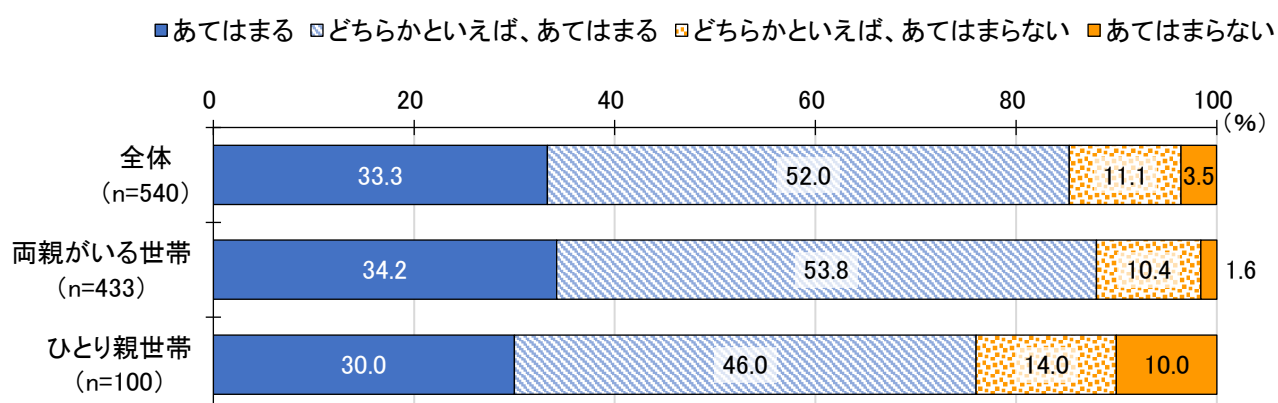
中学2年生：今の自分が好きだ(世帯状況別)



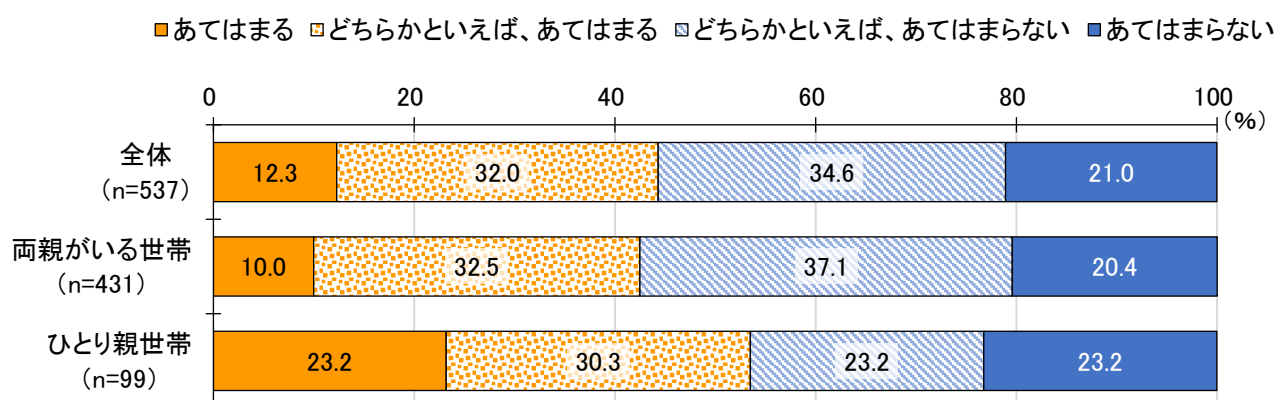
中学2年生：自分の親(保護者)から愛されていると思う(世帯状況別)



中学2年生：うまくいかわからないことにもがんばって取り組む(世帯状況別)



中学2年生：自分は役に立たないと強く感じる(世帯状況別)

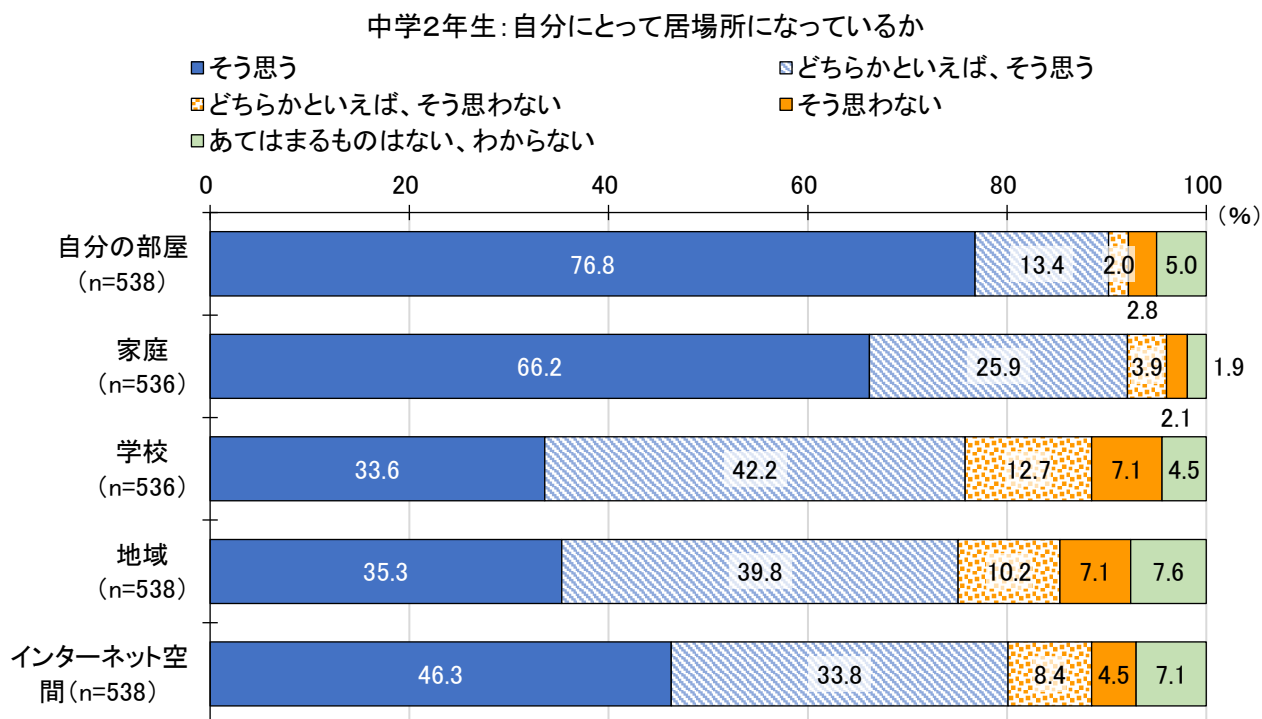


④子ども・若者計画関連調査

α 居場所について

自分の部屋・家庭・学校・地域・インターネット空間が、今の自分にとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっているかについて、『居場所になっている（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）』は、家庭が 92.1%と最も高く、次いで自分の部屋の 90.2%となっています。

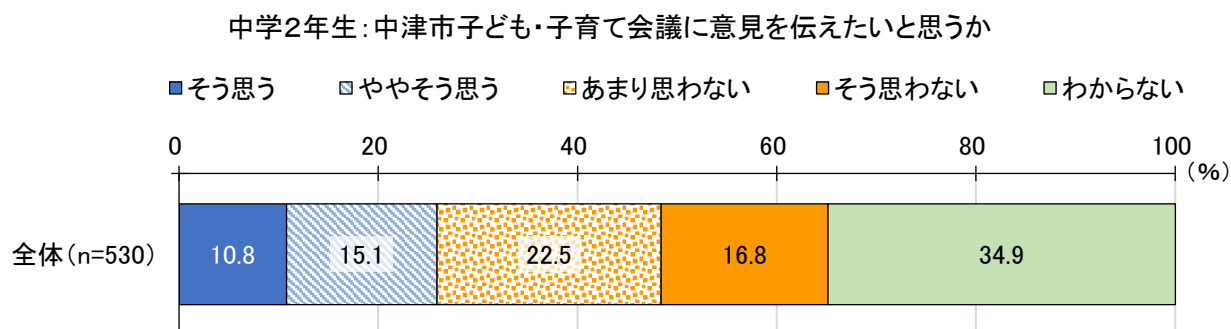
『居場所になっていない（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）』は、学校が 19.8%と最も高く、次いで地域の 17.3%となっています。



⑤ ことば計画関連調査

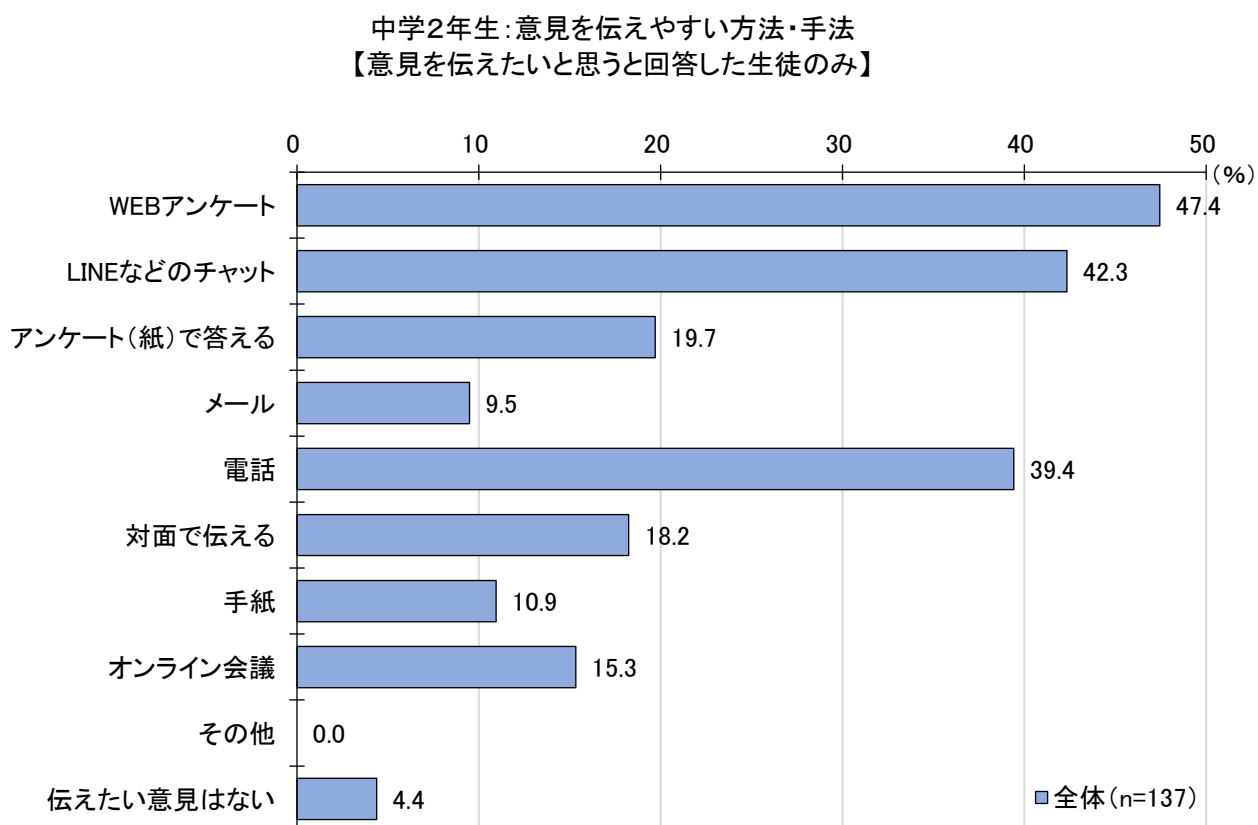
a 意見の表明について

中津市子ども・子育て会議に意見を伝えたいと思うかについて、『伝えたい(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)』は 25.9%となっています。



b 意見を伝えやすい方法・手法

中津市子ども・子育て会議に意見を伝えやすい方法・手法について、「WEB アンケート」が 47.4%と最も高く、次いで「LINE などのチャット」の 42.3%、「電話」の 39.4%となっています。スマートフォンやタブレットを活用したオンラインによる回答が有効手段として挙げられます。



6 前期計画の実績及び進捗状況

(1) 子ども・子育て支援事業計画実績及び進捗状況

① 幼児期の保育・教育の量の見込みと実績値の検証

1号認定の量の見込みと実績値について、量の見込みは実績値が計画値を大きく下回っており、市全体でみると、1号認定の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

2号認定の量の見込みと実績値について、量の見込みは、実績値が令和5年度以降計画値を上回っており、市全体でみると2号認定の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は令和4年度以降対応できています。

【中津市全域】

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1号認定	量の見込み	計画値	870	852	810	761	723	
		実績値	722	760	694	571	527	
	確保方策	実績値	1,026	1,021	951	855	780	
		特定教育・保育施設	実績値	1,026	1,021	951	855	780
		確認を受けない幼稚園	実績値	0	0	0	0	0
	差	実績値	304	261	257	284	253	
	2号認定	量の見込み	計画値	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
実績値			1,414	1,353	1,301	1,280	1,257	
確保方策		実績値	1,396	1,328	1,361	1,680	1,624	
		特定教育・保育施設	実績値	1,396	1,328	1,361	1,680	1,624
差		実績値	△18	△25	60	400	367	

3号認定(0歳児)の量の見込みと実績値について、量の見込みは実績値が計画値を大きく下回っており、市全体でみると3号認定(0歳児)の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

3号認定(1・2歳児)の量の見込みと実績値について、量の見込みは、実績値が計画値を大きく上回っていますが、市全体でみると3号認定(1・2歳児)の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

【中津市全域】

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
3号認定	量の見込み(0歳)	計画値	309	306	301	297	292	
		実績値	148	162	169	126	119	
	確保方策	実績値	370	359	356	352	337	
		特定教育・保育施設	実績値	351	340	337	333	318
		特定地域型保育事業	実績値	6	6	6	6	6
		企業主導型	実績値	13	13	13	13	13
	差	実績値	222	197	187	226	218	
	量の見込み(1, 2歳)	計画値	874	815	808	797	787	
		実績値合計	966	940	944	932	884	
		1歳実績値	436	448	462	438	413	
		2歳実績値	530	492	482	494	471	
	確保方策(1・2歳)	実績値	1,117	1,067	1,087	1,075	1,028	
	確保方策(1歳)	実績値	502	510	531	498	478	
		特定教育保育施設	実績値	482	488	509	477	457
		特定地域型保育事業	実績値	5	6	6	6	6
		企業主導型	実績値	15	16	16	15	15
	確保方策(2歳)	実績値	615	557	556	577	550	
		特定教育保育施設	実績値	588	532	531	551	524
		特定地域型保育事業	実績値	8	7	7	7	7
		企業主導型	実績値	19	18	18	19	19
	差	実績値	151	127	143	143	144	

中津・三光地域の1号認定の量の見込みと実績値について、量の見込みは実績値が計画値を下回っており、1号認定の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

中津・三光地域の2号認定の量の見込みと実績値について、量の見込みは、実績値が令和6年度に計画値を上回っています。

2号認定の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は令和4年度以降対応できています。

【中津・三光地域】

区分	内 容			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1号認定	量の見込み	計画値		826	809	769	724	687	
		実績値		721	757	691	568	526	
	確保方策	実績値		1,026	1,021	951	855	780	
		特定教育・保育施設	実績値		1,026	1,021	951	855	780
		確認を受けない幼稚園	実績値		0	0	0	0	0
	差	実績値		305	264	260	287	254	
	2号認定	量の見込み	計画値		1,366	1,337	1,271	1,196	1,136
実績値				1,317	1,257	1,209	1,196	1,180	
確保方策		実績値		1,270	1,227	1,260	1,579	1,531	
		特定教育・保育施設	実績値		1,270	1,227	1,260	1,579	1,531
差		実績値		△47	△30	51	383	351	



中津・三光地域の3号認定(0歳児)の量の見込みと実績値について、量の見込みは実績値が計画値を大きく下回っています。3号認定(0 歳児)の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

中津・三光地域の3号認定(1・2 歳児)の量の見込みと実績値について、量の見込みは、実績値が計画値を大きく上回っているものの、3号認定(1・2 歳児)の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

【中津・三光地域】

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	計画値	299	294	291	287	283
		実績値	142	154	160	121	116
	確保方策	実績値	350	340	337	333	319
	特定教育・保育施設	実績値	331	321	318	314	300
	特定地域型保育事業	実績値	6	6	6	6	6
	企業主導型	実績値	13	13	13	13	13
	差	実績値	208	186	177	212	203
	量の見込み(1, 2歳)	計画値	827	774	767	758	748
		実績値合計	919	901	906	892	845
		1歳実績値	416	433	446	416	395
		2歳実績値	503	468	460	476	450
	確保方策(1・2歳)	実績値	1,053	1,017	1,037	1,025	979
	確保方策(1歳)	実績値	475	488	509	476	456
	特定教育保育施設	実績値	455	466	487	455	435
	特定地域型保育事業	実績値	5	6	6	6	6
	企業主導型	実績値	15	16	16	15	15
	確保方策(2歳)	実績値	578	529	528	549	523
	特定教育保育施設	実績値	551	504	503	523	497
	特定地域型保育事業	実績値	8	7	7	7	7
	企業主導型	実績値	19	18	18	19	19
	差	実績値	134	116	131	133	134

本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の1号認定の量の見込みと実績値について、量の見込みは実績値が計画値を大きく下回っており、1号認定の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は対応できていません。

本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の2号認定の量の見込みと実績値について、量の見込みと確保方策ともに、実績値が計画値を上回っているものの、2号認定の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	計画値	44	43	41	37	36
		実績値	1	3	3	3	1
	確保方策	実績値	0	0	0	0	0
		特定教育・保育施設	実績値	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	実績値	0	0	0	0
	差	実績値	△1	△3	△3	△3	△1
2号認定	量の見込み	計画値	73	71	68	62	59
		実績値	97	96	92	84	77
	確保方策	実績値	126	101	101	101	93
		特定教育・保育施設	実績値	126	101	101	93
	差	実績値	29	5	9	17	16



本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の3号認定(0歳児)の量の見込みと実績値について、量の見込みは実績値が計画値を下回っており、3号認定(0歳児)の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の3号認定(1・2歳児)の量の見込みと実績値について、量の見込みは、実績値と計画値は同等となっており、3号認定(1・2歳児)の量の見込み(実績値)に対する確保方策(実績値)は十分対応できています。

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	計画値	10	12	10	10	9
		実績値	6	8	9	5	3
	確保方策	実績値	20	19	19	19	18
		特定教育・保育施設	20	19	19	19	18
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型	0	0	0	0	0
	差	実績値	14	11	10	14	15
	量の見込み(1, 2歳)	計画値	47	41	41	39	39
		実績値合計	47	39	38	40	39
		1歳実績値	20	15	16	22	18
		2歳実績値	27	24	22	18	21
	確保方策(1・2歳)	実績値	64	50	50	50	49
	確保方策(1歳)	実績値	27	22	22	22	22
		特定教育保育施設	27	22	22	22	22
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型	0	0	0	0	0
	確保方策(2歳)	実績値	37	28	28	28	27
		特定教育保育施設	37	28	28	28	27
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型	0	0	0	0	0
	差	実績値	17	11	12	10	10

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績値の検証

α 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
	確保数	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値		箇所	1	1	1	1	1	

【母子保健型】

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
	確保数	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値		箇所	1	1	1	1	1	

β 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の解消に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み ※利用延人数	人	47,043	44,244	42,048	41,580	41,028	40,452
	内)プレイルーム	人	25,295	23,803	22,621	22,370	22,073	21,763
	内)その他	人	21,748	20,441	19,427	19,210	18,955	18,689
	確保数	箇所	5	8	8	8	8	8
実績値	実績値 ※利用延人数	人	79,268	28,043	36,827	54,097	63,267	
	内)プレイルーム	人	52,943	10,424	18,326	31,265	43,360	
	内)その他	人	26,325	17,619	18,501	22,832	19,907	
	確保数	箇所	8	8	8	8	8	

c 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	件	9,115	8,820	8,722	8,596	8,470	8,344
	確保数	件	9,115	8,820	8,722	8,596	8,470	8,344
実績値		件	6,827	6,745	6,194	6,057	5,066	

d 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	件	666	630	623	614	605	596
	確保数	件	666	630	623	614	605	596
実績値		件	630	662	581	575	485	

e 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	回	566	566	566	566	566	566
	確保数	回	566	566	566	566	566	566
実績値		回	539	538	523	631	665	

f 子育て短期支援事業

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	日	125	144	139	135	130	126
	確保数	箇所	3	3	3	3	3	3
実績値	預かり日数	日	108	124	201	156	296	
	契約施設	箇所	3	3	3	3	3	

g 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の一時的な預かりや移動支援等の援助を希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡・調整や、援助を行うことを希望する者へ講習の実施等の支援を行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	件	167	270	266	260	256	250
	確保数	件	167	270	266	260	256	250
実績値	利用件数	件	108	108	326	250	243	
	依頼会員	人	117	104	130	108	115	
	提供会員	人	89	83	93	92	87	

h 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	【一般型】 量の見込み	人回	2,714	2,578	2,488	2,411	2,318	2,243
	確保数	箇所	13	15	15	15	15	15
	【幼稚園型】 量の見込み	人回	89,880	127,063	124,277	118,253	111,030	105,516
	確保数	箇所	22	27	27	27	27	27
実績値	【一般型】 実績値	人回	3,425	2,745	2,400	1,840	1,707	
	実施箇所数	箇所	14	16	16	16	13	20
	【幼稚園型】 実績値	人回	97,128	76,075	87,593	92,555	100,412	
	実施箇所数	箇所	24	24	24	24	25	25

i 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	実人数	694	1,100	1,061	1,028	989	957
		日	15,167	23,100	22,281	21,588	20,769	20,097
	確保数	箇所	23	23	23	23	23	23
実績値	実績値	実人数	696	222	167	190	240	
		日	13,332	9,112	9,055	7,452	9,555	
	実施箇所数	箇所	23	22	21	19	18	18

※ 一人あたりの利用日数を 21 日とし、量の見込みを算出しています。

j 病児・病後児保育事業

病気等の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人日	1,031	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400
	内)病児保育	人日	—	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200
	内)病後児保育	人日	1,031	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保数	箇所	1	2	2	2	2	2
実績値	実績値	人日	1,745	758	1,275	1,509	1,165	
	内)病児保育	人日	618	151	230	150	135	
	内)病後児保育	人日	1,127	607	1,045	1,359	1,030	
	病児保育 実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1
	病後児保育 実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1

k 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【中津市全域】

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値 (申込者)	実績値(申込者)	人	1,030	1,038	1,021	1,050	1,059	1,032
	内)1年	人	365	376	357	409	387	369
	内)2年	人	314	296	333	286	336	322
	内)3年	人	195	223	214	219	199	223
	内)4年	人	98	90	73	72	80	63
	内)5年	人	36	29	33	39	29	34
	内)6年	人	22	24	11	25	28	21
実績値 (利用者)	実績値(利用者)	人	1,023	1,028	1,014	1,046	1,052	1,027
	内)1年	人	361	375	354	409	387	369
	内)2年	人	313	293	333	286	336	322
	内)3年	人	193	222	212	219	199	223
	内)4年	人	98	85	71	70	74	62
	内)5年	人	36	29	33	37	28	32
	内)6年	人	22	24	11	25	28	19
実績値	実施箇所	箇所	34	36	36	35	35	33
実績値	定員数	人	1,525	1,525	1,593	1,547	1,579	1,546
定員数と申込者の差		人	495	487	572	497	520	514

【中津・三光地域】

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値 (申込者)	実績値(申込者)	人	914	929	919	938	945	917
	内)1年	人	340	352	335	383	358	342
	内)2年	人	293	274	309	264	311	292
	内)3年	人	165	204	196	195	179	200
	内)4年	人	80	69	59	60	62	49
	内)5年	人	20	18	16	27	18	22
	内)6年	人	16	12	4	9	17	12
実績値 (利用者)	実績値(利用者)	人	907	919	912	934	938	915
	内)1年	人	336	351	332	383	358	342
	内)2年	人	292	271	309	264	311	292
	内)3年	人	163	203	194	195	179	200
	内)4年	人	80	64	57	58	56	49
	内)5年	人	20	18	16	25	17	20
	内)6年	人	16	12	4	9	17	12
実績値	実施箇所	箇所	28	30	30	29	29	28
実績値	定員数	人	1,301	1,301	1,369	1,323	1,323	1,303
定員数と申込者の差		人	387	372	450	385	378	386

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値 (申込者)	実績値(申込者)	人	116	109	102	112	114	115
	内)1年	人	25	24	22	26	29	27
	内)2年	人	21	22	24	22	25	30
	内)3年	人	30	19	18	24	20	23
	内)4年	人	18	21	14	12	18	14
	内)5年	人	16	11	17	12	11	12
	内)6年	人	6	12	7	16	11	9
実績値 (利用者)	実績値(利用者)	人	116	109	102	112	114	112
	内)1年	人	25	24	22	26	29	27
	内)2年	人	21	22	24	22	25	30
	内)3年	人	30	19	18	24	20	23
	内)4年	人	18	21	14	12	18	13
	内)5年	人	16	11	17	12	11	12
	内)6年	人	6	12	7	16	11	7
実績値	実施箇所	箇所	6	6	6	6	6	5
実績値	定員数	人	224	224	224	224	256	243
定員数と申込者の差		人	108	115	122	112	142	128

Ⅰ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言・巡回支援等を行う事業です。

	区分	単位	H31 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	事業者	—	—	—	—	—	1
	確保数	事業者	—	—	—	—	—	1
実績値		事業者	—	—	—	—	—	



(2) 次世代育成支援対策行動計画の実績及び進捗状況

①施策テーマ つながる安心

■切れ目・すき間のない顔の見える支援

◆切れ目・すき間のない多様な子育て支援サービスの充実

デジタル化を活用した分かりやすく利用しやすい子育て支援情報の提供や相談対応を行う事で、妊婦や保護者の不安や負担感の軽減につながっています。

東九州短期大学と連携し、子育て学び教室や親子ふれあい教室、心理士等による子育て相談会（パステルルーム）等の開催により、保護者のニーズに応じた事業展開を行いました。

育児に困りや不安がある家庭に、保健師等が訪問を実施しました。家事・育児支援として訪問支援員を派遣し、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭の支援を行いました。

◆母子保健と児童福祉の連携による顔の見える支援

要保護児童対策地域協議会を主軸とした関係機関との顔の見える支援体制強化に向け、年2回の代表者会議、年24回の実務者会議、適宜個別ケース会議を開催し、関係機関との顔の見える連携により支援が必要な家庭の情報共有、必要な支援に繋がっています。

■子育てと仕事の両立支援

◆保育事業・放課後児童クラブの充実

教育・保育ニーズに対応するため、奨学金返還支援と併せて、就職応援金制度を創設するなど保育士確保策の充実を図るとともに、保育サービスの質的向上を図るため、市独自のキャリアアップ研修を実施しています。

また、第2子以降の保育料無償化と併せて、給食費の無償化などの経済的支援に取り組んでいます。

障がい児に対する支援として、保育士を加配する保育施設への補助拡充、幼稚園では、教育補助員を雇用し受け入れ体制を整備しています。

放課後児童クラブでは、放課後子ども教室と連携し、全小学校の児童が利用できるように努めています。

また、中津市独自で放課後児童クラブ利用料の多子世帯減免事業の実施や放課後児童クラブアドバイザーを雇用し、放課後児童クラブの充実に努めています。

父母ともに子育てと仕事が両立できるよう中津市独自で「有休の子の看護休暇導入奨励制度」を創設し、中小企業に対し奨励金を支給しています。

◆ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進

おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」を普及するため、大分県と協力して認証企業の取得を推進し、現在28企業が認証を受けています。

男女共同参画に関する意識啓発の強化、家族・親族ぐるみで子育てできる環境づくりのため、リフォーム補助事業の実施やUターン住宅改修補助を行っています。

■安全・安心な環境づくり

◆小児医療の充実

大学との連携により小児科医師の確保に努め、小児医療の維持・充実に努めています。

また、令和5年度からこどものインフルエンザ予防接種費用助成を高校生相当まで拡大し、令和6年4月からは高校生世代までこども医療費助成を拡大しています。

◆こどもの居場所づくり

「中津市放課後子ども総合プラン庁内ワーキンググループ」を設置し、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図っており、校舎内で両事業を実施する学校を推進しています。

また、待機児童のいる小学校区を中心に、放課後居場所緊急対策事業を現在3校区で実施しています。

さらに、こどもの居場所の開設・運営に意欲のある民間団体等に対して、こども食堂開設等に一部補助や放課後等デイサービスを令和元年の9事業所から令和6年には22事業所に増加させるなど、こどもの居場所づくりに努めています。

◆安全・安心なまちづくり

自主防犯組織への物的支援や学校運営協議会の中で、学校・家庭・地域が連携して見守りを推進しています。

通学路の安全や、事故防止を目的として、年3回、危険個所を調査し、事故を未然に防ぐため、関係機関と通学路安全対策会議を開催し、環境改善に努めています。

また、小学校、幼稚園、公園については、年1回専門業者または職員にて定期点検を行っています。

②施策テーマ つながる元気

■ひとりひとりの健やかな育ちを支援

◆妊娠、出産、産後の支援

令和４年度には産婦健康診査を開始、令和５年度には多胎妊婦へ妊婦健診を追加(５回分)、令和６年度には妊婦健診項目の追加と妊産婦健診等支援事業を開始し、安心して出産にのぞめる環境づくりに努めています。

また、令和４年度から母子健康手帳交付や月１回の妊婦・赤ちゃん健康相談をロゴフォームによる電子予約制に変更し、待ち時間の解消に繋げています。

◆こどもの健やかな成長・発達の支援

乳幼児健診未受診者へ電話等で受診勧奨をしたり、家庭や所属する園へ訪問したりするなど、すべての乳幼児の状況把握を行っています。

こどもの発達相談会では、相談件数の増加に伴い、令和３年度から年６回の相談会を年１０回に増やすとともに、令和６年度からは作業療法士を１名から２名体制に変更し、相談支援体制の充実に努めています。

要支援児童・家庭の早期発見と早期支援として、子育て世代包括支援センターで把握した家庭に対し、早期よりこども家庭総合支援拠点と連携して対応していましたが、令和６年度より、双方の一体的支援体制を図るため、「こども家庭センター」として開設し、より連携した要支援家庭への支援を実施しています。

◆母と子の健康づくりの支援

幼児教育・保育施設では、市の管理栄養士による食育推進、栄養教諭・学校栄養職員の配置校では、児童・生徒への食育推進、「食育だより」を発行するなど家庭での食生活等について啓発を行っています。また、令和６年度には、高校生に対する食育出前講座を実施しています。

また、学校における健康教育の一環として、小学校１６校で喫煙防止教室、中学校８校で薬物乱用防止教室を実施しています。

■健やかな成長を支える学びの提供

◆幼児教育・保育の充実

学校教育課と保育施設運営課が事務局となり、架け橋期カリキュラム開発会議の開催(3回程度)、研修会を通して幼児教育・保育施設と各小学校との連携に努めています。

◆学校教育の充実

中津市教育委員会主催の研修・研究会として、授業改善による学力の向上に向け、経験の浅い教員を対象とした授業づくり研修会(34名参加)、推進校の今津小学校・中学校で講師を招聘しての校内研究会(今津小・中学校全教職員参加)、豊陽中にて中津市授業研究会(71名参加)を実施しています。

また、いじめ・不登校未然防止の強化として、令和6年度、登校支援員を2人から5人に増員し、校内教育支援ルーム教員が連携し、学習や学校生活等の支援を行っています。

◆家庭や地域の教育力の向上

こどもたちが、故郷に愛着と誇りを持ち続けることができるよう、ふるさと学習を実施しています(令和6年参加者は214名)。

「ほめまち中津の『家庭教育のススメ』」を活用して、保護者が授業を行い、親子の良好な関係づくりについて啓発を行っています。また、家庭教育をテーマにワークショップ研修会と「あったかエピソード」の表彰式を毎年実施しています。

あそびのすすめ推進事業では、児童館で児童厚生員が中心となり、こどもの楽しい居場所づくりに努めています。

また、教育福祉センター内のなかっプレーパークで、小学生を中心とした親子を対象に「おっちょるデー」を毎月1回開催しています(令和5年度622名参加)。

■配慮の必要なこども・家庭のサポート

◆社会的養育の確立

すべてのこども・若者の健やかな育成を目的に、令和4年度から重層的支援体制整備事業として、様々な機関で多様な相談を受けられる支援体制を構築しています。

要支援家庭等の在宅支援を強化するため、児童養護施設2ヶ所、乳児院1ヶ所に加え、里親の追加委託を実施しています。また、新たに「親子入所」、「入所希望児童支援」の2支援を追加し、保護者の家庭養育・育児疲れ等による受け入れ体制を強化しています。

◆障がい児福祉等の充実

障がい児の利用ニーズに応じて、各年齢期に応じた支援体制の整備を進めており、直近5ヶ年で事業所が大幅に増加しています（児童発達支援センター2ヶ所、児童発達支援17ヶ所、放課後等デイサービス22ヶ所、保育所等訪問支援3ヶ所）。

中津市自立支援協議会にこども部会を設置し、事業所紹介や事例検討などを実施しています。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親の方が様々な子育て支援サービスやその他の支援の情報を得ることができるよう「ひとり親家庭サポートブック」の内容を年度ごとに改定し、窓口配布もしくは市ホームページで公開しています。

大分県母子家庭等就業・自立支援センターの協力で年1回、ひとり親家庭のための無料法律相談を実施し、養育費や面会交流、財産分与等の相談に対応しています。

◆外国人への配慮

市の外国人総合相談センター開設情報や、外国語版母子健康手帳の交付（10ヶ国対応）、予防接種予診票の外国語版（17ヶ国対応）、ごみ・資源カレンダーを作成し、情報提供を行っています。

外国人児童・生徒に関わる教育指導の充実を図るため、日本語を理解できず、学校教育に困りのある児童生徒に、6人の日本語指導員が支援を行っています。

また、外国にルーツのある児童と保護者が集い、日本文化や日々の学習について学ぶ場を作っています（令和4年比93名増 令和5年357名）。

③施策テーマ 未来につなぐ

■未来につなぐ人づくり

◆乳幼児教育振興プログラム「あそびのすすめ」の推進

「あそびのすすめ」に基づいた架け橋期のカリキュラムの開発作業を進めるとともに、大分県幼児教育センター主催の研修会への参加や幼児教育アドバイザーの活用について、全幼児教育・保育施設に勧奨しています。

◆未来の親育て

多世代交流として、中学校2年生を中心とした幼児教育・保育施設への職場訪問や、総合的な学習の時間を活用した高齢者福祉施設の訪問などの交流を行っています。

■若者の希望が叶うまちづくり

◆出会い・結婚・ふるさと暮らしを応援

若者の結婚に関する希望が叶うよう、おおいた出会い応援プロジェクト「OITA えんむす部」等と連携し、出会いの場づくり事業を開催し、本事業を通じて結婚した中津市に在住する人に結婚祝いとして商品券を贈呈しています。

また、令和3年度から、結婚して旧下毛地域に住む人に応援金を支給する「結婚新生活応援金事業」を開始しました。

令和5年度の移住・定住支援事業を通じた県外からの移住者は104名となり、前年の39人を大きく上回りました。また、Uターン住宅改修補助を実施し、10世帯13人のUターンにつながりました。

◆子育て世代に選ばれるまちづくり「やっぱりいいね!中津で子育て」

子育て支援策等の広報を強化するほか、「みんなが子育てしたくなるまち」等を目指し、SNS、商業施設のデジタルサイネージ、スマホアプリ等を活用した広報力強化に努めています。

グローバル化する社会で活躍できる人材育成のため、市内小中学校に英語指導助手、外国語指導員を配置し、中学生を対象に英会話教室・英検対策講座・APUでの語学研修などを実施しています。

■つなぎ手・支え手の育成

◆中津市全体でこどもと子育てを応援

大分県の「おおいた子育て応援スクラム事業」と連携し、子育てに関する周知広報、セミナーの開催を行っています。

「地域ぐるみで子育てを支えるまちづくり」の一環として、サロン、住民型有償サービス団体、子育てサークル（6ヶ所）に対し、事業継続に向けた支援を行っています。



7 現状・課題の整理

(1) 統計データからみえる課題

中津市の総人口は、令和2年から減少傾向で推移しており、特に本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の減少傾向が強くなっています。

地域別児童人口の推移をみると中津市全体で0歳人口が減少傾向にあり、中津・三光地域、本耶馬溪・耶馬溪・山国地域ともに同様の傾向となっています。

中津市の婚姻件数も減少していることから、今後も児童数は減少傾向で推移していくものと考えられます。

ひとり親世帯は近年減少に転じていますが、市全体の世帯数の推移をみると、核家族化の傾向がみられ、子育てに対して支援を必要とする家庭も増加することが予想されます。

中津市の共働き夫婦の割合をみると、0歳、1-2歳において共働き夫婦の割合は増加傾向にあり、今後も3号認定の教育・保育ニーズは増加することが予想されます。

(2) アンケート調査結果からみえる課題

平日の定期的な教育・保育事業の利用について、前回調査と比較し、利用割合は増加しています。

末子の年齢別共働き夫婦の割合の状況からみても、今後も教育・保育ニーズは高まることが予想されるものの、児童人口は減少することが予想されることから、教育・保育の量の見込みを設定する際には注意が必要です。

放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用希望は、就学前児童が5割、就学児童が3割と、前回調査と同等の割合となっており、今後の量の見込みを設定する際には、統計データとの突合が重要と考えられます。

子育てに関する相談先について、「いない/ない」の割合が上昇しており、核家族化も一要因として考えられます。また、子育ての環境や支援への満足度について、満足度が低い割合が上昇しています。

子育て世帯の暮らしの状況について、「苦しい」と回答した割合や必要な食料品が買えなかった割合も県と比較して高くなっています。

また、ひとり親世帯では、こどもの自己肯定感や自己有用感が低くなっていることから、こどもの貧困対策についても強化する必要があります。

さらに、こどもの居場所として、8割程度がインターネット空間を居場所と回答しています。近年、SNS等を通じた犯罪等が増加する中で、ネットリテラシーに対する取り組みが今後より重要と考えられます。

こどもの意見聴取について、中津市子ども・子育て会議に意見を伝えたい生徒の割合は25%程度となっており、意見を伝えやすい方法・手法として、スマートフォンやタブレットを活用したオンラインによる回答が有効手段として挙げられます。

(3) 前期計画の実績及び進捗状況からみえる課題

①子ども・子育て支援事業計画

教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、本耶馬溪・耶馬溪・山国地域のⅠ号認定を除き確保できています。

今後、教育保育の量の見込み、確保方策の設定にあたっては、児童人口の減少や共働き夫婦の割合に十分留意する必要があります。

地域子ども・子育て支援事業について、「地域子育て支援拠点事業」では、令和4年度以降、実績値は計画値を大きく上回っており、核家族化の進行等にも留意する必要があります。

「養育支援訪問事業」、「子育て短期支援事業」は、実績値が計画値を大きく上回っており、量の見込み設定には実績値との突合に留意することに加え、支援を必要とする世帯に向けた施策強化を図る必要があります。

「延長保育事業」は、実績値が計画値を大きく下回っており、量の見込み設定には実績値との突合に留意することが重要です。

②次世代育成支援対策行動計画

中津市では、つなぐ・つながるをテーマに、3つの施策テーマ（「①つながる安心」、「②つながる元気」、「③未来につなぐ」）に基づき、子育て施策を展開してきました。

各施策については、所管課にて施策目標のもと各種事業を展開していますが、今後、支援を必要とする子育て世帯に対する相談支援体制及び貧困対策がより重要になってきます。

また、こどもの居場所づくりについては、インターネット空間を居場所とする生徒も多く、ネットリテラシーについての教育も重要になってくると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画においては、「その笑顔が未来(なかつ)を創る!～みんなであつなごう、笑顔のループ～」を基本理念とし、こどもを含む若者が将来(就労・結婚・出産など)に希望を描きその希望が叶えられるよう、また、こどもたちに「生まれ育った中津で子育てしたい!子育てするなら中津で!」と思ってもらえるよう、「みんなが子育てしたくなるまち」を目指してきました。

本計画では、こども基本法に規定される「市町村こども計画」として策定するにあたり、こどもの権利条約の父と言われるヤヌシュ・コルチャック氏が残した言葉「こどもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である。」(1989年「19世紀隣人愛の思想の発展」)を踏まえ、これまでの中津市における取組に、「こども・若者※1」を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重する視点」を新たに加えるものとします。このことにより、こども・若者本人への支援及び子育て当事者への支援を車の両輪として推し進め、こども・若者の心身の状況や置かれている環境にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング※2)で生活を送ることができるよう、常にこどもの最善の利益を追求するまち「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

また、中津市ではこれまで、周産期に係る高度な医療行為を行うことができる中津市民病院の整備等による小児医療体制の充実、官民が一体となった「こどもの命を守る」相談体制の確立、大型遊具を備えた公園の整備及び保育施設の待機児童対策等、中津市内だけで完結する子育て環境整備に取り組んできました。特に、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化と事業の拡充を組織的に整えるため、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を令和6年4月に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する、これまで以上に切れ目や漏れのない相談支援体制を構築しています。加えて、第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」においては、将来都市像として【暮らし満足No.1のまち「中津」】が掲げられており、こどもも大人も共に暮らしやすいまちづくりを目指していることから、本計画における基本理念を次のとおりとします。

こどもまんなか住み良いなかつ
～すべてのこどもが健やかで輝きに満ち、未来を彩るまち～

※1 こども基本法における「こども」の定義を踏まえ、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示すこととする。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

<参考>

◆我が国におけるこども施策に係る基本理念について

令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、国において実施されるこども施策の基本理念が次のとおり示されました。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標に基づき、各種施策を展開していきます。

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、生まれながらにして権利の主体、かつ大人と同じく権利が尊重されるべき存在であるとの認識のもと、社会参画や意見反映の機会を設け、こども・若者の意見等を中津市の施策に反映させることにより、こどもの最善の利益を追求する「こどもまんなか社会」のまちを目指します。

(2) ライフステージを通した重要な支援施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

(3) ライフステージ別の重要な支援施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

(4) 子育て当事者への支援に関する重要な支援施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。

3 施策体系

(1) こども・若者の社会参画・意見反映	
	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有及び意見反映
(2) ライフステージを通じた重要な支援施策	
	②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
	④障がい児支援・医療的ケア児等への支援
	⑤児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
	⑥こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(3) ライフステージ別の重要な支援施策	
	⑦こどもの誕生前から幼児期まで
	⑧学童期・思春期
	⑨青年期
(4) 子育て当事者への支援に関する重要な支援施策	
	⑩子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	⑪地域子育て支援、家庭教育支援
	⑫共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	⑬ひとり親家庭への支援

第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標① こども・若者の社会参画・意見反映

〈目指す姿〉

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、生まれながらにして権利の主体、かつ大人と同じく権利が尊重されるべき存在であるとの認識のもと、社会参画や意見反映の機会を設け、こども・若者の意見等を中津市の施策に反映させることにより、こどもの最善の利益を追求する「こどもまんなか社会」のまちを目指します。

〈基本施策〉

○基本施策Ⅰ こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有及び意見反映

基本施策1 こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有及び意見反映

〈現状と課題〉

- こども基本法の制定により、こども・若者は心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることが明記されました。一方で、これまでの中津市の施策は主に保護者の利益を追求してきたものであり、こども・若者本人の声を聴き、またそれを施策に反映させる仕組みを構築する必要があります。
- 「こどもまんなか住み良いなかつ」を実現するためには、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、最善の利益を図る必要があります。そのため、こども・若者が権利の主体であることを含め、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を社会全体に周知し、考えを共有するため、積極的な情報発信に取り組む必要があります。
- 令和5年度に実施した市内中学校2年生本人へのアンケート結果によれば、大人に意見を伝えやすい方法・手法として、スマートフォンやタブレットを活用したオンラインによる回答が有効とされているため、こども・若者の意見を聴く際には留意が必要です。

施策 No.1-1

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有及び意見反映

〈施策の方向性〉

平成6年に子どもの権利に関する条約が批准されましたが、その条約の精神にのっとり、令和5年にこども基本法が施行されたことにより、ようやく我が国においてもこどもの権利を保障する体制が整いつつあります。

こども基本法第3条では、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保することとされています。

中津市においても、こども・若者が権利の主体であることを市民の皆様広く周知するとともに、実際にこども・若者本人から意見を聴き、それを施策に反映させることにより、こども基本法の基本理念を体現していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
1 新規	こども・若者会議	子育て支援課	こどもから直接市政に対する意見を聴取する機会を設けることや、気軽に意見を言える体制を整え、こども本人の意見を各種施策に反映させていただきます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		0回/年	1回/年	1回/年
2 新規	こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成	子育て支援課	こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、子育てしやすい環境を整えることが重要です。そこで、積極的に子育てに関する情報発信を行うこと等により、機運の醸成を図ります。		
3 新規	こどもまんなか応援サポーター	子育て支援課	令和5年に大分県及び県下市町村と共に「こどもまんなか応援サポーター」合同宣言を行いました。こどもの意見を聴き、またその意見を尊重する、社会全体で子育てを行う機運醸成に引き続き取り組みます。		
4	みんな活躍授業の推進	学校教育課	児童・生徒全員が考えを表現する機会を設ける等の授業改善を行っています。このことにより、「先生が教える授業ではなく、こども達が学ぶ授業へ」変革し、児童・生徒の主体性を育みます。		
5	中津市人権を尊重する社会づくり推進条例の推進	人権・同和対策課	中津市では、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊重し、社会的身分、門地、人種、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別や人権侵害をなくすための行動を促すとともに、すべての人々の人権を尊重する社会の実現に向け「中津市人権を尊重する社会づくり推進条例」を制定しています。今後も、この条例の理念に基づき、すべての人々の人権を尊重する人権行政を推進します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
6	「第3次中津市男女共同参画計画」の推進	人権・同和対策課	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。
7	「第2期中津市教育振興基本計画」の推進	学校教育課	第2期中津市教育振興基本計画に基づき、豊かな心と人権感覚を養うために、すべての教育活動の中に道徳教育と人権教育の視点を位置づけ、児童生徒の発達段階に応じた道徳・人権教育の推進を図ります。



基本目標② ライフステージを通した重要な支援施策

〈目指す姿〉

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

〈基本施策〉

- 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 基本施策3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 基本施策4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 基本施策5 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援を含めた社会的養育の確立
- 基本施策6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

〈現状と課題〉

- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、多くの研究から、日々の生活や遊びが、豊かな感性、好奇心や探求心等を育み、さらに創造性を豊かにする等、夢に向かって人生を積み重ねていく土台となることが分かっています。そのため、親子が地域の資源を活用し、様々な人と関わり合いながら生活や遊び等の体験を通じて楽しめる環境づくりが必要です。
- 中津市は自動車関連の企業が集まる産業集積地域であり、親元を離れて就職し、結婚・出産を経験する人も少なくありません。そのため、中津市内にどのような遊びや体験ができる場があるのかについて、分かりやすく情報発信することが求められます。
- 近年は外国人労働者が増えてきており、同じ市民として共に社会生活を送っています。こども・若者が異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育を推進する必要があります。
- こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る必要があります。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及等の施策を講じる必要があります。

施策 No.2-1

遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

〈施策の方向性〉

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自らの遊びを充実、発展させていくことは、創造力や好奇心、自尊心、創造力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会を生き抜くうえでの必須のスキルを育みます。こども・若者が主体的に選択でき、多様な遊びや体験・活動、さまざまな人との交流ができる居場所づくりを進めるため、自由来館型の児童館や屋外公園を充実させるほか、若者が余暇を楽しめる施設や未就学児の親子の居場所も確保します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
8	児童館運営事業	子育て支援課	0歳から18歳までのこどもたちが、放課後や休日に自由に遊び、遊びを通じて多様な体験や交流をし、その成長を見守り、乳幼児期から思春期までの切れ目のない支援を行う児童福祉施設です。		
9 拡充	若者の余暇の充実	体育・給食課	野球・サッカー・ボルダリング等の若者に人気のスポーツ施設の整備等により、若者の余暇の充実を図っています。		
10	赤ちゃんの駅	子育て支援課	市内には多数の公共施設や民間施設が、外出先で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」として登録されています。ミルク用のお湯の提供を行っている駅もあり、親子の市内の外出を支援します。		
			現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
			69 施設	72 施設	75 施設
11	なかつ子育てサポートBOOK	子育て支援課	自然を活用した遊び場や、各子育て支援関係機関の情報等を網羅した冊子を作成し、ちょっとしたおでかけや各種イベント等に参加しやすい機運醸成及び情報発信を行います。		
12 拡充	屋外公園の充実	建設政策課	県内有数の大型遊具を有する公園や、ちょっとした遊び場としての公園について、遊具等の適切な維持管理を行い、親子が安心して遊べる居場所を確保します。		
			現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
			4回/年	4回/年	4回/年
13	なかつ・こどもいきいき プレイルーム	こども家庭センター	地域子育て支援拠点事業所の一つですが、その中でも、屋内でありながら広い面積を有し、未就学のこどもが思いっきり遊べる屋内施設です。暑い日や寒い日でも安心して親子が一緒に遊べる場として広く周知します。		
			現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
			—	34,630 人	32,466 人

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
14	歴史と文化の伝承	社会教育課	「第2期中津市教育振興基本計画」に基づき、市民だれもが中津の歴史や文化を身近に触れ、活躍できる場を提供し、伝統的な文化や歴史的遺産を後世に引き継ぐための支援を行い、地域への誇りと愛着を育てます。		
15	第三次中津市健康づくり計画	地域医療対策課	すべての市民が、生活しているだけでおのずと健康になる環境づくりや、楽しみながら自然に身体活動量が増えるようなしくみを推進し、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できるまち」の実現を目指します。		
16	親子ふれあいイベント	子育て支援課	ひとり親家庭にものづくりや学びの場を提供し、ひとり親家庭の親及び子のふれあいの増進を図ることを目的に開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	年間開催数		1回/年	1回/年	1回/年
17	地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター	子育て支援センターの名前で親しまれており、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。市内7か所で実施しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

施策 No.2-2

こども・若者が活躍できる機会づくり

〈施策の方向性〉

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観と触れること、在住外国人への支援、ジェンダーギャップの解消、若者の就業支援、住宅支援等を推進します。中津市では、異文化交流や外国人への支援等を通じて、多様性に寛容なまちを目指します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
6	【再掲】 「第3次中津市男女共同参画計画」の推進	人権・同和対策課	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。		
18	男女共同参画週間の取り組み	人権・同和対策課	男女共同参画社会の実現に向けた標語コンクールや記念講演会、街頭キャンペーンを開催し、様々な方法で啓発活動を行います。		
19 拡充	在住外国人・留学生への情報提供と生活支援	総合政策課 企業立地・雇用対策課	外国人の方が暮らしの様々な困りごとなどについて夜間や休日にも相談できる一元的な窓口を設置し、相談内容に応じて支援窓口へつなぐなど、適切な情報提供を行います。また、外国人を雇用する企業に対し、外国人が働きやすい環境整備のための支援を行います。		
20 新規	外国人を受入れた事業所への人材育成支援	企業立地・雇用対策課	市内の歴史や観光に触れ、日本文化を学ぶ機会を提供し、外国人従業員の日常生活の充実を目的とし、「中津を学ぼう体験ツアー」を実施しています。また、資格取得に関する補助事業も行っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	外国人の資格取得支援事業補助金の利用者数		3人	5人	5人
21 拡充	空き家バンク制度	まちづくり推進課	市内全域の空き家を登録し、ホームページ等を通じ利用希望者を募る空き家バンクを運用しています。更に成約件数を増やすべく取組みを進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	5年間で累計 250 件		33 件	150 件 (R7～R9 累計)	250 件 (R7～R11 累計)
22	若者の地元への就業支援	企業立地・雇用対策課	企業合同就職説明会の開催により、地元企業への就労を支援しています。また、地元企業及び大分県立工科短期大学と連携し、小学生ものづくり体験授業を実施しており、地元ものづくり企業を知ってもらう機会としています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	合同就職説明会等の年間参加者数		235 人	280 人	280 人

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
23	産業創出の担い手育成	企業立地・雇用対策課	産業創出の担い手となる人材を発掘・育成するため、起業希望者や起業家の新たなビジネスづくりの学びの機会を提供する、創業・新規事業構築セミナーや女性起業家支援事業を開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	中津市創業支援等事業計画に基づく年間創業者数		15 人	20 人	20 人
24	日本語教室 「あい♡ことば」	社会教育課	日本語を母語としない児童と保護者が集い、日本文化や日本語を中心とした日々の学習について学ぶ場を提供します。		
25 拡充	日本語指導員の配置	学校教育課	日本語の理解のために支援が必要で、学校教育に困りのある小中学校の児童生徒に、支援を行います。		
26 新規	中津市立中学校標準服の導入	学校教育課	快適に自分らしく学校生活を送ることができる標準服として、機能的・経済性・多様性に配慮した同一デザインの上着を導入するとともに、ボトムスは本人の希望により、スラックス、スカート、キュロットから選択できるようにしています。また、上着のエンブレムやボタン等のデザインについて、児童・生徒の投票により決定したものを使用します。		

基本施策3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

〈現状と課題〉

- こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。
- こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があるとの認識のもと、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。
- 保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする必要があります。
- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者の社会的孤立防止のため、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実やこどもの居場所づくりなど、各段階における支援が切れ目なく行われるよう、様々な関係機関が密接に連携して関連分野における総合的な取組を進める必要があります。

施策 No.3-1

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

〈施策の方向性〉

貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きていくことを防ぐため、経済的な支援やセーフティネットにつなげる相談体制の構築を推進します。中津市では直接的な金銭援助のほか、様々な関係機関が連携する「切れ目のない顔の見える支援」に力を入れており、どの窓口にも相談しても最適な機関に繋がり、適切な支援が受けられる体制を構築しています。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
27 拡充	児童手当	子育て支援課	高校生年代までのこどもを養育している人に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。		
28 拡充	児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を援助し、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。		
29	こども家庭センター (児童福祉機能)	こども家庭センター	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。		
30	要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		2回/年	2回/年	2回/年
31 拡充	こども医療費の助成	こども家庭センター	高校生年代以下のこどもの入院・通院医療費を助成しています。すべてのこどもが安心して医療が受けられるよう、医療費助成制度の充実に努めます。		
32	こども食堂の開設支援	子育て支援課	こども食堂の新規開設や機能強化を支援する補助金を交付します。地域のこどもたちが食事や団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができるこどもの居場所づくりを進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	こども食堂の新規開設か所数		1か所	1か所	1か所

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
33	助産・母子保護制度	こども家庭センター 福祉政策課 福祉支援課 市民病院	助産制度は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、入院費用を援助する制度です。母子保護制度は、母子生活支援施設へ入所し、母子の生活安定と自立支援を図る制度です。困窮する妊産婦に対し、相談支援機関や市民病院が積極的に関与し、どのような状況でも安心して出産できる環境づくりに努めるほか、DV や生活困窮等で支援が必要な母子の保護に努めます。		
34	生活困窮者自立相談支援窓口	福祉政策課	社会福祉協議会に窓口を設置し、生活困窮者に対する支援や適切に生活保護制度につなげる対応を図っています。		
35	母子父子自立支援員	こども家庭センター	こども家庭センター内に母子父子自立支援員を1名配置し、住居や生活、就労、教育、DV等の関係機関と連携して支援しています。ひとり親家庭等のワンストップ相談窓口と位置付け、総合的かつ計画的な支援を行います。		
36	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭センター	ひとり親家庭等のこどもの修学のための資金、保護者等の資格取得のための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。		
37	ひとり親家庭のための無料法律相談	こども家庭センター	大分県母子家庭等就業・自立支援センターと協働で、年に1回程度、無料法律相談会を開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		1回/年	1回/年	1回/年
38	放課後児童クラブ保護者負担金助成事業	子育て支援課	児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対し、大分県の事業として放課後児童クラブ保護者負担金の一部を助成しています。また少子化対策として、中津市独自でこどもが2人以上の多子世帯に対する助成も実施します。		
39 拡充	就学援助制度	学校教育課	こどもの就学に際して経済的な援助が必要な保護者へ、必要な費用を支給しています。		
40	子育て用品等のリユースの取り組み	清掃管理課	中津市役所ロビーに「ゆずります、ゆずってください」コーナーを設置し、学生服・ベビーカー・おもちゃなど利用者がそれぞれ要らないもの・欲しいものを提供しています。 また、クリーンプラザ3階の「アース君の部屋」で、学生服・ベビーカー・おもちゃなど利用者がそれぞれ要らないものを持ち寄り、代わりに欲しいものを持って帰る物々交換の場を提供しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	利便性の向上		随時	随時	随時
41	中津市奨学資金	学校教育課	高校進学者及び准看護師養成所に進むもので、学業、人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難なものを対象に奨学資金を贈与します。		
42	生理用品支援事業	学校教育課	小中学校において、保健室及び女子トイレの個室ブース等に配付用の生理用品と生理用ショーツを準備します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
24	【再掲】 日本語教室 「あい♡ことば」	社会教育課	日本語を母語としない児童と保護者が集い、日本文化や日本語を中心とした日々の学習について学ぶ場を提供します。
43	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。
44	ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者と児童の医療費を助成しています。
45	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格や技能を取得する場合、指定教育講座の受講に係る費用を助成しています。
46	ひとり親家庭への就労支援	子育て支援課	児童扶養手当の現況届受付期間中に中津市役所内にハローワーク中津の特設窓口を設置する等、児童扶養手当受給者を対象とした就職支援を行っています。
47	高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	ひとり親が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で6ヶ月以上修業する場合、就業期間中(上限4年)の生活費を支給します。
48 新規	支援対象児童等 見守り強化事業	こども家庭センター	困りや不安を抱える子育て世帯の居宅を訪問するなどして状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を推進します。

基本施策4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

〈現状と課題〉

- こどもの発達に課題が見られた場合、早期に発見し、適切な支援や療育につなげていく必要があり、保護者の障害受容等に配慮した支援体制の充実が求められています。また、保護者やこどもに関わる機関の関係者の発達障害に対する正しい理解を深める必要があります。
- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等において、適切な教育・保育が受けられる体制の整備が必要です。
- 中津市は、児童通所支援や放課後等デイサービスの利用者が増えており、それぞれの事業所も増加しています。こどもにとってふさわしいサービスにつなげていくため、各事業所において質の確保に取り組む必要があります。



施策 No.4-1

障がい児支援・医療的ケア児等への支援

〈施策の方向性〉

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援するとともに、保護者等家族への支援も推進します。中津市では特に、放課後等デイサービス等の療育の場としてのこども本人の居場所の確保や保護者に対する相談体制の充実のほか、小学校就学前の5歳児と1年生の2年間で円滑に接続するため、インクルージョンの視点を取り入れた「架け橋期のカリキュラム」を作成しています。教育委員会と健康福祉部が連携しつつ、障がい児保育事業や保育所等訪問支援事業等様々な施策を通じてインクルージョンを推進します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
49	巡回支援事業・保育所等訪問支援事業	福祉支援課 保育施設運営課	幼児教育・保育施設や学校等のこどもが集まる施設に心理士や作業療法士など発達障がい等の知識を有する専門員が訪問し、障がい児が“気になる”段階から支援を行うために、職員等に対して相談・助言を行っています。障がいのある児童の集団生活への適応や、障がいの早期発見・早期対応のための支援に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	巡回支援を利用する施設の割合		30%	60%	90%
50 拡充	障がい児通所支援	福祉支援課	児童発達支援 18 か所、医療型児童発達支援 1ヶ所、放課後等デイサービス 22 か所、保育所等訪問支援 3 か所で通所支援を実施しています。障がい児の利用ニーズ等を考慮し、円滑な利用の促進を図ります。		
51	障がい児相談支援	福祉支援課	障がいのある児童の適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児支援利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリング等を行っています。		
52	障がい児への支援機器の支給や医療の給付	福祉支援課	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具や日常生活用具を支給、育成医療の給付を行っています。		
53	障がい児余暇活動支援 てくてく	福祉支援課	障がいのある児童が余暇を充実して過ごすための活動の場を、社会福祉協議会が提供しています。軽スポーツやレクリエーション等、障がいのある児童が楽しく体を動かすことができるよう、内容の充実に努めます。		
54	訪問系・日中活動系 サービス	福祉支援課	居宅介護 12 か所、短期入所 5 か所、日中一時支援 3 か所、移動支援 5 か所、行動援護 2 か所で居宅訪問や日中活動等の支援を実施しています。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
55	地域活動支援センター	福祉支援課	障がいのある児童等に創作活動や交流の場を提供し、相談支援も行っています。利用児童等がくつろぎ、自由に過ごせる場所づくりに努めます。		
56 拡充	障がいのある児童への保育の支援	子育て支援課 保育施設運営課 学校教育課	幼児教育・保育施設や放課後児童クラブにおいて、職員の加配等により、障がいのある児童の受入を支援しています。保護者の就労支援にも資する取組です。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	障がいのある児童を受け入れる施設の割合		70%	80%	90%
57	障がいのある保護者の支援	福祉支援課	中津市障がい者プランに基づいて、障害福祉の充実に努めています。障害福祉サービスと子育て支援サービスを効果的に組み合わせる等、関係支援機関が相互に連携し、寄り添いの個別支援や家族支援を図ります。		
58	特別児童扶養手当・障害児福祉手当	福祉支援課	心身に障がいのある児童や保護者の精神的・物質的負担の軽減と福祉の増進を図るため、手当を支給しています。		
59	在宅重度障害者(児)住宅改造助成事業	福祉支援課	在宅の心身に重度の障がいがある人が、住宅設備を改造する場合に、その費用の一部を助成します。在宅の障がいがある児童の日常生活の利便性向上を図るため、本事業が有効活用されるよう制度の周知に努めます。		
60	中津市自立支援協議会こども部会	福祉支援課	障がい福祉や保健、保育、教育等に関わる福祉事業所や行政機関等で構成されています。障がいのあるこどもやその家族に対して、乳幼児期から学校を卒業するまで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制づくりを目標に活動します。		
61	相談支援ファイル「あすなろ」	学校教育課	支援を必要とするこどもに必要な支援が継続して行われるよう、こどもの育成歴の記録、サービス利用状況等を1冊にまとめて保管ができるファイルを配布しています。これにより、進学等の際にスムーズな情報の引き継ぎを可能とします。		
62 新規	医療的ケア児在宅レスパイト事業	福祉支援課	在宅で医療的ケア児の看護・介護を行う家族に対し、家族の負担軽減及びレスパイトを図るため、保険適用外(医師指示書の範囲以上、外出時など)で訪問看護を利用した場合の利用料について助成を行います。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	指定訪問看護事業所数		3事業所	4事業所	5事業所

基本施策5 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援を含めた社会的養育の確立

〈現状と課題〉

- 平成18年に設置された「中津市要保護児童対策地域協議会」では、児童福祉・保健医療・教育・警察・司法等の関係者が委員として構成されている代表者会議の開催（年2回）や、各関係機関の要保護児童の支援に携わる実務者による実務者会議を開催（毎月1回）しており、引き続き顔の見える関係づくり、機関相互の円滑な連携のため情報交換や協議を行っていく必要があります。
- 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。
- ヤングケアラーについては近年社会問題として取り扱われることが増えてきたものの、周囲の大人のみならず、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいという課題があります。早期発見及び早期支援を行うため、広報等の啓発活動や教育委員会等の関係機関と連携して支援を行っていく必要があります。また、ヤングケアラーの支援については、「介護（高齢）」「障害」「子ども・子育て」「学校教育」「地域づくり」など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を一体的に実施できるよう、「重層的支援体制整備事業」の中で、支援の在り方を協議し地域の関係機関と連携して、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援体制を整えていく必要があります。
- こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を優先することを念頭に、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、地域全体で支える社会的養育の推進を図る必要があります。これらの子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援のための体制強化として、令和6年度に設置された「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援と、必要な地域資源の開拓にも努めながら、地域の関係機関との連携協働した支援体制の充実・強化を図る必要があります。

施策 No.5-1

児童虐待防止対策等の更なる強化及び社会的養育の確立

〈施策の方向性〉

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。しかし一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供する必要があります。中津市では「要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、様々な関係機関との情報共有や顔の見える連携を図ることで、児童虐待を早期に発見し、包括的な支援に努めます。

また、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は養育環境の改善に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親の確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合の児童養護施設との連携に努めます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
63	ホームスタート	こども家庭センター	未就学児のいる家庭にボランティア（ビジター）が訪問し、傾聴と協働により、アウェイ育児（出身地以外での育児）等に悩む保護者を支援しています。保健師と連携して制度周知や利用促進を図るほか、ビジターの養成に努めます。		
64	養育支援訪問事業	こども家庭センター	赤ちゃん訪問や乳幼児健診の結果等により、養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
29	【再掲】 こども家庭センター (児童福祉機能)	こども家庭センター	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。		
30	【再掲】 要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		2回/年	2回/年	2回/年

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
65	保育コーディネーターの活用	保育施設運営課	市内 25 施設で、特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者が保育コーディネーターとして活動しています。全施設に保育コーディネーターが配置されるよう、県と連携して保育コーディネーターの養成に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	保育コーディネーターを配置する施設の割合		70%	80%	90%
66	中津方式の社会的養育に関わる対応・人材育成システム	こども家庭センター	スペシャルケア研究会、母子保健事業研究会、家族支援に関する合同研修会等の官民が一体となった取り組みにより、社会的養育に関わる支援者が相互に連携・研鑽を深め、要支援家庭等の早期発見・早期支援に努めています。		
67	こども家庭センター	こども家庭センター	令和6年4月より母子保健と児童福祉の機能を一体化し、切れ目のない、またより身近な相談機関として、包括的な支援を行います。		
68 拡充	子育て短期支援事業	こども家庭センター	保護者の出張や冠婚葬祭、病気、育児疲れ等により、こどもの養育ができない場合に、児童養護施設、乳児院、里親において短期間の宿泊等でこどもを預かります。また、多様化するニーズに対応するため、親子での利用やこどもからの希望による利用など拡充を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。		
69 新規	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
70	児童養護施設との連携	こども家庭センター 学校教育課	入所児童の学習支援や生活支援、退所後の自立支援や施設と地域の交流支援を行っています。		
71	里親の推進	こども家庭センター	大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、里親制度説明会を開催しています。中津市でも様々な媒体を用いて周知広報に努めます。		

施策 No.5-2

ヤングケアラーへの支援

〈施策の方向性〉

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいという問題があります。そのため中津市では、教育委員会と連携して早期発見を目指すため、コーディネーターを配置するとともに、毎月教育委員会と情報共有の場を設けています。実際に困りのある家庭にはヘルパー等を派遣し支援します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
69 新規	【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
72 新規	ヤングケアラー支援事業	こども家庭センター	親の介護や幼いきょうだいの世話などを行うヤングケアラーの早期発見早期支援につなげるため、コーディネーターを配置し、啓発活動や、教育委員会等関係機関と連携し支援を行います。		
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。		

基本施策6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

〈現状と課題〉

- 平成28年の自殺対策基本法の改正により、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、中津市においても「中津市自殺対策計画」が策定されています。しかし、大人の自殺とこども・若者の自殺については、その要因やSOSサインの出し方も異なる傾向があることから、こども・若者に合わせた対策が必要です。
- 中津市においては令和2年度に小中学校における児童生徒1人1台タブレット端末の整備が行われ、こどもがインターネット上の世界と触れ合う機会が一気に増大されましたが、それに伴い、情報モラル教育や実際にインターネット犯罪等からこどもを守る取組みが急務とされています。
- 令和5年11月に就学児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、子育てをするうえで行政等からして欲しいサポートとして、登下校や放課後等の見守りをして欲しいという意見が11件ありました。行政が行える通学路の安全点検等をしっかり行っていく必要があります。



施策 No.6-1

こども・若者の自殺対策

〈施策の方向性〉

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、中津市でも、「中津市自殺対策計画」のもと、関係機関や関連施策と連携し、生きることの包括的な支援体制を構築しています。また、周りに相談できないこどもに配慮し、タブレット端末から相談窓口アクセスできるルートを確保するほか、いじめが発生した際にも、専門家である第三者機関が調査や対応ができる体制を構築しており、誰も自殺に追い込まれることのないよう、緊張感をもって体制強化を図ります。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
73	いじめ問題への対策強化	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会を設置し関係機関の連携を推進するとともに、教育委員会の諮問機関としていじめ問題専門委員会を設置することにより、第三者である専門家による調査や対応を可能としています。
74	いじめ相談窓口	学校教育課	大分県が開設する相談窓口「いじめ・不登校相談」、「24 時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口について、小中学生に1人1台配布されているタブレット端末を用いて、こども本人がいつでもアクセスできる環境を整備しています。
75	こころの悩み相談窓口	福祉支援課	先の見えない不安や、生きづらさを感じる等のこころの悩みについて、24 時間対応の電話窓口やSNS相談窓口を一覧にし、市のホームページで公開します。
76	「中津市自殺対策計画」の推進	福祉支援課	自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があるため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携し、「生きることの包括的な支援」を推進します。

施策 No.6-2

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

〈施策の方向性〉

社会の情報化が加速度的に進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。しかし一方で、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中で、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。中津市では、GIGA スクール構想により小中学校の児童生徒1人1台タブレット端末の整備が行われていますが、有害情報を遮断するフィルタリングソフトを導入するとともに、情報活用能力を最大限活かすため、教員や児童生徒に対する情報モラル教育を推進します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
77 新規	フィルタリングソフトの導入	学校教育課	小中学校に導入している1人1台タブレット端末について、有害情報を阻止し、犯罪被害から児童生徒を守るため、フィルタリングソフトを導入します。
78 拡充	情報モラル教育の推進	学校教育課	学校の教育課程の情報教育の計画の中に、情報モラルの教材を扱う学習を位置付け、情報モラル教育を推進します。

施策 No.6-3

犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備（「子ども・若者の性犯罪・性暴力対策」を含む）

〈施策の方向性〉

全国的に、子どもが心身に一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況となっています。子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、通学路や遊具の点検、防犯・交通安全対策等について、関係各課が連携して取り組みます。また、新たに開始される「日本版DBS」制度についても、積極的な導入を検討します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
79	自主防犯パトロール隊への支援	市民安全課	ボランティア隊員による下校児童の見守り、巡回パトロール活動、被害防止啓発活動を行っています。犯罪から子どもを守る環境整備を進めます。
80	中津市安心パトロール隊による見守り活動	市民安全課	安心パトロール車4台で、市内全域をパトロールし「見せる・見える・知らせる」パトロール活動を展開しています。学校、放課後児童クラブ、幼児教育・保育施設周辺の安全パトロールを強化します。
81	安全・安心関連情報の収集・提供	市民安全課 防災危機管理課	大分県警察の「まもメール」や中津市の「なかつメール」等を活用して、安全・安心関連情報の収集及び提供を行っています。保護者に対し「まもメール」や「なかつメール」等の利用を促進します。
82	交通事故や犯罪を防ぐための広報・啓発活動の推進	市民安全課	各種ボランティアや関係機関・団体との連携により、広報活動や街頭啓発活動、推進大会等を実施しています。市民、警察、行政が一体となり交通事故や犯罪のない、子どもや保護者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
83	交通安全教育の推進	市民安全課 保育施設運営課 学校教育課	交通安全協会と連携して、学校や幼児教育・保育施設にて交通安全教室を開催しています。児童の年齢等に応じて、段階的・体系的な交通安全教育を推進します。
84	救急法の指導	消防本部総務課	学校や幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの保護者や職員を対象に、乳幼児救急講習会等を実施しています。市民が正しい応急処置法を身につけられるよう、指導・啓発を更に強化します。
85	通学路の安全点検	学校教育課 建設土木課	通学路が良好な状態で保全されるよう関係各課が連携して維持管理に努めています。子どもの事故を未然に防ぐため、通学路の安全点検を徹底します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
86	遊具の安全点検	教育総務課 保育施設運営課 建設政策課	遊具が良好な状態で保全されるよう各担当課において維持管理に努めています。必要に応じて修繕、撤去を行うとともに、遊具を新設するなど、こどもの事故を防ぎながら計画的な整備を実施します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	公園の遊具点検回数		4回/年	4回/年	4回/年
	保育所、幼稚園及び小学校の遊具点検回数		1回/年	1回/年	1回/年
87	乳幼児救急講習会	こども家庭センター	生後6ヶ月から2歳児の保護者を対象に、救急救命士による講話と応急手当の実技講習を年2回実施しています。家庭におけるこどもの事故の未然防止を図ります。		
88 新規	日本版DBS	子育て支援課	こどもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する「日本版 DBS」制度の施行に際し、委託事業や補助事業についても積極的な導入を検討します。		

基本目標③ ライフステージ別の重要な支援施策

〈目指す姿〉

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

〈基本施策〉

- 基本施策7 こどもの誕生前から幼児期まで
- 基本施策8 学童期・思春期
- 基本施策9 青年期

基本施策7 こどもの誕生前から幼児期まで

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学前児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、中津市における子育てのしやすさについて、満足感があったと回答した人は75.2%でしたが、平成30年度に実施した前回調査では82.9%であったため、7.7ポイント下がっています。
- 若年妊娠や高齢出産等、母子健康手帳交付の時点から継続支援が必要と判断される妊婦が増えてきています。また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化等により、周囲に子育てを支援してくれる人がいない状態で、育児不安を抱えながら子育てをしている家庭もあります。医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図り、複雑化・多様化している課題に、柔軟に対応していく必要があります。
- 幼児教育・保育施設はこどもが多く時間を過ごすため、質の高い乳幼児教育を提供していくことが必要です。教育委員会と福祉部局が連携し、認可外保育施設も含めたすべての教育・保育施設において、質の確保を図る必要があります。
- 病児・病後児保育について、令和5年11月に就学前児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.1%となっており、平成30年度に実施した前回調査では22.9%であったため、17.2ポイント増加しています。
- 中津市では平成29年度以降、幼児教育・保育施設における待機児童は発生していません。

施策 No.7-1

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

〈施策の方向性〉

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期であると言えます。中津市では、医師会及び市民病院等と連携して小児救急センターを運営し、夜間休日の急患対応について、初期診療を小児救急センター、その後方の二次医療を市民病院が行い、365日24時間体制で安心して暮らせる医療体制を確保しています。また、市民病院は圏域で唯一の地域周産期母子医療センターであり、産科と小児科が連携して周産期に係る高度な医療行為を行うことができます。妊娠・出産から新生児にいたる医療の安全性を確保し、また発達相談会等を通したきめ細やかな支援に努め、市内で安心して暮らせる保健・医療体制を推進していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
89	利用者支援事業	こども家庭センター	こども家庭センターにおいて、妊産婦や子育て家庭の困りごと等に対し総合的な相談窓口を運営します。また、子育て情報誌や子育てアプリ等により情報提供や各種支援の紹介を行っています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
90 新規	妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)	こども家庭センター	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間)を実施し、必要な支援に繋がります。		
91	こども家庭センター(母子保健機能)	こども家庭センター	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ窓口で、保健師や助産師等の専門職が支援します。		
92	地域の小児医療の維持と充実	地域医療対策課	医師会や歯科医師会の協力の下、休日当番医の取り組みや市民病院の医師確保等を行い、小児医療を含む地域医療の維持・充実に努めます。		
93	小児救急医療の充実	市民病院	周辺医師会や各大学、近隣病院の協力により、小児救急センターの運営を行っています。夜間休日の急患対応について、初期診療を小児救急センター、その後方の二次医療を市民病院が行い、365日24時間体制で安心して暮らせる医療体制を維持します。		
94	地域周産期母子医療センター	市民病院	中津市民病院は圏域で唯一の地域周産期母子医療センターであり、産科と小児科が連携して出産前後に係る高度な医療行為を行うことができます。安心して生み育てられる環境を維持します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
95	予防接種費用助成	こども家庭センター	任意予防接種に係る費用助成をしています。赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の機会を利用して周知を行い、予防医療の推進に努めます。		
96	妊婦・赤ちゃん健康相談、育児電話相談	こども家庭センター	保健師等が各地区の公民館等を巡回し、身長・体重の測定等と併せて相談に応じるほか、電話による相談にも応じています。		
97	乳幼児健康診査	こども家庭センター	乳幼児の診察や健康相談を実施しています。乳幼児の病気等の早期発見と早期療育に向け、健診の受診勧奨や保護者の育児不安等へきめ細かな支援を行い、すべての未受診児の状況把握に努めます。		
98	こどもの発達相談会	こども家庭センター	こどもの発達に関する相談会を毎月1回実施しています。こどものことばや運動面、行動面等で気になることについて、保健師等の専門職が相談に応じ、保護者へのきめ細かな支援に努めます。		
99	離乳食講習会	こども家庭センター	栄養士による講話と試食会を実施し、離乳食の進め方や作り方の講習を行っています。併せて、成長段階に応じ母乳やミルクだけでは栄養が不足すること、噛むことであごの発達や歯並びが整うこと等を啓発し、乳幼児期に食べることの重要性を啓発します。		
100	乳幼児むし歯予防教室	こども家庭センター	生後6ヶ月から2歳児の保護者を対象に、歯科医による講話を年2回実施しています。歯科医による講話を通じ、保護者に口腔ケアの重要性を啓発し、こどものむし歯予防を推進します。		
101	幼児フッ化物塗布	こども家庭センター	歯科医院に委託し、幼児にフッ化物の塗布を実施しています。保護者にフッ化物の有効性を啓発し、こどものむし歯予防の取り組みを強化します。		
102	妊娠・出産・育児関連図書及び環境の充実	小幡記念図書館	図書館に「マタニティーコーナー」を設置し、各種専門書や司書によるおすすめ本などを揃え妊娠・出産から育児に関連する情報を幅広く提供しています。		
103 新規	産後ケア事業	こども家庭センター	不安や負担を抱える産婦に対し、産科医療機関等において出産後のサポートを行います。		
104 新規	産婦健診	こども家庭センター	産後うつや自殺予防を図るため、大分県内の産科医療機関及び助産院に委託し、産後2週間、産後1か月の2回、健康状態や育児環境把握のため産婦健診を実施します。		
105	こんにちは赤ちゃん訪問	こども家庭センター	乳児家庭全戸訪問事業のことで、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

施策 No.7-2

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

〈施策の方向性〉

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であるところですが、その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。中津市では、平成 28 年度を最後に待機児童は発生しておらず、また延長保育や休日保育、また病児・病後児保育といった、保護者のニーズに合わせた保育サービスの拡充を図ってきました。しかし、保育時間をどんどん延長するといったサービスが、親と子の愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成等が必要な時期に、こどもにとって本当に良いことか検討する必要があります。今後は、小学校と幼児教育・保育施設とが連携してカリキュラムを作成することや、保育内容の充実を図ることにより、こどもの成長の保障と遊びの充実を推進していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
17	【再掲】 地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター	子育て支援センターの名前で親しまれており、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。市内7カ所で実施しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
106	子育て支援活動の展開を図る取り組み	こども家庭センター	子育て支援センター等において、食育や遊び、自然体験等の活動を通じ、こどもだけでなく親も一緒に成長できるプログラムに取り組むほか、大学教授等専門家による育児相談も行います。		
107	子育てサークル支援	こども家庭センター	公民館等を拠点に、子育て中の保護者がお互いの親睦と交流を深めるサークル活動に対し、活動費の助成を行います。活動を推進することで、子育ての孤立化等の未然防止に寄与し、子育てしやすい環境づくりの推進を図ります。		
108	病児・病後児保育事業	保育施設運営課	病気や病後のこども(小学生以下)を保護者が家庭で養育できない場合に、専用施設(病児・病後児各1ヶ所)で預かります。定員に対する受入れの効率化に取組みます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
109	保育需要への対応と 保育内容の充実	保育施設運営課	認可保育所 21 ヶ所、認定こども園 13 ヶ所、地域型保育事業1ヶ所で保育を実施しています。保育士の各種研修への参加を促進し、保育サービスの質的向上を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	実施施設数		35 施設	35 施設	35 施設
110	延長保育事業	保育施設運営課	認可保育所、認定こども園で延長保育を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた延長保育の実施に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
111	休日保育事業	保育施設運営課	認可保育所1ヶ所で休日保育を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた休日保育の促進に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	実施施設数		1施設	1施設	1施設
112	幼稚園におけるサービスの充実	学校教育課	公立幼稚園において、給食の実施や午後及び長期休業期間中の預かり保育を実施しています。		
113 拡充	保育士・幼稚園教諭就職応援金支給事業 保育士等奨学金返還支援事業	保育施設運営課	市内の民間保育施設に就職する保育士等に対し応援金を支給するとともに、保育士等の奨学金返還に要する費用の一部を補助することにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ります。		
114	母子保健推進員の活動支援	こども家庭センター	母子保健向上のため、各地域の母子保健推進員が、各種母子保健事業の支援を行っています。		
115	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業	小幡記念図書館	7ヶ月児健診の際に絵本の読み聞かせを行うとともに、図書館から職員とボランティアで読み聞かせの大切さを伝え、一人に2冊の絵本をプレゼントしています。絵本の読み聞かせを通じた親子のふれあいを推進するほか、おはなし会やあかちゃんタイム等の取り組みを並行して行うことで、子育て世代の図書館利用を促進し、図書館ならではの子育て支援に努めます。		
116 新規	架け橋プログラムの推進	学校教育課 保育施設運営課	教育委員会と健康福祉部が連携して作成した「中津市モデル版架け橋期のカリキュラム」を踏まえ、原則として各小学校区単位において学校と幼児教育・保育施設とが連携してカリキュラムを作成することにより、円滑な接続を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	市内保育施設への周知を目的として研修会を開催		作成中	実施	実施

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
117	大分県幼児教育センターの活用	学校教育課 保育施設運営課	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーを積極的に活用するよう促し、各施設における幼児教育・保育の充実を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーの周知		1回/年	1回/年	1回/年
118	特色ある幼児教育・保育の推進	保育施設運営課 学校教育課	各幼児教育・保育施設ごとに外国語や音楽、体育等それぞれの強みを活かした特色ある幼児教育・保育を実践しています。		



基本施策8 学童期・思春期

〈現状と課題〉

- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。
- 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが必要です。

施策 No.8-1

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

〈施策の方向性〉

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする必要があります。中津市では、授業改善等による学力向上の取組のほか、道徳や人権教育の視点を授業に取り入れることや、スポーツ及び文化・芸術に触れる機会を提供すること等を通して、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、公教育を充実させていきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
119	食育の推進	こども家庭センター 林業水産課 農政課 保育施設運営課 学校教育課	中津市食育推進計画に基づき、「バランスのよい朝ごはんを食べること」や「家族と楽しく食事をすること」等を推進しています。
120	学校給食の充実	体育・給食課	小中学校及び公立幼稚園の完全給食を実施しています。地産地消を推進し、安全・安心でおいしい魅力ある給食の提供に努めるほか、学校・家庭と連携して給食を通じた食育を推進します。
121	こどもが文化・芸術とふれあう機会の創造	小幡記念図書館 社会教育課	中津市歴史博物館、新中津市学校、木村記念美術館のイベント等において芸術文化にふれる機会を提供するほか、図書館では第3次中津市子ども読書活動推進実施計画に基づいた各種取り組みを展開しています。
122	スポーツの振興	体育・給食課 学校教育課	ニーズに応えるスポーツ施設の整備や身近な学校施設の多目的利用を図るほか、スポーツ協会やスポーツ推進委員、スポーツ少年団等と連携した指導者育成やイベントの開催、部活動やクラブ活動の支援により、こどもが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。
123	学童フッ化物洗口事業	学校教育課	小学校において1～6年生を対象にフッ化物の洗口を実施しています。歯が生えかわる時期からフッ化物洗口を定期的に行うことで、むし歯予防の高い効果が期待できることを児童・保護者に啓発します。
124	学校における健康教育	学校教育課	学校の養護教諭や保健所と連携し、児童・生徒に対し健康教育を実施しています。喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、性の正しい知識の普及に努めます。
125	豊かな心の育成	学校教育課	豊かな心と人権感覚を養うため、すべての教育活動の中に道徳教育と人権教育の視点を位置付けています。「考え議論する道徳」の授業を目指し、体験や問題解決を通じて実感が伴った学びを保障します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
126	新中津市学校	社会教育課	中津市学校の精神を受け継ぎ人材育成を図るため、中津市の新たな「学びの拠点」として運営しています。市民の「学びの場」を提供する他、慶應義塾と連携して福澤諭吉の精神を研究・広める事業を展開します。
127	学びのススメ	学校教育課	活用問題に取り組む短期集中講座、英検に取り組む英検塾、市内2カ所の児童養護施設に講師を派遣する児童養護施設出前教室を実施し、学力向上を図ります。
128	ALT・NET・国際化推進員の配置	学校教育課	外国人講師の派遣を受け入れることにより、外国語体験活動等を実施し、英語に親しむ児童生徒の増加を目指します。また、ALTの中から1名を国際化推進委員として配置し、外国語体験活動等を実施します。
129	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校教育課	地域住民が学校の教育活動に参画し、学校・地域・家庭が協働してこどもの成長を支援していこうという意識を高め、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
130	ひまわり会(特別支援教育支援事業)	学校教育課	特別支援学級の児童に対し、他校の児童との集団生活や交流、校外での体験活動を通じ、協調性や連帯感の育成、公共性や生活習慣の自立を図る。
131 新規	AI型ドリルの導入	学校教育課	AIを用いた学習ドリルを小学校6年生～中学校2年生までの児童生徒に導入し、真に個別最適化された学習により主体的な学びを実現します。
4	【再掲】 みんな活躍授業の推進	学校教育課	児童・生徒全員が考えを表現する機会を設ける等の授業改善を行っています。このことにより、「先生が教える授業ではなく、こども達が学ぶ授業へ」変革し、児童・生徒の主体性を育みます。

施策 No.8-2 居場所づくり

〈施策の方向性〉

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものですが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する必要があります。中津市では安全に安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでおり、こども・若者が自分の意思で来館できる児童館のほか、放課後児童の居場所の充実や地域の中での居場所としてこども食堂の開設支援等を通して、多様な居場所づくりを推進します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
8	【再掲】 児童館運営事業	子育て支援課	0歳から18歳までのこどもたちが、放課後や休日に自由に遊び、遊びを通じて多様な体験や交流をし、その成長を見守り、乳幼児期から思春期までの切れ目のない支援を行う児童福祉施設です。		
132 拡充	放課後児童健全育成事業	子育て支援課	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後や長期休業期間中に小学校の余裕教室や専用施設等で過ごし、児童の健全育成を行う場です。放課後子ども教室との連携や、学校等公共施設を活用した施設の確保を進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
133	放課後児童クラブ アドバイザー巡回事業	子育て支援課	放課後児童クラブアドバイザー2名を子育て支援課内に配置し、各クラブへの日々の巡回支援や放課後児童支援員に対する定期的な集合研修を実施し、保育の質の向上及び市と各クラブ間の連携促進を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	アドバイザーの人数		2人	2人	2人
134	放課後子ども教室	社会教育課	学校や公民館を活用して地域の指導者やボランティアを配置し、放課後や週末に学習支援や体験活動、地域住民との交流活動を行っています。放課後の居場所として、放課後児童クラブとの連携を進めます。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
135	放課後居場所緊急対策事業	子育て支援課	放課後の公民館や学校等に見守りスタッフを配置し、児童の入退館の把握や見守りを行うものであり、放課後児童クラブを補完する事業です。待機児童の解消を進めるとともに、過疎地域における持続可能な放課後のこどもの居場所としても積極的に実施していきます。		
32	【再掲】 こども食堂の開設支援	子育て支援課	こども食堂の新規開設や機能強化を支援する補助金を交付します。地域のこどもたちが食事や団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができるこどもの居場所づくりを進めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	こども食堂の新規開設か所数		1か所	1か所	1か所
136	長期休業期間限定児童クラブ	子育て支援課	通年の放課後児童クラブに入所していないものの、長期休業期間中に保育ニーズのある小学校低学年児童について、期間限定の児童クラブを開設し、健全育成を図ります。		
137	児童クラブの人材確保のための短大等との協力	子育て支援課	開所時間の関係上確保が難しい放課後児童クラブの支援員について、市内の短期大学や高等学校と連携し、学生アルバイトの確保に努めます。		
138 新規	中津市放課後子ども総合プラン市内ワーキンググループ	子育て支援課	教育委員会と各市長部局が協力して放課後児童クラブの待機児童を解消するための受け皿を効率的に整備するため、関係各課が所管する施設に係る整備計画等の確認や調整を行うグループです。定期的な連絡調整に努めます。		
139 新規	中津市放課後児童クラブに係る学校施設等活用ガイドライン	子育て支援課 教育総務課	教育委員会、健康福祉部及び関係部局が連携し、学校施設を活用した放課後対策を推進するため、その具体的な指針についてガイドラインとして取りまとめます。文部科学省及びこども家庭庁の方針を踏まえ、安心・安全な放課後の居場所を確保していきます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	学校施設敷地内で実施する放課後児童クラブの支援単位数		13	16	20

施策 No.8-3

成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

〈施策の方向性〉

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する必要があります。中津市では、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
140	郷土愛のある人材の育成	社会教育課	中津市歴史博物館等を活用して、こどもたちが中津市の歴史や文化に触れる機会を提供し、自分が育ったまちに対して愛着や誇りを持ち、大人になったときに自らの手で地域を担う人材となるよう郷土愛を育てます。
141	産業教育の推進	学校教育課 社会教育課	地元企業や関係団体の協力の下、職場訪問や職場体験、社会人講話等を実施しているほか、職人フェスティバル等の体験の場を活用し、勤労観・職業観を育成するとともに、児童・生徒が将来の夢や希望を抱き、豊かな自己実現を図るためのキャリア教育を推進します。
142	ふるさと教育の推進	学校教育課 社会教育課	新中津市学校や中津市歴史博物館を活用する等、こどもたちが、故郷に愛着と誇りを持ち続けることができるよう、地域と学校が連携を強化し、校区の歴史や自然を学ぶ体験を重視した学習の機会を提供します。
143	世代間・異年齢間の交流の促進	社会教育課 学校教育課	学校や公民館等で、こどもを主体とした世代間・異年齢間の交流行事を行います。
144	中高生とこどものふれあい	子育て支援課	各こども関連施設において積極的に学生のインターンシップの受入れを行い、こどもと触れ合う機会を通して、こどもを生み育てるイメージを抱いてもらいます。
145	児童・生徒への選挙啓発	総務課	市内の小学校・中学校・高校に、選挙啓発ポスターの作成を依頼しています。児童・生徒が選挙について学び、政治を身近に感じることで、自分事として感じるができるよう、主権者教育を推進します。

施策 No.8-4 いじめ防止

〈施策の方向性〉

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。中津市では首長部局と教育委員会が連携し、全ての小中学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。また、加害の背景に虐待体験があったり、生活困窮の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易でないことも多いため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、また第三書による調査等、柔軟に調査や支援ができる体制を整備します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。
73	【再掲】 いじめ問題への対策強化	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会を設置し関係機関の連携を推進するとともに、教育委員会の諮問機関としていじめ問題専門委員会を設置することにより、第三者である専門家による調査や対応を可能としています。
74	【再掲】 いじめ相談窓口	学校教育課	大分県が開設する相談窓口「いじめ・不登校相談」、「24 時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口について、小中学生に1人1台配布されているタブレット端末を用いて、こども本人がいでもアクセスできる環境を整備しています。

施策 No.8-5

不登校の子どもへの支援

〈施策の方向性〉

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるように取り組む必要があります。中津市では、教育相談や実際に適応指導を行うことができる専門機関を設置しているほか、首長部局と教育委員会が定期的な情報交換をする場を設けることにより、福祉的な支援が必要な場合でも早期に対応できるよう取り組んでいます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
146	不登校未然防止の強化	学校教育課	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと積極的な連携を図り、深刻な事案に対しても早急に対応できる体制を整え、人間関係づくりプログラムの継続的な取組を通じて、不登校の未然防止に努めます。
43	【再掲】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの活用	学校教育課	教育委員会にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図っています。学校における教育相談や家族支援の体制を強化します。
147	教育支援センター・ふれあい学級	学校教育課	不登校や不登校傾向にある児童生徒とその保護者に対し、学校ではない専門機関で教育相談や適応指導の指導・援助を行うことにより、児童生徒の学校への再登校や自立を図り、また保護者の心の安定を図ります。

基本施策9 青年期

〈現状と課題〉

- 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じる場合があります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。
- 行政による結婚支援の在り方についても、ライフコースが多様化している中、どのような支援が行政に求められているのか、社会経済状況の変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。



施策 No.9-1

結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

〈施策の方向性〉

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、行政が実施する出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援が必要です。中津市では現在、大分県と連携して広域的な出会いの場づくりの支援をしていますが、引き続き、効果的な行政による支援の在り方について調査・研究を行います。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
148	出会いの場づくり事業	総合政策課	市内の企業や団体と連携し、独身の男女を対象に出会いの場を提供しています。また、おおいた出会い応援プロジェクト「OITAえんむす部」の加入促進により、出会いの機会創出を図ります。
149	結婚祝い金・結婚新生活支援金	総合政策課	中津市が主催・共催した婚活イベントを通じて結婚し、中津市内に住む人に5万円相当の商品券を進呈しています。また、旧下毛地域に住む人（年齢・所得要件あり）に支援金を支給する「結婚新生活支援事業」も実施しています。

施策 No.9-2

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実や情報提供

〈施策の方向性〉

社会的弱者と言われる高齢者、障がい者、女性、こども等に比べて、若者への支援や相談機関が少ないのが現状です。しかし、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えやすい時期でもあり、誰にでも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに対応できる体制を構築する必要があります。中津市では、このような悩みを抱えている若者、ニートやひきこもり状態の若者に対して、関係機関が連携して多様な相談を受けることができる体制を構築しています。また、ライフマネジメントセミナーといったプッシュ型の若者支援も並行して実施していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
150	ひきこもり支援	福祉政策課	ひきこもり等の困難を抱えるこども・若者は、貧困・虐待・いじめ・不登校等の問題が相互に影響しあい、複合性・複雑性を有しています。関係機関が連携し多様な相談を受けることができる体制づくりに取り組みます。
19 拡充	【再掲】 在住外国人・留学生への 情報提供と生活支援	総合政策課 企業立地・ 雇用対策課	外国人の方が暮らしの様々な困りごとなどについて夜間や休日にも相談できる一元的な窓口を設置し、相談内容に応じて支援窓口へつなぐ等、適切な情報提供を行います。また、外国人を雇用する企業に対し、外国人が働きやすい環境整備のための支援を行います。
151 新規	ライフマネジメント セミナー	子育て支援課	結婚を考える若者や子育て世帯に対して、今後の人生において見込まれるライフイベントへの備えや金融の知識を身につけるためのセミナーを実施することで、安心してこどもを生み育てる機運醸成を図ります。
75	【再掲】 こころの悩み相談窓口	福祉支援課	先の見えない不安や、生きづらさを感じる等のこころの悩みについて、24 時間対応の電話窓口やSNS相談窓口を一覧にし、市のホームページで公開します。

基本目標④ 子育て当事者への支援に関する重要な施策

〈目指す姿〉

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。

〈基本施策〉

- 基本施策10 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 基本施策11 地域子育て支援、家庭教育支援
- 基本施策12 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- 基本施策13 ひとり親家庭への支援

基本施策10 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学前児童及び就学児童保護者に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して自由意見を求めた設問について、カテゴリ別に分類すると、いずれも経済的支援を求める意見が最も多くありました。
- 子育てに係る経済的支援については、妊娠、医療、教育・保育等、多岐にわたるため、児童手当について次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けるとともに、幅広くニーズに合わせた支援メニューを揃えることが重要です。

施策 No.10-1

妊娠期から中等教育段階まで切れ目のない負担軽減

〈施策の方向性〉

教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、多子世帯の大学無償化など、国による子育ての負担軽減策が拡充されてきています。中津市においても、拡充された児童手当について次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けるとともに、更に多種多様な負担軽減策を設けることにより、こどもを産み育てやすいまちづくりを進めます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
27 拡充	【再掲】 児童手当	子育て支援課	高校生年代までのこどもを養育している人に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。
152	認可外保育施設への助成	保育施設運営課	認可外保育施設を利用する児童や職員の健康診断及び調理員の細菌検査費用を助成しています。大分県と連携して、認可外保育施設の衛生・安全対策を図ります。
153	保育施設に係る多子世帯への保護者負担金の助成	保育施設運営課	国の幼児教育・保育の無償化と併せて、3歳未満の第2子以降保育料等の無償化（にこにこ保育支援事業）を実施し、各家庭が希望するこどもの数の実現を後押しします。
154 拡充	リフォーム支援事業	子育て支援課	子育て世帯の住環境の向上を図るため、子育て世帯や三世帯同居世帯が行う住宅改修工事費用の一部を補助しています。また、こどもが3人以上の多子世帯については補助上限額を引き上げて実施します。
155 新規	奨学金返還支援	地域振興・広聴課	Uターン促進として、奨学金の返還支援を行い、若年層の経済的負担の軽減を図ります。
95	【再掲】 予防接種費用助成	こども家庭センター	任意予防接種に係る費用助成をしています。赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の機会を利用して周知を行い、予防医療の推進に努めます。
31 拡充	【再掲】 こども医療費の助成	こども家庭センター	高校生年代以下のこどもの入院・通院医療費を助成しています。すべてのこどもが安心して医療が受けられるよう、医療費助成制度の充実に努めます。
156 拡充	不妊治療等の支援	こども家庭センター	保険適用治療と併用して実施した先進医療（大分県不妊治療費等助成と併用に限る）の助成に加え、不妊治療の保険適用外となる治療回数・年齢超過となった不妊治療費を妻の年齢にかかわらず一部追加助成します。また、不育症治療費の一部を助成します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
157	妊婦健康診査	こども家庭センター	妊婦に対し、健康診査受診票を 14 回分発行しています。妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」をめざし、健康診査の受診をサポートします。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
158	妊婦超音波検査受診票の交付	こども家庭センター	出産時 35 歳以上の妊婦を対象に超音波検査受診票を交付しています。妊娠の経過や胎児の発育状況の確認、母体の変化のチェック等により、安心して出産を迎えられるようサポートします。		
159	新生児聴覚検査受診票の交付	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付しています。新生児に対し聴覚スクリーニング検査を行うことにより、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。		
38	【再掲】 放課後児童クラブ 保護者負担金助成事業	子育て支援課	児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対し、大分県の事業として放課後児童クラブ保護者負担金の一部を助成しています。また少子化対策として、中津市独自でこどもが2人以上の多子世帯に対する助成も実施します。		
39 拡充	【再掲】 就学援助制度	学校教育課	こどもの就学に際して経済的な援助が必要な保護者へ、必要な費用を支給しています。		
41	【再掲】 中津市奨学資金	学校教育課	高校進学者及び准看護師養成所に進むもので、学業、人物ともに優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難なものを対象に奨学資金を贈与します。		
160	未熟児養育医療給付	こども家庭センター	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする赤ちゃんに対して、必要な健康保険対象内の医療費を助成します。		
161 新規	妊婦のための支援給付	こども家庭センター	妊婦 1 人につき 5 万円、胎児 1 人につき 5 万円を支給します。妊娠期からの切れ目ない相談支援と組み合わせることで、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。		
162 新規	妊産婦健診等支援事業	こども家庭センター	自宅から産科医療機関までの距離が 20Km を超える妊産婦や医師の診断で産科医療機関が変更になった妊産婦の健診や出産に要する交通費等を支援する事で安心して出産できる環境づくりを推進します。		
163 新規	産婦健康診査	こども家庭センター	全ての産婦を対象に、産後2週間・産後1か月の産婦健康診査を費用助成する事で、産後初期の母子支援を強化します。		

基本施策11 地域子育て支援、家庭教育支援

〈現状と課題〉

- 国勢調査による中津市における最年少のこどもの年齢別共働き夫婦割合の推移を見ると、令和2年は「0歳」が 44.1%、「1～2歳」が 63.4%となっており、平成27年と比較すると共働き夫婦の割合が増加しており、子育てにあまり時間を割けない中でも行政からの必要な情報が届くよう、また各種手続きの簡素化等について工夫を凝らす必要があります。
- ライフスタイルの多様化や核家族化の進展等により、保育所に入所していない未就学児についても保護者の様々なニーズに対応できる一時預かり事業の充実が求められています。
- 各家庭にとって一番身近な各地域については本来、こどもや子育て家庭の課題を発見しやすい場所であるところ、昨今の地域コミュニティの希薄化により、地域の人々との顔の見える関係の構築及び情報共有が必要です。



施策 No.11-1

ICT を活用したプッシュ型の情報提供や申請手続き等の簡素化

〈施策の方向性〉

子育て期間中は、こども医療費助成、保育所、放課後児童クラブ等の各種申請手続きが多く、共働き世帯が増えたことや核家族化の進行により、時間に余裕のない保護者が増えてきています。現代の子育て世帯はスマホ等デジタルデバイスと親和性が高く、各種申請手続き等をICT化することによる時短・簡素化は欠かせません。申請手続きのオンライン化を進めるとともに、SNS、スマホアプリ、AIチャットボット及び各種WEBサービスを活用した情報発信により、申請手続きや情報発信の効率化を進めます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
164 拡充	広報やプロモーションの強化	子育て支援課	市報、情報誌、ホームページ、SNS、スマホアプリ等、様々な手段を用いて、中津市を挙げて子育てを応援していることをPRしています。こどもまんなか社会の実現に向け、機運醸成にも取り組みます。		
165	母子健康手帳型アプリの活用	子育て支援課	妊娠から出産・子育てまで全ての子育て世帯を切れ目なく支援するためのスマホアプリを活用し、各予防接種のタイミングで通知を行う機能などにより、プッシュ型の情報発信を行います。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	登録ユーザー数		1,423 人	1,900 人	2,200 人
166 新規	なかつ保育ガイド	保育施設運営課	保育施設の入所申込やオンライン手続きなどの問い合わせ窓口としてAIチャットボットを導入し、24 時間対応可能な窓口を設けます。		
167 新規	学校保護者間連絡アプリ	学校教育課	学校と保護者が連絡アプリでつながり、一斉送信ができる体制を整備することにより、日々の印刷・配布業務の手間削減や、緊急時の連絡の迅速化等を図ります。		
168 新規	オンラインカレンダーの活用	こども家庭センター	各子育て支援センターのイベント情報をオンラインカレンダーに掲載して情報発信しています。毎日忙しい子育て中の保護者であっても、空いた時間にピンポイントで、親子で遊べるイベントを探すことができます。		
169 新規	オンラインマップの活用	こども家庭センター	オンラインマップに子育て関連施設や赤ちゃんの駅登録店舗の情報を登録して公開しています。外出中であっても、スマホで近くの子育て関連施設が検索できます。街歩きにも活用いただけます。		

施策 No.11-2

一時預かり等の利用の促進

〈施策の方向性〉

国を挙げての待機児童対策や幼児教育・保育の無償化等により、共働き世帯への支援については大幅な拡充がされてきたところ、一方で保育園や幼稚園に通っていない小学校就学前のこども（無園児）への支援が手薄であるとされてきました。無園児は同世代のこどもと関わる機会が相対的に少なくなる傾向にあり、また保護者の育児負担や孤独感の解消も急務です。中津市では、保護者の就労状況に関わりなく利用できる一時預かり等の事業を実施しています。より使いやすい制度となるよう調査・研究していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
170	一時預かり事業	保育施設運営課	保護者の急な用事やリフレッシュしたい時等にこどもを預かる事業で、幼児教育・保育施設等で実施しています。今後は更なる利便性の向上に努めます。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
68 拡充	【再掲】 子育て短期支援事業	こども家庭センター	保護者の出張や冠婚葬祭、病気、育児疲れ等により、こどもの養育ができない場合に、児童養護施設、乳児院、里親において短期間の宿泊等でこどもを預かります。また、多様化するニーズに対応するため、親子での利用やこどもからの希望による利用など拡充を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
171	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター	こどもの預かり等の援助を希望する保護者と、援助を行うことを希望する人が相互に助け合う制度です。親しみやすく利用しやすい制度運用に努め、制度周知と利用促進を図ります。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—
172 新規	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育施設運営課	3歳未満かつ保育所等保育施設に入所していないこどもについて、就労要件等が不要の定期的な保育を実施します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	※中津市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		—	—	—

施策 No.11-3

家庭教育支援及び地域子育て支援の推進

〈施策の方向性〉

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、また地域の中で子育て家庭が支えられるよう、中津市では様々な事業を実施しています。言うまでもなく、こどもの養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するものであり、正しい子育てができるよう子育て応援教室等を開催しています。一方で、核家族化が進み共働き世帯が増える中、地域での子育て支援もかせません。地域における子育て・親育てにつながる活動も推進していきます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
173	家庭教育の推進	社会教育課 小幡記念図書館 こども家庭センター	地域ごとに子育て支援センターや子育てサークル等と連携して、家庭教育学級を開催しています。また、図書館ではボランティアと協働して「おはなし会」や「あかちゃんタイム」、「赤ちゃんおはなし会」を実施し乳幼児期からの絵本に触れる機会を提供しています。
174	地域協育振興プラン推進事業	社会教育課	各校区に校区ネットワーク会議を設け、地域の特色を活かした地域協育振興プランを推進しています。
175	「ほめあうまち」の推進	社会教育課	学校・家庭・地域が一体となり、お互いにほめあうことを通して、人にやさしいコミュニティを創造しています。中津市 PTA 連合会と連携し「ほめまち授業」や「家庭教育ノススメ」の活動を通して、自分のよさとともに他人のよさを認めることができるこどもの育成と人権意識が高い地域住民の育成を図ります。
176	地域組織の活動支援	社会教育課 福祉政策課	PTA、子ども会、青少年健全育成会、民生児童委員協議会、地域婦人会、各種女性団体等の組織が、各地域で活動しており、地域全体でこどもの成長と子育て家庭を応援する取り組みを推奨します。
177	子育て応援教室	こども家庭センター 社会教育課	児童家庭支援センターと連携して、暴力や暴言ではない方法でこどもとコミュニケーションを取り正しいしつけを行えるよう、子育て応援教室を開催します。
178	地域を主体とした子育て・親育て	福祉政策課	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、様々な地域活動が推進されています。世代間交流や地域の寄合いの場としてのサロン、住民型有償サービスの活動等、地域における子育て・親育てにつながる活動を積極的に推進します。

基本施策12 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学前児童に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して自由意見を求めた設問について、カテゴリ別に分類すると、職場環境の改善等に係る意見が5番目に多い結果でした。
- 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する必要があります。
- 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて官民一体となって取り組むこととし、国の両立支援に関する各種施策を後押しするとともに、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押しできるよう機運の醸成に取り組めます。



施策 No.12-1

働き方改革の推進、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

〈施策の方向性〉

男性の家事・育児時間を増やす方法としては、長時間労働を是正し、働き方を柔軟化することが有効であるとされていますが、それとともに男性の意識改革も重要です。また、国が実施する「両立支援等助成金事業」は、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備等を行った場合に助成金を支給するものであり、男性が育児休業を取得しやすい環境整備を推進しています。中津市においても、市内企業に対して子育て世代が働きやすい環境を整備していただくよう機運醸成を図るとともに、女性の起業支援を行い様々な働き方の実現を後押ししています。また、中津市独自事業として有休の子の看護休暇制度を創設した企業に奨励金を交付する事業を実施しており、国・県・市・企業が連携して働き方改革を進めて行きます。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
179	子育てと仕事両立支援事業	子育て支援課	国の両立支援等助成金と併せて、有休の子の看護休暇制度を創設した市内中小企業に奨励金を交付する事業を中津市独自で実施し、父母ともに子育てと仕事が両立できる社会の実現を目指します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	認定事業所数		20	25	30
6	【再掲】 「第3次中津市男女共同参画計画」の推進	人権・同和対策課	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。		
180	イクボス・イクメンの推進	企業立地・雇用対策課	子育て世代にとって働きやすい環境を作る「イクボス」や、子育てに積極的に関与する男性「イクメン」について、県と協働で市内事業者に推進しています。		
181 拡充	女性の起業支援	企業立地・雇用対策課	女性の創業の促進及び女性起業家同士の交流のため、女性起業家支援事業を実施しています。セミナーやフォローアップを実施するとともに、女性創業者への補助事業を実施し、女性の様々な分野での活躍を支援します。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	中津市創業支援等事業計画に基づく年間創業者数(女性)		7	10	10
182 拡充	女性の新たな働き方の支援	企業立地・雇用対策課	女性起業家支援事業において自宅での創業等を支援するほか、大分県のテレワーク助成金や、サテライトオフィスにおける働き方改革の実施についての周知を行うことにより、子育てとの両立を可能にする女性のあらゆる働き方を支援します。		

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
18	【再掲】 男女共同参画週間の取 り組み	人権・同和対策課	男女共同参画社会の実現に向けた標語コンクールや記念講演会、街頭キャンペーンを開催し、様々な方法で啓発活動を行います。
183	ファミリー向け料理教室 の開催	人権・同和対策課	「料理は女性が行うもの」という固定観念を払拭するため、ファミリー向け料理教室を各地域の公民館等で開催しています。
184	男性の家事・育児参画 の推進	子育て支援課 こども家庭センター	各子育て支援センターで、父親が参加しやすいイベントを企画し、父を含めた家族同士で触れ合える機会を設けることにより、父親の育児参加を促進する取組を行います。
185	父子健康手帳の配布 ママパパクラスの開催	こども家庭センター	母子健康手帳交付時に希望者に父子健康手帳を配布しています。また、初めての出産を迎える夫婦を対象とした講習会や交流会を開催しています。



基本施策13 ひとり親家庭への支援

〈現状と課題〉

- 令和5年11月に就学児童に対して実施した中津市子ども・子育て支援事業ニーズ調査によると、暮らしの状況を質した設問について、ひとり親世帯では72.6%が「苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）」という回答結果でした。
- 過半数が経済的に苦しいという状況の中で、金銭的な直接支援のほか、こどもにとってなるべく不利益が生じることがないよう、きめ細かく当事者に寄り添った相談支援が必要です。



施策 No.13-1 経済的支援

〈施策の方向性〉

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、経済的な自立の実現に結びつける必要があります。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも留意しなければなりません。中津市では、手当等による直接的な経済的支援のほか、子育てを援助する事業に対して助成することや就労支援等を行い、ひとり親が安心して自立に向かえる環境を整備します。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容
28 拡充	【再掲】 児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を援助し、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。
44	【再掲】 ひとり親家庭医療費 助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者と児童の医療費を助成しています。
36	【再掲】 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	こども家庭センター	ひとり親家庭等のこどもの修学のための資金、保護者等の資格取得のための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。
45	【再掲】 自立支援教育訓練 給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格や技能を取得する場合、指定教育講座の受講に係る費用を助成しています。
46	【再掲】 ひとり親家庭への 就労支援	子育て支援課	児童扶養手当の現況届受付期間中に中津市役所内にハローワーク中津の特設窓口を設置する等、児童扶養手当受給者を対象とした就職支援を行っています。
47	【再掲】 高等職業訓練促進 給付金	子育て支援課	ひとり親が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で6ヶ月以上修業する場合、就業期間中(上限4年)の生活費を支給します。
186	保育施設への優先入 所、保育料の軽減	保育施設運営課 子育て支援課	ひとり親家庭の就労支援の一環として、保育施設への優先入所や保育料の軽減を実施しています。

施策 No.13-2 相談支援

〈施策の方向性〉

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえ、市として相談しやすい環境を作ることや、手続き等についてなるべく負担をかけないような取組が求められています。中津市では、ひとり親への様々な支援を網羅的に掲載した「ひとり親家庭サポートブック」を作成することや、毎年の児童扶養手当現況届の面談機会を利用したプッシュ型の相談支援を行うとともに、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談窓口体制を構築しています。

No.	具体的な取り組み	所管課	施策内容		
35	【再掲】 母子父子自立支援員	こども家庭センター	こども家庭センター内に母子父子自立支援員を1名配置し、住居や生活、就労、教育、DV等の関係機関と連携して支援しています。ひとり親家庭等のワンストップ相談窓口と位置付け、総合的かつ計画的な支援を行います。		
187	ひとり親家庭 サポートブック	子育て支援課	ひとり親家庭等への支援策を盛り込んだひとり親家庭サポートブックを作成し、対象世帯に配布しています。定期的に更新し、最新情報の提供に努めます。		
188	ひとり親へのあらゆる 機会を捉えた支援	子育て支援課	ホームページや市報による広報のほか、児童扶養手当現況届の面談機会を利用して、制度や施策を周知しています。		
37	【再掲】 ひとり親家庭のための 無料法律相談	こども家庭センター	大分県母子家庭等就業・自立支援センターと協働で、年に1回程度、無料法律相談会を開催しています。		
	目標		現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
	開催頻度		1回/年	1回/年	1回/年

指標一覧

No.	指標の内容	現状 (R6年度)	目標 (R9年度)	目標 (R11年度)
1	こども・若者会議 開催頻度	0回/年	1回/年	1回/年
2	赤ちゃんの駅 登録数	69 施設	72 施設	75 施設
3	屋外公園 遊具点検回数	4回/年	4回/年	4回/年
4	なかつ・こどもいきいきプレイルーム 年間利用者数	—	34,630 人	32,466 人
5	親子ふれあいイベント 年間開催数	1回/年	1回/年	1回/年
6	外国人の資格取得支援事業補助金 利用者数	3人	5人	5人
7	合同就職説明会等の年間参加者数	235 人	280 人	280 人
8	中津市創業支援等事業計画に基づく 年間創業者数(うち女性)	15 人(7 人)	20 人(10 人)	20 人(10 人)
9	要保護児童対策地域協議会 開催頻度	2回/年	2回/年	2回/年
10	こども食堂 新規開設か所数	1か所	1か所	1か所
11	ひとり親家庭のための無料法律相談 開催頻度	1回/年	1回/年	1回/年
12	巡回支援事業: 保育所等訪問支援事業 巡回支援を利用する施設の割合	30%	60%	90%
13	障がいのある児童を受け入れる施設の割合	70%	80%	90%
14	指定訪問看護事業所数	3事業所	4事業所	5事業所
15	保育コーディネーターを配置する保育施設の 割合	70%	80%	90%
16	保育所、幼稚園及び小学校の遊具点検回数	1回/年	1回/年	1回/年
17	保育事業 実施施設数	35 施設	35 施設	35 施設
18	休日保育事業 実施施設数	1施設	1施設	1施設
19	架け橋プログラムの周知 市内保育施設における研修会の実施	作成中	実施	実施
20	大分県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーの周知	1回/年	1回/年	1回/年
21	放課後児童クラブアドバイザーの人数	2人	2人	2人
22	学校施設敷地内で実施する放課後児童クラブ 支援単位数	13	16	20
23	母子健康手帳型アプリ 登録ユーザー数	1,423 人	1,900 人	2,200 人
24	子育てと仕事両立応援事業 認定事業所数	20 事業所	25 事業所	30 事業所

第5章 子ども・子育て支援事業計画



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 中津市の教育・保育提供区域について

事業ごとの「区域設定」について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の保育・教育の利用状況、施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、「保育・教育の事業の実施区域」及び「放課後児童健全育成事業の実施区域」は、「中津・三光地域」と「本耶馬溪・耶馬溪・山国地域」の2区域とし、放課後児童健全育成事業を除く「地域子ども・子育て支援事業の実施区域」については「中津市全域」の1区域と設定しました。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。

市内に居住するこどもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【保育の必要性の認定区分】

- ◆1号認定3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定0－2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 1号認定(教育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策区域の設定

◆中津市全域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	722	760	694	571	527

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	505	484	416	389	374
B 確保方策(定員数)	810	810	810	810	810
C 量の見込み差(B-A)	305	326	394	421	436

◆中津・三光地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	721	757	691	568	526

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	503	482	414	387	373
B 確保方策(定員数)	810	810	810	810	810
C 量の見込み差(B-A)	307	328	396	423	437

◆本耶馬溪・耶馬溪・山国地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	1	3	3	3	1

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2	2	2	2	1
B 確保方策(定員数)	0	0	0	0	0
C 量の見込み差(B-A)	△2	△2	△2	△2	△1

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

◆中津市全域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	1,414	1,353	1,301	1,280	1,257

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,331	1,276	1,152	1,077	1,037
B 確保方策(定員数)	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385
C 量の見込み差(B-A)	54	109	233	308	348

◆中津・三光地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	1,317	1,257	1,209	1,196	1,180

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,257	1,204	1,088	1,017	980
B 確保方策(定員数)	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292
C 量の見込み差(B-A)	35	88	204	275	312

◆本耶馬溪・耶馬溪・山国地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	97	96	92	84	77

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	74	72	64	60	57
B 確保方策(定員数)	93	93	93	93	93
C 量の見込み差(B-A)	19	21	29	33	36

(4) 3号認定(0歳児、1歳児、2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

◆中津市全域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	148	162	169	126	119

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	141	140	138	136	134
B 確保方策(定員数)	322	322	322	322	322
C 量の見込み差(B-A)	181	182	184	186	188

◆中津・三光地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	142	154	160	121	116

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	136	135	133	131	129
B 確保方策(定員数)	303	303	303	303	303
C 量の見込み差(B-A)	167	168	170	172	174

◆本耶馬溪・耶馬溪・山国地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	6	8	9	5	3

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	5	5	5	5	5
B 確保方策(定員数)	19	19	19	19	19
C 量の見込み差(B-A)	14	14	14	14	14

②3号認定(1・2歳児)

◆中津市全域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	966	940	944	932	884

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	817	777	805	801	794
B 確保方策(定員数)	990	990	990	990	990
C 量の見込み差(B-A)	173	213	185	189	196

◆中津・三光地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	919	901	906	892	845

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	782	743	770	767	760
B 確保方策(定員数)	942	942	942	942	942
C 量の見込み差(B-A)	160	199	172	175	182

◆本耶馬溪・耶馬溪・山国地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	47	39	38	40	39

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	35	34	35	34	34
B 確保方策(定員数)	48	48	48	48	48
C 量の見込み差(B-A)	13	14	13	14	14

(5) 1号・2号・3号認定の合計の実績・量の見込み・確保方策

◆中津市全域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	3,250	3,215	3,108	2,909	2,787

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2,794	2,677	2,511	2,403	2,339
B 確保方策(定員数)	3,507	3,507	3,507	3,507	3,507
C 量の見込み差(B-A)	713	830	996	1,104	1,168

◆中津・三光地域

実績値					単位:人
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	3,099	3,069	2,966	2,777	2,667

量の見込み・確保方策					単位:人
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2,678	2,564	2,405	2,302	2,242
B 確保方策(定員数)	3,347	3,347	3,347	3,347	3,347
C 量の見込み差(B-A)	669	783	942	1,045	1,105

◆本耶馬溪・耶馬溪・山国地域

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	151	146	142	132	120

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	116	113	106	101	97
B 確保方策(定員数)	160	160	160	160	160
C 量の見込み差(B-A)	44	47	54	59	63



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業〔基本型・こども家庭センター型〕

こどもや保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

1	本市の事業名称	利用者支援事業
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	0～18歳 ／ 実施箇所数
4	計画策定の考え方	令和6年に「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置しました。引き続き、全ての妊産婦、子育て世帯に対して切れ目なく一体的な支援に努めます。

実績値

単位：箇所

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施箇所	2	2	2	2	2

量の見込み・確保方策

単位：箇所

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
B 確保方策	2	2	2	2	2
①基本型	1	1	1	1	1
②こども家庭センター型	1	1	1	1	1
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

【妊婦等包括相談支援事業】【新規】

出産、育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。

1	本市の事業名称	妊婦等包括相談支援事業
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	妊産婦及びその配偶者等 ／ 面談回数(回／年)

4	計画策定の考え方	こども家庭センターにて1組当たり3回の面談を行い、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。 【量の見込みと確保方策の算出について】 0歳児推計人口 × 面談数（3回）
---	----------	---

量の見込み

単位：回

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,455	1,443	1,425	1,401	1,386
①妊娠届出時	485	481	475	467	462
②妊娠8か月前後	485	481	475	467	462
③出生届出	485	481	475	467	462
B 確保方策	1,455	1,443	1,425	1,401	1,386
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

※②は面談またはアンケートによる実施、③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の解消に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

1	本市の事業名称	子育て支援センター、なかつ・こどもいきいきプレイルーム
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	0～6歳 / 延べ利用者数（人／年）、実施箇所数
4	計画策定の考え方	子育て中の親子の交流や育児相談としての場所として、引続き親子がともに学び成長できるイベント等の機会を提供するとともに、地域の子育てに関係する団体等と連携し、子育て支援の充実に努めます。また、本耶馬溪・耶馬溪・山国地域においては、児童館等による「出張ひろば」を実施します。 【量の見込みの算出について】 令和5年度実績値を基に、年齢別人口推計の増減率を乗じて算出 ・プレイルーム：0～6歳児 ・その他の拠点施設：0～2歳児 【確保方策の算出について】 ・人数：量の見込み数と同数を設定 ・箇所：現在の箇所数を維持

実績値

単位：人回、箇所

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(延べ人数)	28,043	36,827	54,097	63,267	
実施箇所	8	8	8	8	7

量の見込み・確保方策

単位：人回、箇所

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	57,603	55,600	53,670	52,137	51,036
B 確保方策	57,603	55,600	53,670	52,137	51,036
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	7	7	7	7	7

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

1	本市の事業名称	妊婦一般健康診査
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	妊婦 ／ 受診件数（件／年）
4	計画策定の考え方	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票（14回）を配布し、大分県内の医療機関及び助産施設への委託により妊婦健診サービスを提供します。また県外の医療機関等を受診する場合は償還払いにより公費負担を行う等、妊産婦の経済的負担の軽減と産科医療機関等と連携した適正な受診の勧奨に努めます。 【量の見込みと確保方策の算出について】 0歳児推計人口 × 過去の妊婦1人あたり平均受診回数（11回）

実績値

単位:件

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施件数	6,745	6,194	6,057	5,066	

量の見込み・確保方策

単位:件

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	5,335	5,291	5,225	5,137	5,082
B 確保方策	5,335	5,291	5,225	5,137	5,082
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

1	本市の事業名称	こんにちは赤ちゃん事業
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	生後4か月までの乳児 / 訪問件数（人／年）
4	計画策定の考え方	転出や長期入院など訪問が出来ない場合でも電話連絡等で養育状況の把握に努め、母子保健サービスの紹介や育児相談等を実施します。 【量の見込みと確保方策の算出について】 0歳児推計人口と同数を設定

実績値

単位: 件

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問数	662	581	575	485	

量の見込み・確保方策

単位: 件

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	485	481	475	467	462
B 確保方策	485	481	475	467	462
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

【産後ケア事業】【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てがでる支援体制を確保する事業です。

1	本市の事業名称	産後ケア事業
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	産婦 / 延べ利用者数（人／年）
4	計画策定の考え方	【量の見込みと確保方策の算出について】 推計産婦数 × 利用見込み産婦数 ÷ 全産婦数 × 平均利用日数 ・直近の利用状況を踏まえて設定しました

量の見込み・確保方策

単位: 人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	262	260	257	252	249
推計産婦数	485	481	475	467	462
利用見込み産婦率	18%	18%	18%	18%	18%
平均利用日数	3	3	3	3	3
B 確保方策	262	260	257	252	249
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

1	本市の事業名称	養育支援訪問事業
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	支援を特に必要とする妊産婦及びその家庭　／　延べ訪問回数（回／年）
4	計画策定の考え方	乳幼児全戸訪問事業等により、積極的な支援が必要と判断した家庭に対し、母子保健係や相談支援係の保健師や専門員が訪問し、指導助言を行うほか、児童家庭支援センター等による育児・家事援助を実施します。 【量の見込みと確保方策の算出について】 子育てに対する不安や孤立感等を抱える世帯や様々な原因により養育支援が必要となっている家庭が増加傾向にあるため、直近の利用実績の最大値（R5年度）を見込み量として設定しました。

実績値

単位：回

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問数	538	523	631	665	

量の見込み・確保方策

単位：回

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	665	665	665	665	665
B 確保方策	665	665	665	665	665
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

1	本市の事業名称	ショートステイ、トワイライトステイ
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	0歳～18歳 ／ 利用日数（日／年）、個所数
4	計画策定の考え方	世帯状況や家庭環境を十分把握し、必要に応じて他の子育て支援サービスとも連携を取りながら、保護者及びこどもへの負担をできる限り軽減できるよう配慮していきます。 【量の見込みの算出について】 多子世帯や支援が必要な家庭の利用が増えていることに鑑み、直近の利用実績の最大値（R5年度）を量の見込みとして設定しました。 【確保方策の算出について】 ・日数：量の見込みと同数を設定 ・箇所：現在の箇所数を維持

実績値

単位：日、箇所

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
預かり日数	124	201	156	296	
契約施設	3	3	3	3	3

量の見込み・確保方策

単位：日、箇所

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	278	278	278	278	278
B 確保方策	278	278	278	278	278
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
契約施設	3	3	3	3	3

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の一時的な預かりや移動支援等の援助を希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡・調整や、援助を行うことを希望する者へ講習の実施等の支援を行う事業です。

1	本市の事業名称	ファミリー・サポート・センター
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	0歳～小学6年生 ／ 利用件数（件／年）
4	計画策定の考え方	「まかせて会員」の確保が難しくなっていることなどの課題について委託先の中津市社会福祉協議会と協議し、会員の増加を目指します。また、効果的な周知を行い当該事業を積極的に利用してもらえるよう、普及促進に努めます。 【量の見込みと確保方策の算出について】 直近の利用状況を踏まえて設定

実績値

単位:件

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用件数	108	326	250	243	

量の見込み・確保方策

単位:件

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	250	250	250	250	250
B 確保方策	250	250	250	250	250
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

1	本市の事業名称	一時預かりサービス
2	担当課	保育施設運営課
3	対象／単位	0歳～5歳（在園児対応型は3歳～5歳）／延べ利用人数（人／年）、実施箇所数
4	計画策定の考え方	在園児対応型については、認定こども園および幼稚園で実施します。在園児対応型以外については、令和6年度の実施施設において継続して実施するほか、公立保育所において新規実施を検討します。 【量の見込みの算出について】 在園児対応型についてはアンケート調査による今後の利用意向・利用日数から算出し、在園児対応型以外については、そこから「施設の定期的利用」及び「祖父母等の支援」が「有り」と回答した世帯を除いた保護者の利用意向立から算出しました。 【確保方策の算出について】 ・人数：量の見込みと同数を設定 ・箇所：令和6年度の実施箇所数を基礎とし、在園時対応型については保育所から認定こども園への移行見込数を踏まえて設定

◆在園児対応型

実績値

単位：人回

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(延べ人数)	76,075	87,593	92,555	100,412	
実施箇所	24	24	24	25	25

量の見込み・確保方策

単位：人回

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	104,458	100,093	89,211	83,392	80,308
B 確保方策	104,458	100,093	89,211	83,392	80,308
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	27	27	27	27	27

◆在園児対応型以外

実績値

単位:人回

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(延べ人数)	2,745	2,400	1,840	1,707	
実施箇所	16	16	16	13	20

量の見込み・確保方策

単位:人回

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,513	1,453	1,386	1,334	1,302
B 確保方策	1,513	1,453	1,386	1,334	1,302
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	21	22	23	24	25

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】【新規】

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で令和8年度から全自治体で実施されることとされています。

1	本市の事業名称	こども誰でも通園制度
2	担当課	保育施設運営課
3	対象／単位	0歳6か月～満3歳未満 / 定員数(人)
4	計画策定の考え方	【量の見込みと確保方策の算出について】 (対象年齢(※1)の未就園児数 × 月一定時間(※2)) ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3) (※1) 0歳6か月から満3歳未満 (※2) 月一定時間は、本調査においては、月10時間と仮定します。 (※3) 月176時間(8時間×22日)を基本とします。

A 推計人口

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	485	481	475	467	462
1歳児	449	480	476	470	462
2歳児	526	444	475	471	465

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	141	140	138	136	134
1歳児	366	394	393	390	386
2歳児	451	383	412	411	408

C 未就園児数 (A-B)

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	102	101	99	98	97
1 歳児	83	86	83	80	76
2 歳児	75	61	63	60	57

※0 歳児は生後 6 か月から利用可能なため、 $A \div 2 - B$ としている。D 必要定員数 ($C \times 10 \div 176$)

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	13	12	12	12	12
0 歳児	5	5	5	5	5
1 歳児	4	4	4	4	4
2 歳児	4	3	3	3	3
B 確保方策	13	12	12	12	12
0 歳児	5	5	5	5	5
1 歳児	4	4	4	4	4
2 歳児	4	3	3	3	3

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

1	本市の事業名称	延長保育事業
2	担当課	保育施設運営課
3	対象／単位	0 歳～5 歳 ／ 実利用人数（人／年）、実施箇所数
4	計画策定の考え方	令和 6 年度の実施施設において継続して実施します。 【量の見込みと確保方策の算出について】 アンケート調査による今後の利用意向・利用日数から、「祖父母等の支援有り」と回答した世帯を除いた保護者の利用率から算出

実績値

単位:人

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(実人数)	222	167	190	240	
実施箇所	22	21	19	18	18

量の見込み・確保方策

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	661	634	601	577	562
B 確保方策	661	634	601	577	562
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	20	20	20	20	20

(10) 病児・病後児保育事業

病気等の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

1	本市の事業名称	病児・病後児保育事業
2	担当課	保育施設運営課
3	対象／単位	0歳～小学6年生 ／ 延べ利用人数（人／年）
4	計画策定の考え方	令和6年度の実施施設において継続して実施します。 【量の見込みと確保方策の算出について】 過去の最大利用日数実績値を利用希望日数とし、そこから祖父母等の支援有り」と回答した世帯を除いて算出

実績値

単位：人日

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(延べ人数)	758	1,275	1,509	1,165	
実施箇所	2	2	2	2	2

量の見込み・確保方策

単位：人日

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2,108	1,908	1,807	1,735	1,691
B 確保方策	2,108	1,908	1,807	1,735	1,691
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

1	本市の事業名称	放課後児童クラブ
2	担当課	子育て支援課
3	対象／単位	小学1年生～小学6年生 ／ 利用実人数(人)、実施個所数
4	計画策定の考え方	待機児童の発生が見込まれる校区については低学年児童を優先して受け入れるとともに、高学年の待機児童対策として、放課後子ども教室との連携、定員増を伴う施設整備、送迎支援等による受入れ等について検討します。 過疎地域について、人手不足等により運営困難となったクラブについては順次放課後居場所緊急対策事業に切り替えていくものとします。 施設整備については、可能な限り学校からの距離が近い場所への整備及び放課後子ども教室との一体型(校内交流型)を前提とし、待機児童解消等のため、南部校区、小楠校区、鶴居校区、大幡校区、三保校区において実施を計画しています。 放課後子ども教室と一体的な実施見込みのない校区については、物理的な距離による問題等もあるため、引き続き社会教育課と連携し、相互の交流等について取り組んで行きます。 【量の見込みの算出について】 低学年の量の見込みは、過去5年間の利用率の推移を踏まえ、令和7年度 42%から1年に 0.5%ずつ利用率が上昇する見込みにより算出し、高学年の量の見込みについては、過去5年間の最大利用率6%で推移する見込みにより算出 【確保方策の算出について】 ・人数：量の見込みと同数を設定 ・箇所：施設整備による増加分を反映

◆中津市全域

実績値

単位：人、箇所

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申込者数	1,038	1,021	1,050	1,059	1,032
実施箇所	36	36	35	35	33

量の見込み・確保方策

単位：人、箇所、校区

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1,005	946	962	937	905
低学年	870	811	789	773	750
高学年	135	135	173	164	155
B 確保方策	1,005	946	962	937	905
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	34	35	36	36	36
放課後子ども教室と一体的に実施する校区	12	13	14	15	16

◆中津・三光地域

量の見込み・確保方策

単位：人、箇所、校区

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	897	842	849	828	800
低学年	801	746	726	711	690
高学年	96	96	123	117	110
B 確保方策	897	842	849	828	800
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	29	30	31	31	31
放課後子ども教室と一体的に実施する校区	9	9	10	11	11

◆本耶馬溪・耶馬溪・山国地域

量の見込み・確保方策

単位：人、箇所、校区

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	108	104	113	109	105
低学年	69	65	63	62	60
高学年	39	39	50	47	45
B 確保方策	108	104	113	109	105
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0
実施箇所	5	5	5	5	5
放課後子ども教室と一体的に実施する校区	3	4	4	4	5

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。対象家庭を訪問し、下記の支援を行うことを基本に、家庭の状況に合わせ次の内容を包括的に実施するものです。

◆家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

◆育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

1	本市の事業名称	子育て世帯訪問支援事業
2	担当課	こども家庭センター
3	対象／単位	特に支援が必要な妊産婦及び子育て家庭　／　延べ訪問回数
4	計画策定の考え方	【量の見込みと確保方策の算出について】 年間利用世帯数を１０世帯と見込み、１世帯あたり最大１２回利用したとして算出 １０世帯　×　１２回

量の見込み・確保方策

単位：回

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	120	120	120	120	120
B 確保方策	120	120	120	120	120
C 量の見込み差(B-A)	0	0	0	0	0

4 人口減少時代における教育・保育の在り方について

教育保育の量の確保については、一貫して量の拡大を図ってきましたが、幼児教育保育の質の向上、地域における子育て支援機能の強化、過疎地域における幼児教育保育の確保の実現を目指しつつ、教育保育の実施区域ごとの需要に応じた幼児教育保育施設の適正配置を行うために、人口推計を踏まえ、関係部署や民間団体と連携し、慎重に検討を行っていき、必要量の確保に努めます。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報誌や市ホームページによる広報等により、制度や申請手続についての周知に努めるとともに、教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督にあたっては、県と必要な情報を共有し、協働で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

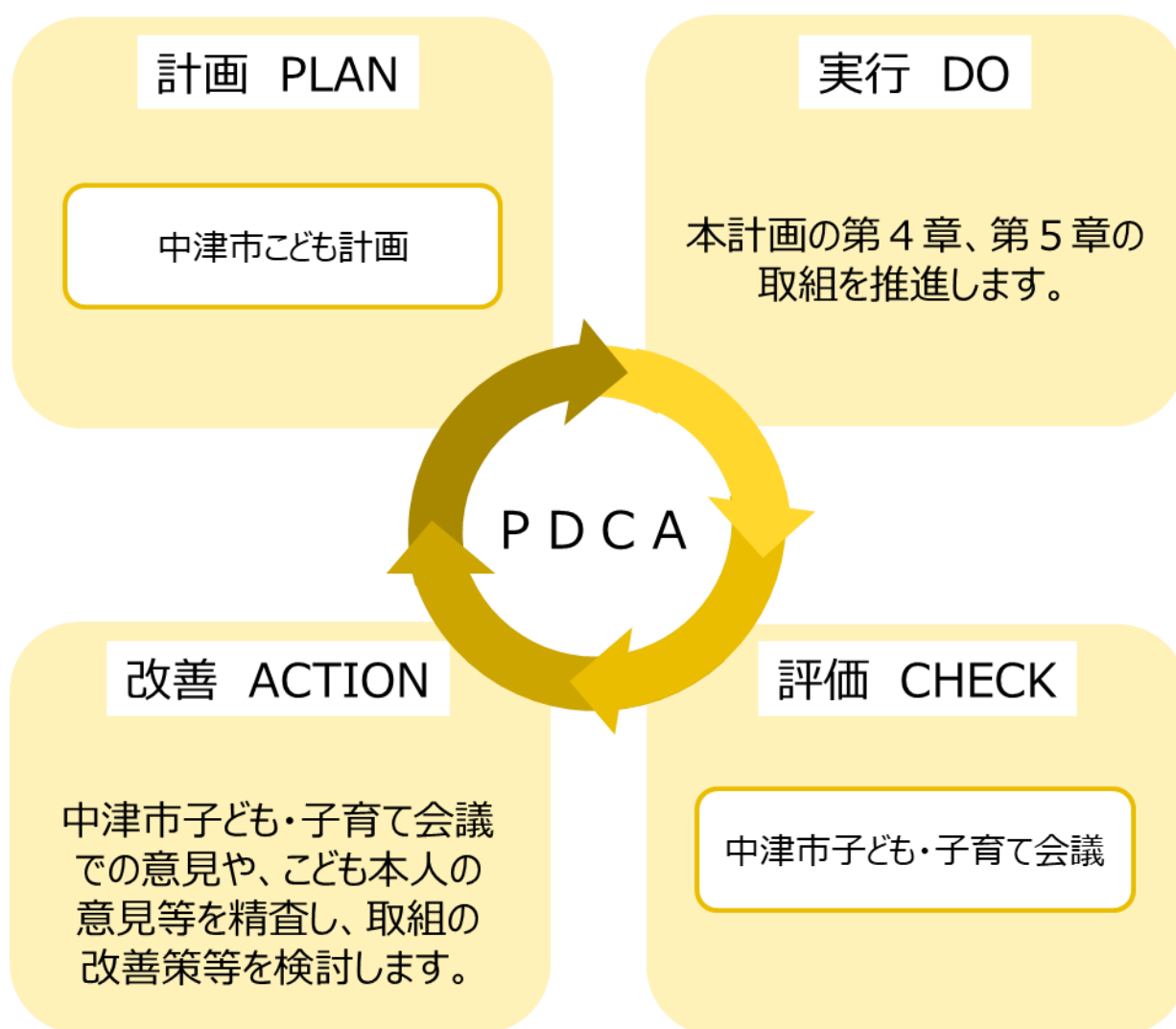


第 6 章 計画の推進に向けて

1 推進体制及び進行管理

本計画に基づく各種施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり・生涯学習など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進するとともに、市民、学識経験者、関係団体及び事業者の推薦を受けた者からなる「中津市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理や評価を行います。

また、法律等に基づく制度改革やその他広域的な対応が必要な場合は国・県などとの連携を深め計画を推進していきます。



2 当事者からの意見聴取

こども基本法第 11 条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じて、こどもの年齢や発達段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとしています。

中津市では、「中津市 こども・若者会議」を定期的を開催し、こども本人からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っています。



第7章 参考資料



第7章 参考資料

1 中津市子ども・子育て会議委員名簿(順不同・敬称略)

氏名	団体・役職等
井上 登生（会長）	中津市医師会 医師 「中津こどもメディカルスーパーバイザー」
土居 孝信（副会長）	幼稚園・認定こども園「双葉ヶ丘幼稚園」園長
坂本 美紀	発達障がい児親の会「たんぽぽの会」会長
酒井 直樹	認可保育園・認定こども園（旧中津地域） 「おぐすこども園」園長
池内 めぐみ	認可保育園・認定こども園（旧中津地域） 「中殿こども園」保護者
清原 麻比	認可保育園（旧下毛地域）「柿坂保育園」主任保育士
新谷 智世	認可保育園（旧下毛地域）「みさと保育園」保護者
中嶋 絵美	認可外保育施設「とみよ保育園 NAKATSU」副主任保育士
中寄 敦之	幼稚園・認定こども園「めぐみ幼稚園」保護者
八丁 誠一	公立幼稚園 園長会長 「南部幼稚園」園長
山口 哲郎	中津市小中学校 小学校長会長 「山口小学校」校長
橘 真琴	中津市 PTA 連合会 母親部
魏 文文	子育て支援センター 利用者（なかつ・こどもいきいきプレイルーム）
中尾 智子	「沖代児童クラブひだまり」放課後児童クラブ支援員
末宗 恵子	「小楠児童クラブひまわり」放課後児童クラブ保護者
衛藤 祐治	児童養護施設「聖ヨゼフ寮」施設長
友松 貴子	中津市民生委員児童委員連合協議会
中山 顕子	中津商工会議所
黒永 俊弘	中津市教育委員会 教育部長
今泉 俊一	中津市 健康福祉部長

2 会議の設置根拠・所掌事務

1 設置根拠

◎子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

◎中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成 30 年条例第 17 号）

【子ども・子育て支援法抜粋】

第 72 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

【中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例抜粋】

第 2 条 市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として別表第 1 及び別表第 2 の第 1 欄に掲げる附属機関を置く。

2 所掌事務

【中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 2 条（担任する事務）】

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に規定する事務

【子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項】

- （1）認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定について意見を述べること
- （2）小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること
- （3）子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- （4）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

3 用語解説

【あ行】

一般世帯

国勢調査上の世帯の分類。住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等をいう。

【か行】

家庭的保育

保育ママともいう。保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（子ども・子育て支援法第7条）

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均をとった指標。

国勢調査

人口及び世帯に関するデータを調べる全数調査。10年ごとに総務大臣が行い、その中間の5年目に当たる年には簡易な調査を行うとされている。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う機関。

こども家庭センター

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

こども家庭庁

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023年4月発足。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。

子ども・子育て関連 3 法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもの豊かな育成と安心した子育てを支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取り組みのこと。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。

子ども・子育てビジョン

平成22年1月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。

こどもの貧困

相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人のこどもが貧困状態にあると言われている。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取り組みが求められた。平成26年度までの10年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(子ども・子育て支援法第61条)

児童館

児童福祉法第40条に規定する、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること」を目的とする施設。

児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されている手当。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

就学援助制度

学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定により実施される援助。

小規模保育

3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1. (若者の) 自立への希望と力」、「2. (子育ての) 不安と障壁の除去」「3. 子育ての新たな支え合いと連帯(家族のきずなと地域のきずな)」の、少子化の流れを変えるための3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとした。平成16年6月閣議決定。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。

スクールソーシャルワーカー

こどもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、こどもの側に立って解決するためのサポートシステム及びサポートする人。

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業がある。(子ども・子育て支援法第59条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

パブリックコメント

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

ハローワーク

公共職業安定所。職業紹介事業を営む主体として、国によって運営されている。

ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。

保育所（園）

保育を必要とする乳児（0～2歳）又は幼児（3～5歳）を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所」がある。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）

【参考】認定区分

- ◆1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ◆2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後子ども総合プラン

厚生労働省と文部科学省が共同して、すべての小学校児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の計画的な整備をすすめるための計画。

放課後児童支援員

都道府県知事が行う研修を修了した、放課後児童健全育成事業の実施者。小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る専門職である。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

【や行】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

幼稚園

学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

中津市こども計画

令和7年3月

編集・発行 中津市 健康福祉部 子育て支援課

〒871-8501

大分県中津市豊田町 14 番地 3

Tel :0979-33-7026

Fax :0979-24-7522

E-mail:kosodate@city.nakatsu.lg.jp

こどもまんなか住み良いなかつ
～すべてのこどもが健やかで輝きに満ち、未来を彩るまち～



イラスト：久留見 花波

